

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

表3 重大事故発生時等の各体制における緊急時対策所の収容人数

体制	要員数	緊急時対策所				合計	予備の専任者
		本部要員	現場要員	現場要員	現場要員		
① 平時	運転員	12	12	10	10	68	-
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本部要員	2	2	2	2		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
② 初期	運転員	12	12	10	10	68	-
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本部要員	2	2	2	2		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
③ 初期から1時間後	運転員	12	12	10	10	68 ~ 78	運転員が緊急時対策所へ移動する。
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本部要員	2	2	2	2		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
④ フォーム運用時	運転員	12	12	10	10	110	24時間運用中である場合は、運転員が緊急時対策所へ移動する。
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本部要員	2	2	2	2		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
⑤ フォーム運用時（夜間）	運転員	12	12	10	10	117	24時間運用中である場合は、運転員が緊急時対策所へ移動する。
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本部要員	2	2	2	2		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		
	運転員	1	1	1	1		

女川原子力発電所2号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1/2）

事象進展	要員数(※1) (名)	緊急時 対策所 (名)	中央制御 室 (名)	中央制御 室待機所 (名)	その他の 場所 (名)	現場 (名)	収容人数 合計		
① 初期 体制	本部要員 (※1)	意思決定・指揮	12	-	-	-	-	6	
		情報収集・計画立案	8	-	-	-	-		
		現場対応	8	-	-	-	38		
		対外対応	2	-	-	-	-		
		情報管理	4	-	-	-	-		
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-	-		
		運転員	7	-	5~7	-	-		0~2
		保存現場要員(※2)	33	-	-	-	33		-
		モニタリング要員(※4)	6	-	-	-	6		-
		初期消火要員(消防車隊)(※3)	6	-	-	-	6		-
② 警戒 体制	本部要員 (※1)	意思決定・指揮	12	-	-	-	-	38	
		情報収集・計画立案	8	-	-	-	-		
		現場対応	8	-	-	-	38		
		対外対応	2	-	-	-	-		
		情報管理	4	-	-	-	-		
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-	-		
		運転員	7	-	5~7	-	-		0~2
		重大事故等対応要員(※2)	17	-	-	-	17		(17)
		モニタリング要員(※4)	6	-	-	-	6		-
		初期消火要員(消防車隊)(※3)	6	-	-	-	6		(6)
③ 第1緊急 体制	本部要員 (※1)	意思決定・指揮	12	-	-	-	-	83	
		情報収集・計画立案	8	-	-	-	-		
		現場対応	8	-	-	-	38		
		対外対応	2	-	-	-	-		
		情報管理	4	-	-	-	-		
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-	-		
		運転員	7	-	5~7	-	-		0~2
		保存現場要員(※2)	33	-	-	-	33		(33)
		モニタリング要員(※4)	6	-	-	-	6		(6)
		初期消火要員(消防車隊)(※3)	6	-	-	-	6		(6)

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：平日昼間は、事務棟等で勤務している。夜間及び休日（平日の勤務時間外）については、事務棟等で待機。
 ※3：初期消火要員（消防車隊）は6名で構成され、火災の規模に応じ、消火車が招集される。
 ※4：直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

泊発電所3号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1/2）

体制	要員数(※1)	緊急時対策所				収容人数 合計		
		指揮所	待機所	中央制御 室	総合管理室 運用所			
① 初期対応	本部要員(※1)	指揮者	1	-	-	1	-	
		通報連絡責任者	1	-	-	1		
		通報連絡者	1	-	-	1		
		消火責任者	1	-	-	1		
		3号炉運転員	6	-	3~6	-		0~3
		災害対策要員	11	-	-	11		
		災害対策要員(支援)	15	-	-	15		
		消火要員(※3)	8	-	-	8		
		指揮者	1	-	-	1		
		通報連絡責任者	1	-	-	1		
通報連絡者	1	-	-	1				
消火責任者	1	-	-	1				
3号炉運転員	6	-	3~6	-	0~3			
災害対策要員	11	-	-	11				
災害対策要員(支援)	15	-	-	15				
消火要員(※3)	8	-	-	8				
② 予方方及防範 体制	本部要員(※1)	指揮者	1	1	-	-	30	
		通報連絡責任者	1	1	-	-		
		通報連絡者	1	1	-	-		
		消火責任者	1	1	-	-		
		3号炉運転員	6	-	3~6	-		0~3
		現場要員	24	-	24	-		(24)
		モニタリング要員	2	-	2	-		(2)
		消火要員(※3)	8	-	8	-		(8)
		意思決定・指揮	10	-	-	-		-
		情報管理・対外対応	7	-	-	-		-
③ 予方方緊急事態 体制	本部要員(※1)	意思決定・指揮	12	-	-	-	89	
		情報収集・計画立案	8	-	-	-		
		現場対応	8	-	-	-		
		対外対応	2	-	-	-		
		情報管理	4	-	-	-		
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-		
		3号炉運転員	6	-	3~6	-		0~3
		現場要員	27	-	27	-		(27)
		モニタリング要員	4	-	4	-		(4)
		消火要員(※3)	8	-	8	-		(8)

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：平日昼間は、総合管理事務所等で勤務している。
 ※3：消火要員は8名で構成され、火災の規模に応じ、消火車が招集される。
 ※4：直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

【大飯】【女川】
 ・体制の相違
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (1/4)

Table with 7 columns: 事象進展, 要員数(※1), 緊急時対策所(※2), 中央制御室(※3), 中央制御室(※4), その他(※5), 収容人数合計. Includes sub-tables for 原子力発電所 and 緊急時対策所.

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
※2: 平日稼働は、5号炉定額運転等で勤務している。夜間及び休日(平日の勤務時間以外)については、前泊等での勤務。
※3: 自衛消防隊は、消防隊員1名、初期消火班(消防車隊)4名、警備員3名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動が実施される。
※4: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (2/4)

Table with 7 columns: 事象進展, 要員数(※1), 緊急時対策所(※2), 中央制御室(※3), 中央制御室(※4), その他(※5), 収容人数合計. Includes sub-tables for 原子力発電所 and 緊急時対策所.

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
※2: 平日稼働は、5号炉定額運転等で勤務している。夜間及び休日(平日の勤務時間以外)については、前泊等での勤務。
※3: 自衛消防隊は、消防隊員1名、初期消火班(消防車隊)4名、警備員3名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動が実施される。
※4: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

女川原子力発電所2号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

Table with 7 columns: 事象進展, 要員数(※1), 緊急時対策所(※2), 中央制御室(※3), 中央制御室(※4), その他(※5), 収容人数合計. Includes sub-tables for 原子力発電所 and 緊急時対策所.

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
※2: 初期消火要員(消防車隊)は6名で構成され、火災の発生に応じて、消火班が形成される。
※3: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。
※4: 「東川発電用原子炉に係る重大事故時の情報収集及び緊急時対策所の居住性に係る概ねく詳細に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間。
※5: プールーム放出前、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に避難する。
※6: 必要に応じて、発電所外から交替・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。

泊発電所3号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

Table with 7 columns: 事象進展, 要員数(※1), 緊急時対策所(※2), 中央制御室(※3), 総合管理事務所(※4), その他(※5), 収容人数合計. Includes sub-tables for 原子力発電所 and 緊急時対策所.

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
※2: 消火要員は6名で構成され、火災の発生に応じて、消火班が形成される。
※3: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。
※4: 「美川発電用原子炉に係る重大事故時の情報収集及び緊急時対策所の居住性に係る概ねく詳細に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間。
※5: プールーム放出前、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に避難する。
※6: 必要に応じて、発電所外から交替・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>表3.1-1 重大事故発生時の事業進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業進展</th> <th>要員数(※1)</th> <th>緊急時対策所(対東本部)(注)</th> <th>緊急時対策所(現場)(注)</th> <th>中央制御室</th> <th>中央制御室待避室</th> <th>その他の棟</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第2次緊急時態勢</td> <td>緊急決定・指揮</td> <td>6</td> <td>73</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>23</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>0~18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0~12</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員(※3)</td> <td>43</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員(※4)</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊(※5)</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>交際要員(※6)</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(※4)から14時間後(※4)</td> <td>緊急決定・指揮</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>交際要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(※4)から19時間後(※4)</td> <td>緊急決定・指揮</td> <td>5</td> <td>82</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>本部交際要員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>49</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(※4)から19時間後(※4)</td> <td>緊急決定・指揮</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>本部交際要員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員数に2名では、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。 ※2 自衛消防隊は、現場班(1名)、現場班(2名)、現場班(3名)の構成となる。現場班3名で構成され、火災の規模に応じて、消火活動可能となる。 ※3 直営班(発電所内)に非営班(集約班)あり、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員はバックアップ要員として確保される。 ※4 「緊急時態勢」から「緊急時対応」に移る重大事故時の訓練及び緊急時対応中の要員は、二班を確保して訓練に関する都合(交代)に基づいて、前後の要員で対応する。 ※5 グループ編成中(※4)から19時間後(※4)に、緊急時対応中に必要要員以上の要員は、現場内に確保する。 ※6 必要に応じて、発電所内から交代・待機要員を呼び寄せ要員として加える。</p>	事業進展	要員数(※1)	緊急時対策所(対東本部)(注)	緊急時対策所(現場)(注)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の棟	収容人数合計	第2次緊急時態勢	緊急決定・指揮	6	73	—	—	—	79	情報収集・計画立案	23	—	—	—	—	23	現場対応	14	—	—	—	—	14	燃料管理	13	—	—	—	—	13	ロジ・リソース管理	18	—	0~18	—	—	36	連絡員(当直)	18	—	—	—	0~12	30	直営班現場要員(※3)	43	—	03	—	—	46	保安班現場要員(※4)	15	—	35	—	—	50	自衛消防隊(※5)	19	—	19	—	—	38	交際要員(※6)	5	—	—	—	—	5	グループ編成中(※4)から14時間後(※4)	緊急決定・指揮	2	12	—	—	—	14	情報収集・計画立案	2	—	—	—	—	2	現場対応	3	—	—	—	—	3	燃料管理	2	—	—	—	—	2	ロジ・リソース管理	2	—	2	—	—	4	連絡員(当直)	2	—	—	—	—	2	直営班現場要員	2	—	2	—	—	4	保安班現場要員	2	—	2	—	—	4	自衛消防隊	2	—	2	—	—	4	交際要員	2	—	—	—	—	2	グループ編成中(※4)から19時間後(※4)	緊急決定・指揮	5	82	—	—	—	87	情報収集・計画立案	7	—	—	—	—	7	現場対応	6	—	—	—	—	6	燃料管理	2	—	—	—	—	2	ロジ・リソース管理	2	—	—	—	—	2	本部交際要員	—	—	—	—	—	—	連絡員(当直)	18	—	—	—	18	36	直営班現場要員	54	14	49	—	—	117	保安班現場要員	3	3	—	—	—	6	自衛消防隊	9	—	—	—	—	9	グループ編成中(※4)から19時間後(※4)	緊急決定・指揮	3	1	—	—	—	4	情報収集・計画立案	3	1	—	—	—	4	現場対応	3	1	—	—	—	4	燃料管理	3	1	—	—	—	4	ロジ・リソース管理	3	1	—	—	—	4	本部交際要員	—	—	—	—	—	—	連絡員(当直)	2	2	—	—	—	4	直営班現場要員	2	2	—	—	—	4	保安班現場要員	2	2	—	—	—	4	自衛消防隊	2	2	—	—	—	4			
事業進展	要員数(※1)	緊急時対策所(対東本部)(注)	緊急時対策所(現場)(注)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の棟	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第2次緊急時態勢	緊急決定・指揮	6	73	—	—	—	79																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・計画立案	23	—	—	—	—	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	14	—	—	—	—	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料管理	13	—	—	—	—	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	18	—	0~18	—	—	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	18	—	—	—	0~12	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員(※3)	43	—	03	—	—	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員(※4)	15	—	35	—	—	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊(※5)	19	—	19	—	—	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	交際要員(※6)	5	—	—	—	—	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(※4)から14時間後(※4)	緊急決定・指揮	2	12	—	—	—	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・計画立案	2	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	3	—	—	—	—	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料管理	2	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	2	—	2	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	2	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	2	—	2	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	2	—	2	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	2	—	2	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	交際要員	2	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(※4)から19時間後(※4)	緊急決定・指揮	5	82	—	—	—	87																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・計画立案	7	—	—	—	—	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	6	—	—	—	—	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料管理	2	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	2	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	本部交際要員	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	18	—	—	—	18	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	54	14	49	—	—	117																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	3	3	—	—	—	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	9	—	—	—	—	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(※4)から19時間後(※4)	緊急決定・指揮	3	1	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・計画立案	3	1	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	3	1	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料管理	3	1	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	3	1	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	本部交際要員	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>表3.1-1 重大事故発生時の事業進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業進展</th> <th>要員数(※1)</th> <th>緊急時対策所(対東本部)(注)</th> <th>緊急時対策所(現場)(注)</th> <th>中央制御室</th> <th>中央制御室待避室</th> <th>その他の棟</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(グループ編成開始から19時間後(※4))</td> <td>緊急決定・指揮</td> <td>6</td> <td>52</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>本部交際要員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>49</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(グループ編成開始から19時間後(※4))</td> <td>緊急決定・指揮</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本部交際要員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員数に2名では、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。 ※2 自衛消防隊は、現場班(1名)、現場班(2名)、現場班(3名)の構成となる。現場班3名で構成され、火災の規模に応じて、消火活動可能となる。 ※3 直営班(発電所内)に非営班(集約班)あり、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員はバックアップ要員として確保される。 ※4 「緊急時態勢」から「緊急時対応」に移る重大事故時の訓練及び緊急時対応中の要員は、二班を確保して訓練に関する都合(交代)に基づいて、前後の要員で対応する。 ※5 グループ編成中(※4)から19時間後(※4)に、緊急時対応中に必要要員以上の要員は、現場内に確保する。 ※6 必要に応じて、発電所内から交代・待機要員を呼び寄せ要員として加える。</p>	事業進展	要員数(※1)	緊急時対策所(対東本部)(注)	緊急時対策所(現場)(注)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の棟	収容人数合計	グループ編成中(グループ編成開始から19時間後(※4))	緊急決定・指揮	6	52	—	—	—	58	情報収集・計画立案	21	—	—	—	—	21	現場対応	14	—	—	—	—	14	燃料管理	6	—	—	—	—	6	ロジ・リソース管理	6	—	—	—	—	6	本部交際要員	—	—	—	—	—	—	連絡員(当直)	18	—	—	—	—	18	直営班現場要員	54	14	49	—	—	117	保安班現場要員	3	3	—	—	—	6	自衛消防隊	9	—	—	—	—	9	グループ編成中(グループ編成開始から19時間後(※4))	緊急決定・指揮	2	2	—	—	—	4	情報収集・計画立案	—	—	—	—	—	—	現場対応	—	—	—	—	—	—	燃料管理	—	—	—	—	—	—	ロジ・リソース管理	—	—	—	—	—	—	本部交際要員	—	—	—	—	—	—	連絡員(当直)	2	2	—	—	—	4	直営班現場要員	2	2	—	—	—	4	保安班現場要員	2	2	—	—	—	4	自衛消防隊	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																	
事業進展	要員数(※1)	緊急時対策所(対東本部)(注)	緊急時対策所(現場)(注)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の棟	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(グループ編成開始から19時間後(※4))	緊急決定・指揮	6	52	—	—	—	58																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・計画立案	21	—	—	—	—	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	14	—	—	—	—	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料管理	6	—	—	—	—	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	6	—	—	—	—	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	本部交際要員	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	18	—	—	—	—	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	54	14	49	—	—	117																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	3	3	—	—	—	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	9	—	—	—	—	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(グループ編成開始から19時間後(※4))	緊急決定・指揮	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・計画立案	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料管理	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	本部交際要員	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	2	2	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 1</p> <p>1 1. 緊急安全対策要員の動線について</p> <p>(1) 緊急安全対策要員の召集及び召集場所</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む）を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務する。</p> <p>常駐・居住場所、召集場所及び召集ルート（時間外・休日（夜間））</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>①：緊急時対策本部要員は、第1事務所、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には運転員からの連絡を受け、緊急安全対策要員へ参集指示を行うとともに、緊急時対策所に移動し発電所対策本部としての活動を行う。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊する。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務する。</p> <p>緊急時対策所、事務建屋の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者である情報班長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常招集の指示をする。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p> <p>総務班長は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち重大事故等対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の重大事故等対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡の指示を行い、連絡責任者は非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交代者を含む。）を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務する。</p> <p>緊急時対策所、総合管理事務所の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）等が、通報連絡者である総括班長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、通報連絡者に発電所災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は、非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p> <p>総括班長又は代行者は、電話・運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち発電所災害対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の発電所災害対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）が、通報連絡者に連絡し、副原子力防災管理者（災害対策本部要員）に報告する。副原子力防災管理者は、通報連絡者に災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は要員の非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p> <p>【女川】 ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違 泊では通報連絡者である総括班長は非常招集指示を行う。</p> <p>【女川】 ・体制の相違 泊では通報連絡者である総括班長は非常招集指示を行う。</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p> <p>【女川】 ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違 夜間休日は発電所構内に宿直している副原子力防災管理者に報告し、判断・対応を行うことで速やかな対応を行うことが可能。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②：緊急安全対策要員は、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には緊急時対策本部要員からの召集指示を受け、各活動場所へ参集し、全体指揮者の指示に従い各要員の役務に応じた対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転支援要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、主蒸気逃がし弁の開放操作等の運転支援活動を実施。その後、給水要員等と合流し、給水確保活動等を実施。 ・電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、電源車の起動等の電源確保活動を実施。 ・給水要員は、送水車による給水等の給水確保活動を実施。 ・設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応活動を実施。 <p>・消防要員は、火災の発生がある場合、消火活動を実施。</p> <p>・ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員へ状況を連絡する。 その後緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。</p>	<p>連絡責任者は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての召集連絡を実施し、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、電話、自動呼出システム等を活用し要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の重大事故等対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に重大事故等対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合には、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（図3.2-3 参照）とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合、又は、徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>重大事故等対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、自動呼出システムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>発電課長（当直）は運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員に対して召集連絡を実施し、通報連絡者は、発電所外にいる発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員を招集するため緊急時呼出しシステム等による要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の発電所災害対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震発生や発電所前海域における大津波警報の発表された場合には、非常招集がなくても自発的に発電所災害対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集に必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>発電所災害対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、緊急時呼出しシステムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の相違 発電課長（当直）と通報連絡者で要員の招集を分担して行うことで要員の速やかな招集を実施する。 ・設備名称の相違 女川：自動呼出しシステム 泊：緊急時呼出しシステム ・要員名称の相違 ・運用の相違 泊は震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。 ・地理的要因の相違 泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区(社宅・寮)に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。 ・記載方針の相違 泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。 ・運用の相違 泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。 ・設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）


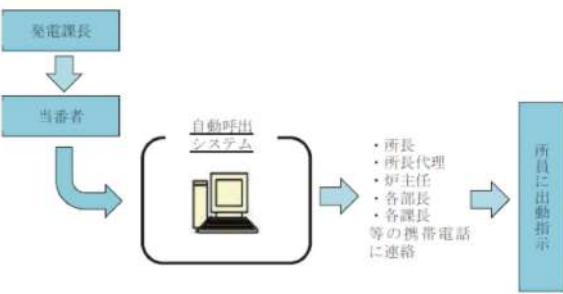

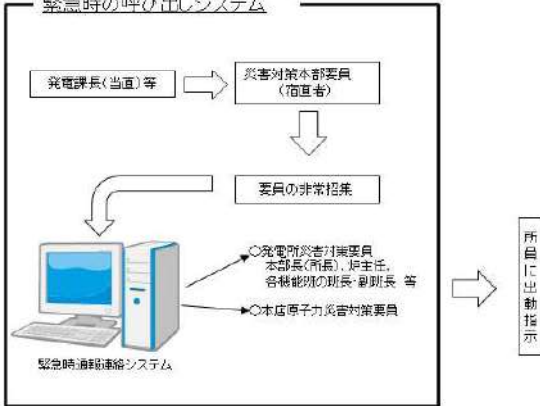
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>発電所構外からの要員参集ルートについては、第3.2-4図に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p>	<p>女川町内からの要員参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトラインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保する。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、図3.2-4に示すとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとする。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-5、図3.2-6）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートを確保している。（図3.2-7）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>発電所構外からの参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>発電所災害対策要員が泊村、共和町及び岩内町から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には津波浸水予測範囲となっている場所が含まれており、大津波警報発生時は津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、高台のみの通行により発電所（緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-4）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用する茶津門扉を通過するルートに加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルートを確保している。（図3.2-5）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>【女川】 ・地理的要因の相違 泊発電所の周辺は比較的平坦な土地であり、島根と類似していることから島根を参考に記載。（技術的能力1.0と同様）</p> <p>【女川】 ・要員名称、町村名所の相違</p> <p>【女川】 ・地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・運用の相違 泊では事務所は参集場所を含めず、直接緊急時対策所に参集することとしている。</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違による参集可能人数の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保修班長は、原子炉格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が随時評価する原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器ベント実施準備完了までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>総務班長は、原子炉格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、保修班ほかと協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも原子炉格納容器ベントの実施見通しの2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合、本部長は、総務班長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>各班長は、原子炉格納容器破損の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が評価する原子炉格納容器破損予想時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器破損予想時刻までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>総括班長は、原子炉格納容器破損の見通しが判明した後は、各班長と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、原子炉格納容器破損予想時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するためPAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも原子炉格納容器破損予想時刻の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まる等不測の事態が発生した場合、発電所対策本部長は、総括班長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊では重大事故等時にCVフィルタベント設備を用いた格納容器ベントを実施しないことから原子炉格納容器破損と記載（以降の相違理由記載を省略する。）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要員名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-1 事務建屋，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p>図3.2-2 自動呼出システムの概要</p>	 <p>図3.2-1 総合管理事務所，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p>図3.2-2 緊急時呼出しシステムの概要</p>	<p>【女川】 ・建屋名称の相違</p> <p>【女川】 ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

添付資料10

10. 事象発生からブルーム通過後までの要員の動き等について

(1) 召集要員の非常召集要領

○夜間、休日における原子力災害対策要員の非常召集

非常召集の連絡	非常召集のための集合及び準備	非常召集の実施
○重大事故等が発生した場合、社員呼出しシステム、衛星電話等により非常召集の連絡を行う。 [緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員] (発電所内又は発電所近傍) 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員 (発電所対策本部要員) 及び緊急安全対策要員 [所定の活動場所へ移動] [召集要員] (発電所周辺 (寮、社宅等)) 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 各班長 ↓ 各職員への非常召集 (注) 協力会社も同様に非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時 (発電所周辺地域において、震度4弱以上の地震が発生) の場合は、非常召集する。	○発電所周辺 (寮、社宅等) からの召集要員は、集合場所に集合し、発電所までの召集の準備を行う。 集合場所：本郷クラブ (注) 協力会社も同様に社宅等に集合し、衛星携帯電話等にて連絡を取り合い、召集に備える。 ○発電所対策本部と非常召集に係る確認を行う。 ①発電所の状況、召集人数及び必要な装備等 ②集合した要員の確認 (人数、任職等) ③服装、持参品 (通信設備、懐中電灯等) ④防護具等 (防護服、マスク及び呼吸器) ⑤天候、災害情報等 ○発電所入所前の集合場所の選定を行う。 ・状況に応じて集合場所 (改館、大島寮等) を選定する。 ○非常召集手段を確保する。 ・徒歩、自転車、タクシー、ヘリコプター、船等	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部長、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて参集を開始する。 ③その他の要員は、集合場所まで待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の都度、通信連絡の滞りに関し保安上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (改館、大島寮等) にて、発電所構内の情報を入力し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の待機室を現場にて対応するが、万一、乗入れが使用できない場合は、研修館等を活用する。



大島・本郷地区への大島発電所までの道路と徒歩での所要時間	本郷地区要員が徒歩で所要時間	所要時間 (分)
大島寮 (E.L. 30分)	本郷地区 (E.L. 10分)	約30分
所要時間	約10分	約40分

非常召集の実施	避難要員の確保
○避難要員は、発電所周辺に設置された発電所対策本部集合場所 (改館、大島寮等) に集合し、必要に応じて防護具等を着用する。 ○発電所対策本部要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部長、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて参集を開始する。 ○その他の要員は、集合場所まで待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。	○避難要員の確保 大島発電所 (約10分) 大島地区 (約10分) 大島地区 (約10分) で完了させた。 大島地区から発電所 (約10分) で完了させた。 本郷地区 (約10分) 大島地区 (約10分) で完了させた。 本郷地区 (約10分) 大島地区 (約10分) で完了させた。 本郷地区 (約10分) 大島地区 (約10分) で完了させた。

女川原子力発電所2号炉

表3.2-1 夜間及び休日における重大事故等対策要員の招集

非常召集の連絡	非常召集の準備	非常召集の実施
○原子力災害対策本部 (緊急時) に該当する事業の発生した場合、自動呼出しシステム、通信設備等により非常召集の連絡を行う。 [発電所内] 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員 (発電所対策本部要員) 及び緊急安全対策要員 [所定の活動場所へ移動] [召集要員] (発電所周辺 (寮、社宅等)) 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 各班長 ↓ 各職員への非常召集 (注) 協力会社も同様に非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時 (発電所周辺地域において、震度4弱以上の地震が発生) の場合は、非常召集する。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部長、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて参集を開始する。 ③その他の要員は、集合場所まで待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の都度、通信連絡の滞りに関し保安上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (改館、大島寮等) にて、発電所構内の情報を入力し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の待機室を現場にて対応するが、万一、乗入れが使用できない場合は、研修館等を活用する。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部長、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて参集を開始する。 ③その他の要員は、集合場所まで待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の都度、通信連絡の滞りに関し保安上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (改館、大島寮等) にて、発電所構内の情報を入力し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の待機室を現場にて対応するが、万一、乗入れが使用できない場合は、研修館等を活用する。



図3.2-3 発電所への参集ルート

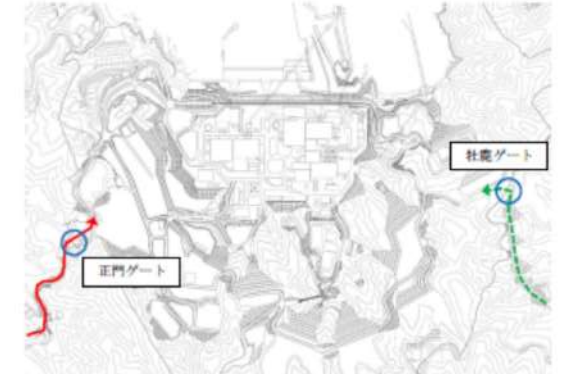


図3.2-4 発電所構内への入城ルート

泊発電所3号炉

表3.2-1 夜間及び休日における災害対策要員の招集

非常召集の連絡	非常召集の準備	非常召集の実施
○原子力災害対策本部 (緊急時) に該当する事業の発生した場合、自動呼出しシステム、通信設備等により非常召集の連絡を行う。 [発電所内] 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員 (発電所対策本部要員) 及び緊急安全対策要員 [所定の活動場所へ移動] [召集要員] (発電所周辺 (寮、社宅等)) 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 各班長 ↓ 各職員への非常召集 (注) 協力会社も同様に非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時 (発電所周辺地域において、震度4弱以上の地震が発生) の場合は、非常召集する。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部長、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて参集を開始する。 ③その他の要員は、集合場所まで待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の都度、通信連絡の滞りに関し保安上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (改館、大島寮等) にて、発電所構内の情報を入力し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の待機室を現場にて対応するが、万一、乗入れが使用できない場合は、研修館等を活用する。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部長、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて参集を開始する。 ③その他の要員は、集合場所まで待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の都度、通信連絡の滞りに関し保安上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (改館、大島寮等) にて、発電所構内の情報を入力し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の待機室を現場にて対応するが、万一、乗入れが使用できない場合は、研修館等を活用する。



図3.2-3 泊発電所への参集ルート

相違理由

【大阪】・記載方針の相違 (女川記載に統一)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所外)</p> <p>図3.2-6 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所内)</p> <p>図3.2-7 発電所構内への参集ルート</p>	<p>図3.2-4 発電所構外からの参集ルート</p> <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の参集ルート</p>	<p>【女川】 ・地理的要因の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて 立ち上げの対応が最も厳しくなる「休日、時間外」時に災害が発生した場合を想定した場合においても、事故等発生後、1時間以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。 なお、これらの対応については、作業の迅速性を高めるための設備対応（機器接続部のアタッチメント化など）を行うとともに、訓練を通じて練度を向上させる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(2) 5号原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて 緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、5号炉定検事務室又はその近傍の執務及び宿泊場所、及び第二企業センター又はその近傍の執務及び宿泊場所から、この執務又は宿泊場所から持ち出した通信連絡設備（衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型））を所持して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、5号炉共通用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線から給電が行われ、外部電源喪失時には、6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約25分と想定する。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型陽圧化空調機の起動対応は、保安班2名及び復旧班2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-13のタイムチャートに示す通り約60分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて 緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、事務建屋等から事務建屋の対策室に集まり、事務建屋対策室での初動対応実施を判断した場合[※]、継続して初動対応を行う。</p> <p>また、事務建屋対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動する。なお、事務建屋から緊急時対策所への移動においては、本部要員を二手に分け、先発隊が緊急時対策所を立ち上げ、後発隊の残る事務建屋対策室と情報共有を行ってから後発隊が緊急時対策所へ移動することで、指揮系統の空白が生じることはない。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、2号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、2号炉の非常用母線又は外部電源系より受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。</p> <p>また、ガスタービン発電機による給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-9に示す。</p> <p>また、緊急時対策所非常用送風機の起動対応は、保修班1名で行い、この起動に要する時間は図3.2-15のタイムチャートに示すとおり約5分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて 緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、警戒事象、原災法第10条特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生し、防災体制が発令され、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。 夜間及び休日は、初動対応要員（災害対策本部要員、災害対策要員、災害対策要員（支援））が総合管理事務所等で執務又は宿泊しており、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所で対応を行う災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に参集し、現場で対応を行う災害対策要員及び災害対策要員（支援）は中央制御室に参集又は現場に移動し初動対応を行う。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、3号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>また、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線より給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-6に示す。</p> <p>また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において各2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-12に示すとおり約60分と想定する。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川記載に統一） 【女川】 ・初動対応体制の相違 泊では防災体制が発令された場合は、事務所での対応は行わず、緊急時対策所へ移動し対応を行うこととしている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①）</p> <p>【女川】 ・設備名称の相違 【女川】 ・設備名称の相違 【女川】 ・設備名称の相違 【女川】 ・設計の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】 ・設備名称の相違 【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 【女川】 ・設備設計の相違 泊の緊急時対策所空気浄化ファンは可搬設備であり、ダクト接続等の運転前の系統構成が必要となることから所要時間に相違がある。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所</p>  <p>図3.2-8 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート</p>	<p>※事務建屋対策室は、以下の全ての条件に該当する場合、初動対応に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所震度6弱未満 ・通信連絡設備使用可 ・SPDS表示装置使用可 <p>なお、発電所震度は、発電所の保安確認用震度計により速やかに情報を入手可能である。また、事務建屋は基準地震動Ssに対して倒壊しないことを確認しているが、設計に用いている地震動は発電所震度5強相当であるため、発電所震度6弱以上を確認した場合は、事務建屋対策室の使用中止を判断し、緊急時対策所への移動・立上げを行うこととする。</p>  <p>図3.2-8 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート</p>  <p>図3.2-9 電源車（緊急時対策所用）立上げのタイムチャート</p>	 <p>図3.2-6 緊急時対策所立ち上げタイムチャート</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動対応体制の相違 <p>泊では、原子力災害対策指針に定める「警戒事象」が発生した場合の初動対応は、通信連絡設備等の使用可否条件にかかわらず緊急時対策所へ移動し対応を行う。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違（女川記載に統一）
<p>(3) 発電所からの一時退避</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。</p> <p>a. 発電所対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受ける。</p> <p>b. 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。</p> <p>c. 発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。</p> <p>d. 発電所対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に避難する。</p>	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合[*]、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う。 ② 本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。 ③ 本部長の指示の下、とどまる要員は緊急時対策所に移動する。 ④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への退避を指示する。 	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状態が悪化した場合[*]、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外（一時退避場所）に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に係る判断を行う。 ② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。 ③ 発電所対策本部長の指示の下、とどまる要員は、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に移動する。 ④ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（宮丘地区又は滝ノ瀨地区の当社施設、原子力事業者災害対策支援拠点等）への退避を指示する。 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違（女川実績の反映） ・避難場所の相違 <p>近隣の当社施設も避難場所の候補として選定しているが、放射性物質により影響を考慮し場所を選定することに相違ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの一時退避について 事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる必要のない要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</p> <p>①本部長は、ブルームの放出のおそれがある場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の対策本部又は待機場所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。</p> <p>②本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③本部長の指示の下、とどまる要員は対策本部又は待機場所に移動する。</p> <p>(4) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備等について 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の「対策本部」及び「待機場所」における換気設備の運用として、下記に示す「(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化（ブルーム通過前）」、「(b)陽圧化装置（空気ポンペ）による陽圧化（ブルーム通過中）」、「(c)陽圧化装置（空気ポンペ）から可搬型陽圧化空調機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化（ブルーム通過前） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型陽圧化空調機により対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。</p>	<p>原子力事業所災害対策支援拠点等への退避ルートは女川町内からの参集ルートと同様のルートとなり、距離約20km、徒歩5時間程度かかる。</p> <p>⑤ 本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。 ※炉心損傷後の原子炉格納容器ベント準備の判断となる、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力の1.5倍に達した場合</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について 緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-11に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-12に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-13示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-15～17に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前） 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、緊急時対策所非常用送風機により正圧化を開始する。</p> <p>① 操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択し、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。</p> <p>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</p>	<p>宮丘地区への退避ルートは、大和門扉を通行する参集ルートと同様のルートとなり、距離約6km、徒歩1時間30分程度かかる。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。 ※炉心損傷後、格納容器スプレイポンプが不動作（放水砲準備の判断基準）となった場合。</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 空気供給装置（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概要図を図3.2-8に、ブルーム通過中の系統概要図を図3.2-9に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-10に示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-12～14に示す。</p> <p>a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化（ブルーム通過前） 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンにより正圧化を開始する。</p> <p>① 可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。</p> <p>② 緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>③ 緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]以上）に調整する。</p>	<p>【女川】 ・立地条件の相違</p> <p>【女川】 ・運用の相違 一時退避判断基準に相違はあるものの、原子炉格納容器からのブルーム放出前に退避行動を開始することに相違はない。 【柏崎】記載方針の相違(2-3①)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3③)</p> <p>【女川】 ・設備名称及び手順名称の相違（以降、同様な相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①)</p> <p>【女川】 ・設備相違による手順の相違 泊は可搬設備であり運転前の系統構成が必要であることから手順に相違はあるが、ブルーム放出前に対応可能であり、緊急時対策所で活動する要員に放射線による影響を与えない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置（空気ポンベ）に切替えることにより、対策本部及び待機場所への外気の流入を遮断する。</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断</p> <p>【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 陽圧化装置（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベの元弁を”開”とし、ポンベラック毎に隔離弁を設置する隔離弁は通常運転時に”閉”としておく。陽圧化装置（空気ポンベ）使用時には、各々のポンベラックの隔離弁を事故発生後24時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、対策本部及び待機場所内に設置する給気弁を開操作することで陽圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断</p> <p>【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-1-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベラックごとに設置する元弁を”開”とし、各ポンベラックからの配管の合流先に設置する高压空気ポンベ出口電動弁は通常運転時に”閉”としておく。緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所に設置する操作パネル操作することで、正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の流入を遮断する。</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）による加圧判断フローチャートは図3.2-11に示すとおりであり、以下の①②いずれかの場合において、空気浄化装置（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が30mGy/h以上となった場合。</p> <p>② 緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合。</p> <p>①により、緊急時対策所外に接近するブルームを検知でき、対応を実施することで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への希ガスの侵入を防止できる。万一、各可搬型モニタリングポストによる検知が遅れた場合であっても、②の緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内で*外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 空気供給装置（空気ポンベ）は、緊急時対策所立ち上げ時に、空気ポンベから空気供給装置流量調節弁までの系統構成を実施しておく。空気供給装置（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③） 【女川】 女川の【条件1-1】に対し、泊の場合、炉心損傷は空気供給装置による加圧準備を行う条件であり、また、原子炉格納容器破損の規模の大小に寄らずモニタリング設備の指示値で加圧開始を判断する違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値で加圧判断することに相違なし。 【女川】 ・手順着手条件の相違 女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ベント操作の判断が条件に含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA 事象時に原子炉格納容器ベントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧可否を判断することに相違なし。 【女川】 ・設計の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員には放射線による影響を与えない。</p>

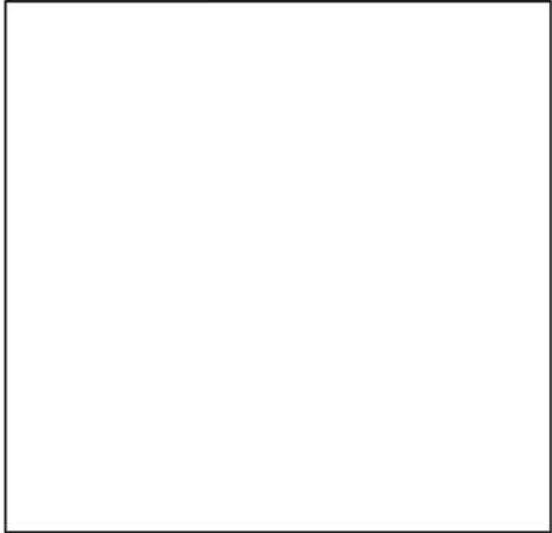
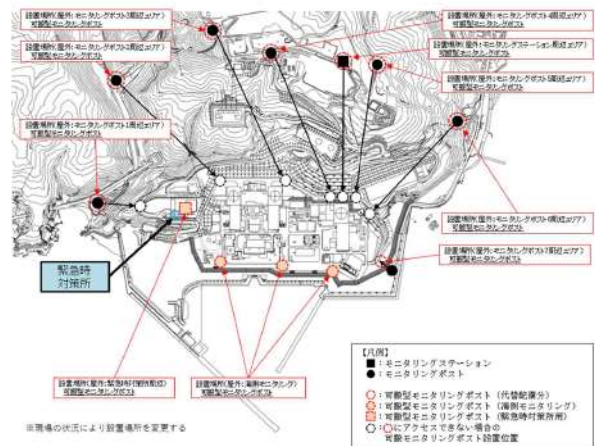
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

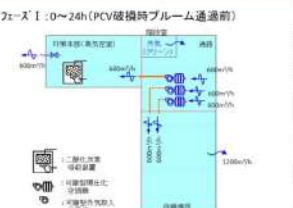


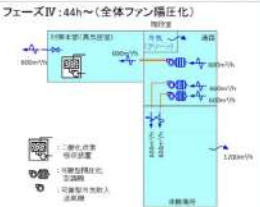
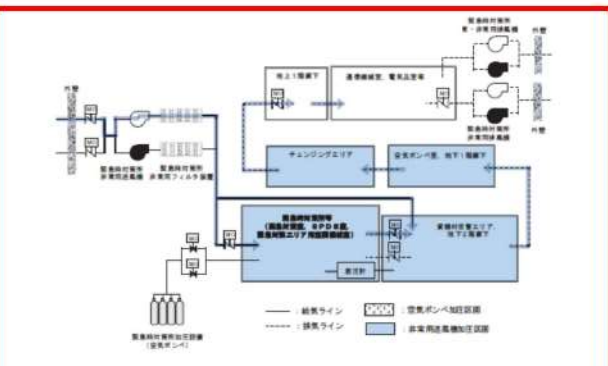
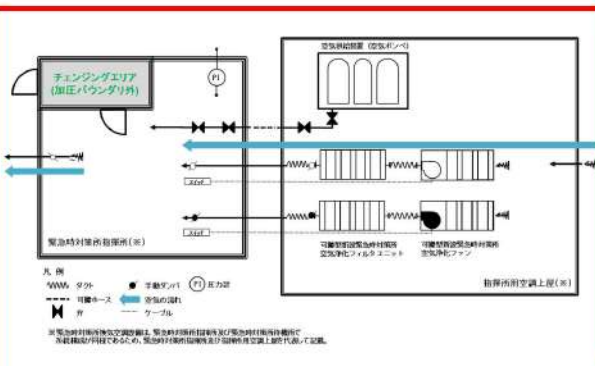
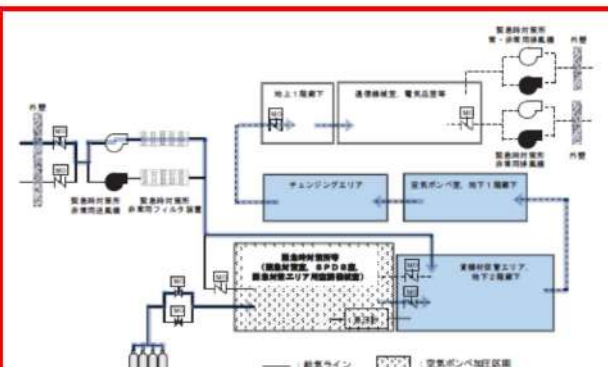
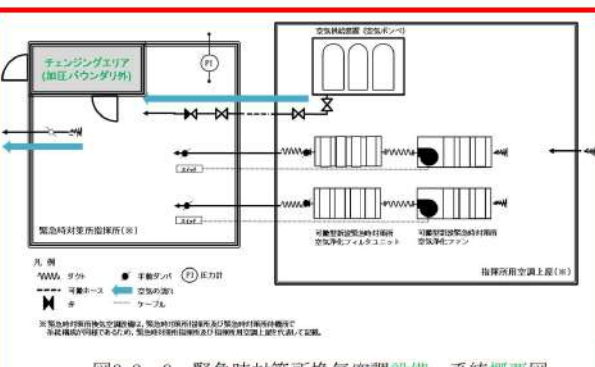
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>可搬型陽圧化空調機による対策本部及び待機場所の陽圧化から陽圧化装置（空気ポンペ）による対策本部及び待機場所の陽圧化への切替えは、陽圧化装置（空気ポンペ）の起動、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、給気口への閉止板取付けにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象設備であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機による緊急時対策所の正圧化から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による緊急時対策所の正圧化への切替えは、緊急時対策所に設置する操作パネルにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧を開始する。 ② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。 <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリングポストの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化から空気供給装置（空気ポンペ）による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化への切替えは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策所付近の屋外に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対処施設であるモニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p>空気供給装置の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。 ② 緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。 ③ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。 ④ 緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。 ⑤ 緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧（100Pa〔gage〕以上）となるよう圧力を調整する。 <p>c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）</p> <p>空気供給装置（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p> <p>【女川】 ・監視計器設置場所の相違 【女川】 ・設計の相違 泊ではモニタリングポストに加え、モニタリングステーションの値も参考に加圧判断のための監視に用いる。</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員の放射線による影響を与えない。</p> <p>【女川】 ・設計の相違 自主対策設備としてモニタリングステーション使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h[※]を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-10に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による給気から緊急時対策所非常用送風機による給気に切り替える場合においては、パネル操作により系統ライン構成及び緊急時対策所非常用送風機の起動を自動で行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <div data-bbox="929 826 1288 853" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>  <p>図3.2-10 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mSv/h[※]を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンプ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>  <p>図3.2-7 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合、又は、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h[※]を下回り安定的な状態になった場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンプ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断基準の相違 泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断する。 【女川】 ・系統構成の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替えとなるが、切替えは緊急時対策所内での弁操作等により実施することが可能であり、手順をあらかじめ定めておき速やかに実施することで要員の放射線による影響を与えない。 ・被ばく線量評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>フェーズⅠ：0～24h(PCV破損時ブルーム通過前)</p>  <p>フェーズⅡ：24～34h(PCV破損時ブルーム通過中)</p>  <p>フェーズⅢ：34～44h(PCV破損時通路バージ中)</p>  <p>フェーズⅣ：44h～(全体ファン稼働化)</p>  <p>図3.2-10 5号伊原子伊建屋内緊急時対策所における換気設備の運用イメージ</p>	<p>図3.2-11 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)</p> 	<p>図3.2-8 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型空気浄化装置による加圧)</p> 	<p>【女川】 ・設計の相違 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</p>
	<p>図3.2-12 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) による正圧化)</p> 	<p>図3.2-9 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過中：空気供給装置 (空気ポンプ) による加圧)</p> 	<p>【女川】 ・設計の相違 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】



図3.2-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用全体像

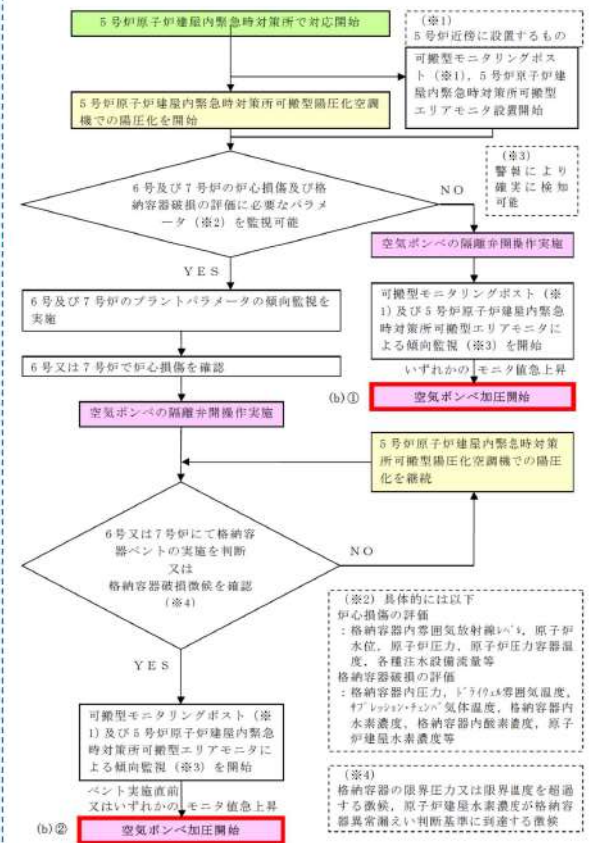


図3.2-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所臨圧化装置（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

女川原子力発電所2号炉



図3.2-13 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

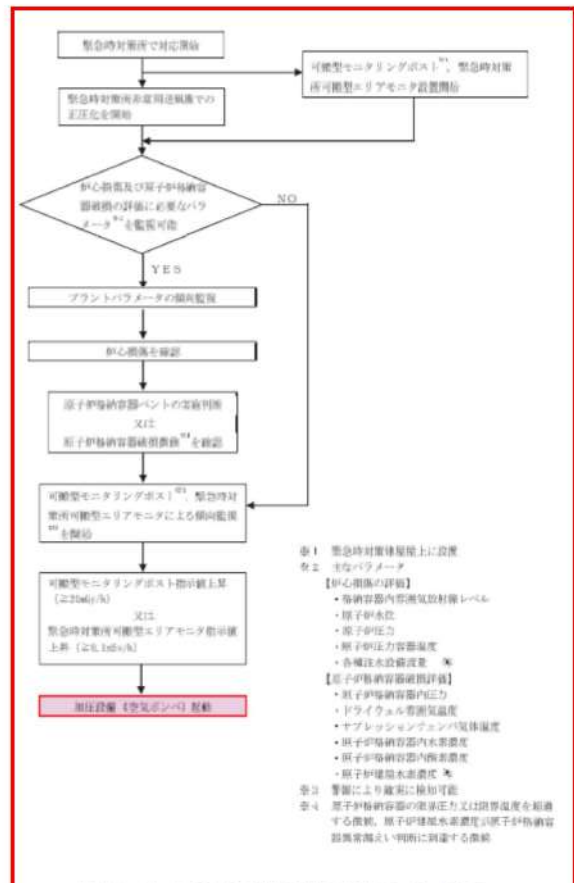


図3.2-14 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

泊発電所3号炉

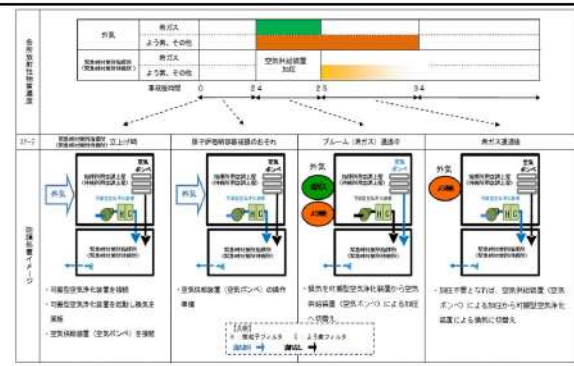


図3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

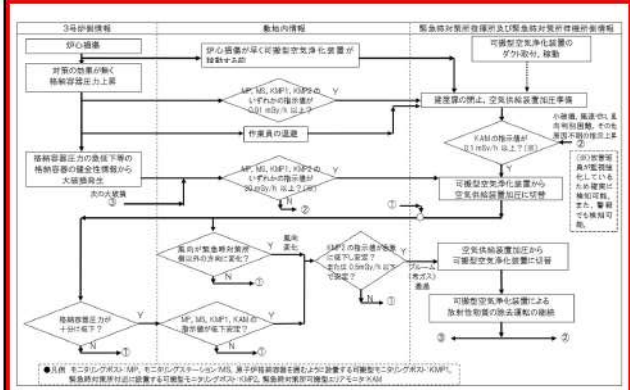


図3.2-11 空気供給装置による加圧判断フローチャート

相違理由

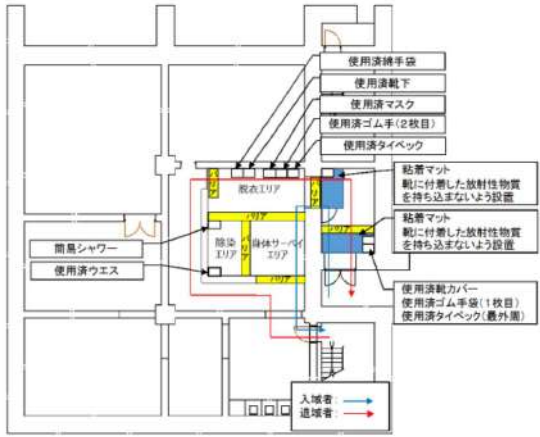
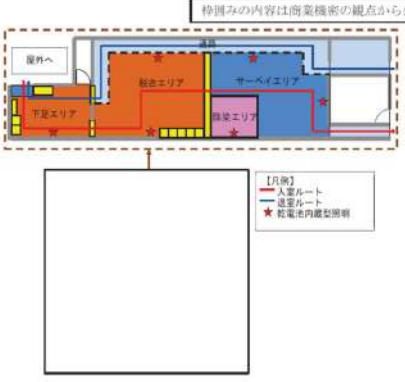
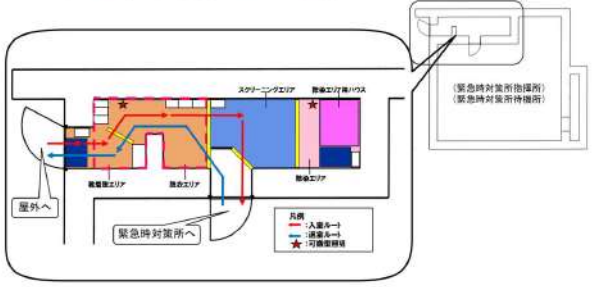
【女川】
 ・判断基準の相違
 女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ペント操作の判断が含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA事象時に原子炉格納容器ペントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧要否を判断することに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3.2-13 可搬型高圧化空清機により高圧化する場合 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	<p>図3.2-15 緊急時対策所非常用送風機による正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	<p>図3.2-12 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所持機所の2箇所で作業となること及び系統構成を実施する必要があることから必要時間、手順に相違がある。</p>
<p>図3.2-14 高圧化装置 (空気ポンプ) により高圧化を維持する場合 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	<p>図3.2-16 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	<p>図3.2-13 空気供給装置 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	
<p>図3.2-15 高圧化装置 (空気ポンプ) から可搬型高圧化空清機へ切り替える場合 (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	<p>図3.2-17 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) から緊急時対策所非常用送風機への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	<p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 チェンジングエリア</p> <p>チェンジングエリアは、ブルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するために設置する。</p> <p>緊急時対策所内に待機していた現場作業要員等は、屋外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、5号炉原子炉建屋内、かつ5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化パウングリに隣接した場所に設営する。</p> <p>チェンジングエリアを図8に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1、2に示す。</p>  <p>図8 緊急時対策所指揮所 チェンジングエリア 概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策建屋内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、乾電池内蔵型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p> <p>(1) チェンジングエリア</p> <p>特訓みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリアの全照明が消灯した場合を想定し、バッテリー式の可搬型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となつて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し実施し、一連の作業完了を約40分と想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違（女川実績の反映） ・設計の相違 女川は緊急時対策所建屋1箇所にチェンジングエリアを設営するのに対し、泊は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所に設営する違いがある。 ・設備の相違 女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。 ・記載表現の相違（泊は2箇所に設営するため） ・設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

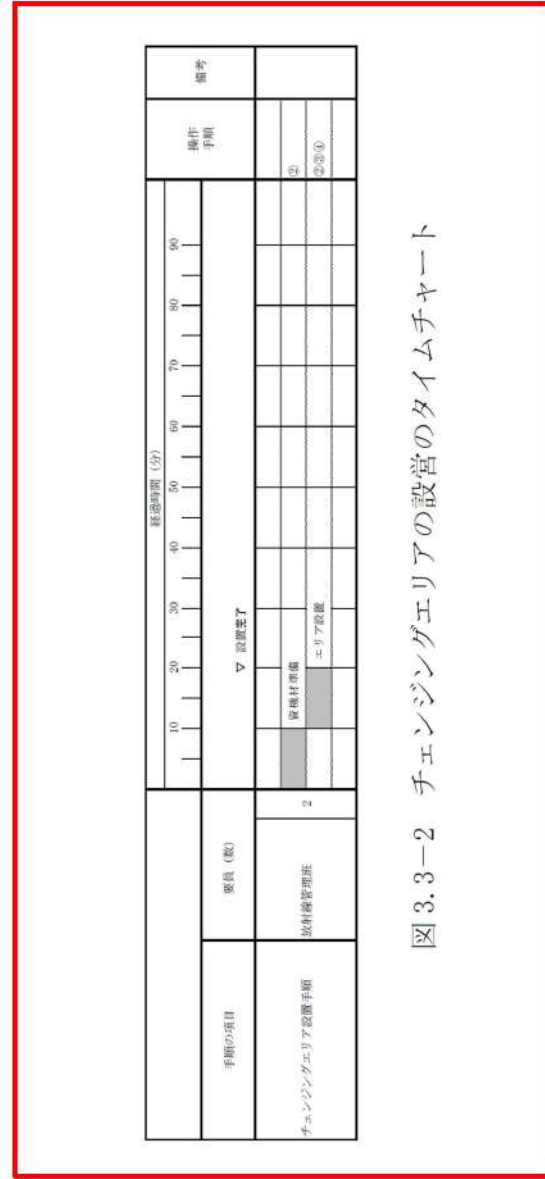


図3.3-2 チェン징ングエリアの設置のタイムチャート

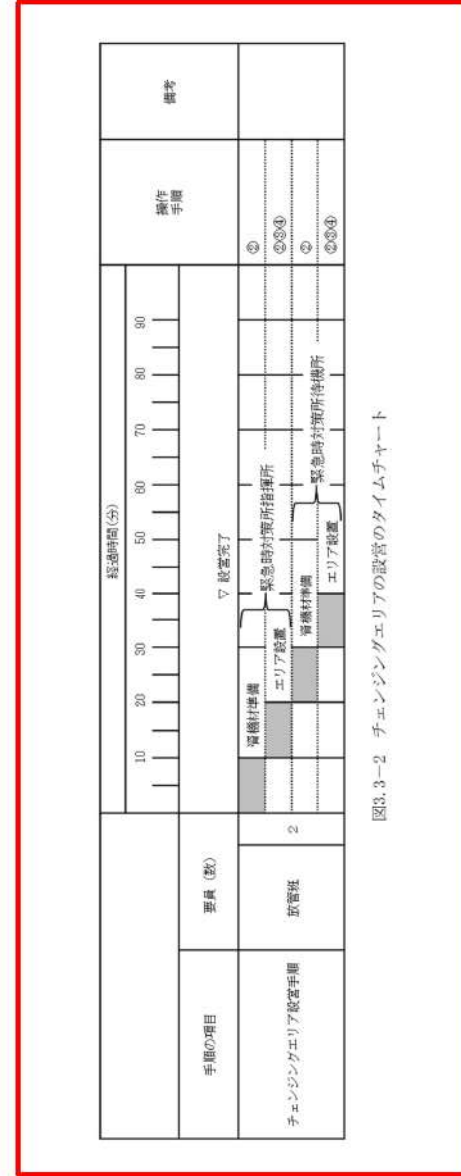


図3.3-2 チェン징ングエリアの設置のタイムチャート

【大飯】
 ・記載充実 (女川実績の反映)
 ・設計の相違
 女川は1箇所のチェン징ングエリアを2名が約20分で設置するのに対し、泊は2箇所のチェン징ングエリアを2名が約40分で設置する違いがあるが、設置に長時間を要しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

2.10 配備する資機材等及び保管場所

緊急時対策所内には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。

配備する資機材等および保管場所を図1-1に示す。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。**5号炉原子炉建屋内緊急時対策所**に配備する資機材の数量を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

女川原子力発電所2号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。**緊急時対策建屋**に配備する資機材の数量及び保管場所を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

泊発電所3号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないように、コンテナ等に収納し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。**緊急時対策所**に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置を図3.4-1に示す。

相違理由

【女川】
保管場所の相違

【女川】
資機材保管場所の相違

【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

表 3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	数量	保管場所	備考		
放射線管理用資機材	防護具	タイベック	2,100着	資機材保管エリア、地下1階地下緊急時対策所	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日	
		全面マスク	900個		60名（本部要員38名+余裕）×3日及び現場要員40名×6回/日×3日	
		チャコールフィルタ（2個/セット）	2,100セット		60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日	
	個人検量計	個人検量計	900台		100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×2	
		サーベイメータ等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台	出入管理室	予備を含む。
			ガンマ線測定用サーベイメータ	8台		予備を含む。
			ガンマ線測定用サーベイメータ	8台		予備を含む。
	高線量対応防護服	チェンジングエリア用防護服	4台	緊急時対策所	予備を含む。	
		チェンジングエリア用資機材	1式	出入管理室		
		重大事故対策の検討に必要な資料	1式	緊急時対策所		
食料等	食料等	2,100食 飲料水（1.5リットル）1,400本	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×3食=2,100 100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×2本=1,400		
	酸素濃度計	2台		重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。		
その他	二酸化炭素濃度計	2台		重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。		
	よう素剤	800錠	緊急時対策所	100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日）=600		
	照明	ランタンタイプLEDライト	60個		表3.4-2参照	
		ヘッドライト	100個			

※1：4日目以降は除染に対応する。

表 3.4-1 配備する資機材の数量


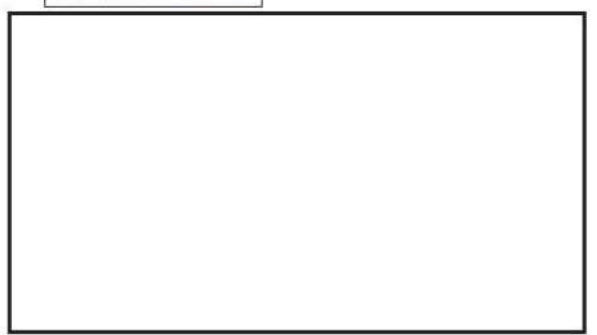
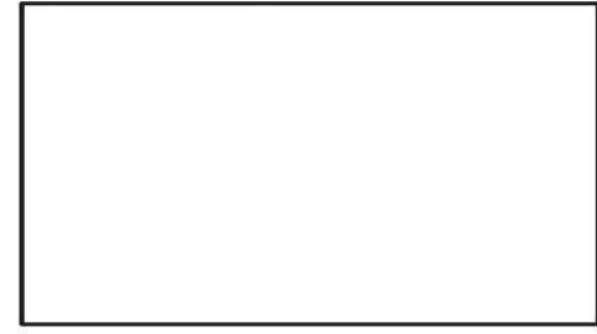
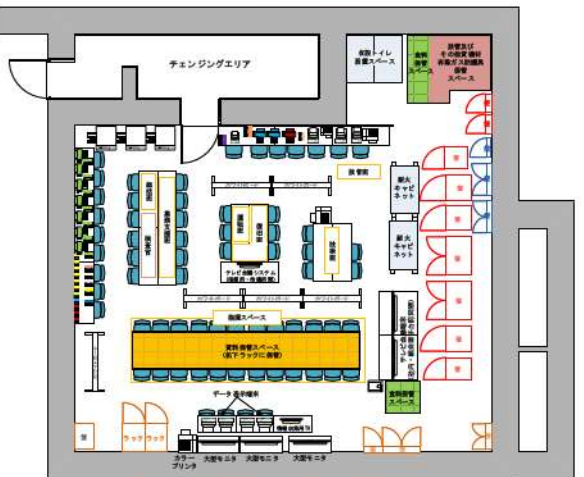
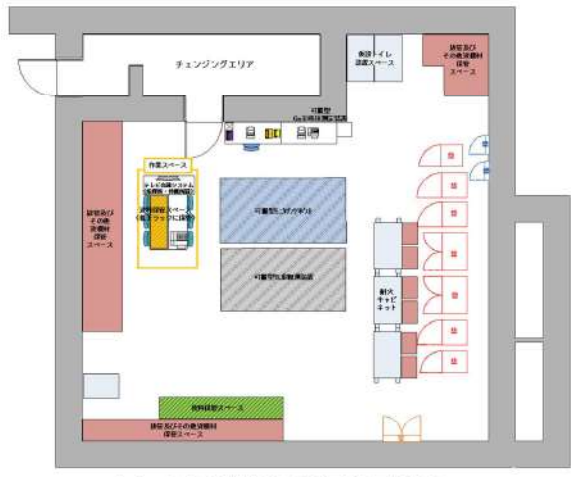
区分	品目	品名	数量		備考
			指所	持機所	
放射線管理用資機材	防護具類	タイベック	450着	600着	指所：要員42名×1.5倍×7日
		全面マスク	450個	600個	指所：要員57名×1.5倍×7日
		チャコールフィルタ（2個/セット）	450セット	600セット	指所：要員57名×1.5倍×7日
	個人検量計	個人検量計	70台	70台	60名/建屋1.1倍+余裕
		GM汚染サーベイメータ	4台	6台	チェンジングエリア3台+建屋内1台+屋外2台（持機所のみ）
	サーベイメータ等	電離箱サーベイメータ	3台	7台	チェンジングエリア2台+建屋内1台+屋外4台（持機所のみ）
		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	2台	2台	2台/建屋
		チェンジングエリア設置用資機材	1式	1式	1式/建屋
		原子力災害対策活動に必要な資料	1式	—	1式
	食料等	食料等	食料	1,200食	1,200食
飲料水			840L	840L	60名×4本×0.5リットル×7日×2建屋
その他	酸素濃度計	酸素濃度計	2台	2台	2台/建屋×2建屋
		二酸化炭素濃度計	2台	2台	2台/建屋×2建屋
	よう素剤	安定よう素剤	1,000錠	1,000錠	60名×2錠×7日×2建屋+余裕
照明	ワークライト	60個	—	表3.4-2参照	
	ヘッドライト	60個	—		

【大飯】【女川】
・運用の相違

原子力防災組織の人数の相違等により数量が異なるが、必要となる資機材を必要数配備しており、重大事故等の対応は可能。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）


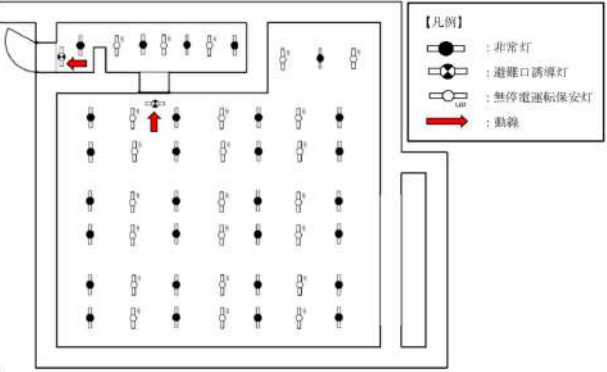
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・保安電話（携帯型） ・食料、飲料水 ・被曝濃度計 ・二酸化炭素計 ・可搬型エリアモニタ ・簡易トイレセット ・汚染防護服（タイベック） ・全面マスク ・交換カードカシ ・表面汚染サーベイメータ ・ガンマ線測定用サーベイメータ等 <p>図1.1-2 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所 （注：レイアウトは訓練等により見直しすることがある）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>緊急時対策棟屋 地下1階</p>  <p>緊急時対策棟屋 地下2階</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：放射線管理用資機材/その他 ■：食料等 ■：資料 <p>図3.4-1 緊急時対策棟屋 資機材保管場所の位置及び調達経路</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所 T.P. 39m平面図</p>  <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策所待機所 T.P. 39m平面図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：放射線管理用資機材 ■：資料 ■：食料等 ■：その他 <p>図3.4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）













大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）及び5号炉原子炉建屋内アクセスルート上に非常用照明、常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内に設置する非常用照明及び蓄電池内蔵型照明は、外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう、6号及び7号炉非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電可能な設計とする。</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルート上に非常用照明を設置する設計とする。 非常用照明は2号炉非常用高圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋内に設置する非常用照明は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。 なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p> <div data-bbox="734 558 1288 742" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="824 746 1176 798"><仕様> 非常用照明 ・定格電圧：交流 100V</p> <p data-bbox="900 853 1131 885">図3.4-2 照明装置</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所指揮所に無停電運転保安灯を設置する設計とする。 無停電運転保安灯は3号炉非常用低圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所に設置する無停電運転保安灯は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。 なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p> <div data-bbox="1411 558 1859 710" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1429 753 1836 805">緊急時対策所照明（バッテリー内蔵 LED ランプ） <仕様>・定格電圧：交流 100V</p> <p data-bbox="1541 842 1729 865">図 3.4-2 照明装置</p>	<p>【女川】・設計の相違 泊では緊急時対策所へ向かう建屋内アクセスルートは存在しないため、照明設置は考慮しない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">※図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">※図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (2/3)</p> <p style="text-align: center;">※図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (3/3)</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図</p>	<p>【女川】 ・建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>【<u>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</u>】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に非常用照明及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。 また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>及び5号炉原子炉建屋内アクセスルートに<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>さらに乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））及び懐中電灯を<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所に非常用照明</u>を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルートに緊急時対策所に保管する乾電池内蔵型照明</u>を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>仮に乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<u>緊急時対策所</u>に保管する設計とする。 表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-1に照明配置図を示す。 ※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所指揮所に無停電保安灯</u>を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に緊急時対策所指揮所</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できるようにする。</p> <p>仮に、乾電池内蔵型照明（ワークライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<u>緊急時対策所指揮所</u>に保管する設計とする。 表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-4に照明配置図を示す。 ※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p>	<p>【女川】 ・設備名称の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊では建屋内を移動するルートがないことから、設置箇所にアクセスルートを含めない。</p> <p>【女川】 ・配備資機材種類の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p>																					
	<p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="705 742 1310 1101"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 </td> <td>60個</td> <td>電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 </td> <td>100個</td> <td>電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 個数(予備数を含む。)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。 ※2. 運転員、初期消火要員（消防車隊）除く。</p>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策所 	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間	緊急時対策所 	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間	<p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1344 742 1937 1101"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークライト </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>60個</td> <td>電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用) </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>60個</td> <td>電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個数（予備数を含む。）については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。</p>	名称	保管場所	数量	仕様	ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源	ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源	
保管場所	数量	仕様																						
緊急時対策所 	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間																						
緊急時対策所 	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間																						
名称	保管場所	数量	仕様																					
ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源																					
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.4-4 照明配置図 (1/3)</p> <p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.4-4 照明配置図 (2/3)</p> <p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.4-4 照明配置図 (3/3)</p>	 <p>緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p>図 3. 4-4 照明配置図</p>	<p>【女川】 ・建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p>3. 緊急時対策所設備の耐震性について (1) 緊急時対策所の機能について 下表の設備に対して、転倒防止措置を施すこと等により、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失することがないようにする。 具体的な措置等については、次項以降に述べる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住性を確保するための設備 ・必要な情報を把握できる設備 ・通信連絡設備 ・電源設備 <p>また、緊急時対策所への対策要員の参集及び交替のため、重大事故等への対処のための現場出向や可搬型重大事故等対処設備の運搬のため、緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する必要がある。</p> <p>設備と併せて、アクセスルートについての耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住性を確保するために設備 ・必要な情報を把握できる設備 ・通信連絡設備 ・電源設備 	<p>【大阪】 ・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 泊の緊急時対策所は、平屋構造で出入口扉から屋外へ直接出入りできる構造であり、女川のように緊急時対策所へ向かうために建屋内の移動が発生しないことから、対策建屋内のアクセスルートの耐震設計方針については記載不要。</p>



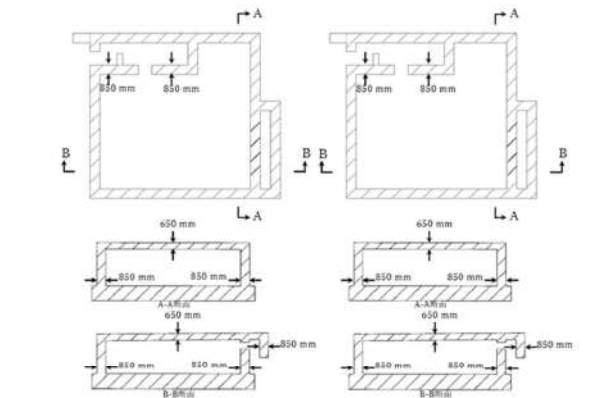
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源設備</td> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>その他可搬型重大事故等対処設備</td> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	電源設備	電源車（緊急時対策所用）	換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置	重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム	通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム	その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	<p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備^{*1}</td> <td>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{*2}</td> <td>電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線¹系</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>*2 電源設備のうち、ガスタービン発電機についての附属設計方針は「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備 ^{*1}	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備 ^{*2}	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線 ¹ 系	<p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備^{*1}</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については、「2.17監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備 ^{*1}	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備	必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	緊急時対策所用発電機	<p>【女川】 ・記載内容の相違 女川のガスタービン発電機に相当する設備が泊にはないため記載不要。 【女川】 ・設計の相違（相違理由②） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
機能	主要設備																																		
電源設備	電源車（緊急時対策所用）																																		
換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置																																		
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム																																		
通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム																																		
その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備 ^{*1}	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																		
必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備 ^{*2}	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線 ¹ 系																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備 ^{*1}	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備																																		
必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備	緊急時対策所用発電機																																		
<p>【柏崎羽羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備</td> <td>【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン^{※1} 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設ける。</p> <p>※2：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と待機場所間の通信連絡を行うために設ける設計とする。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ	通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ^{※1} 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備 ^{※2}	必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																									
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ^{※1} 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備 ^{※2}																																		
必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>(a) 対策本部遮蔽</p> <p>対策本部と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、4-2に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、対策本部を設置する高気密室の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なし設計することとする。</p> <p>b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>(a) 待機場所遮蔽</p> <p>待機場所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-4～10に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なし設計することとする。</p>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、図4-2に示す。緊急時対策所は、緊急時対策建屋の地下2階、地下1階及び地上1階天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体、非常用フィルタ室側面の壁を形成するコンクリート躯体及び加圧バウンダリを形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図(NS方向)</p> </div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-2 緊急時対策所 遮蔽説明図(EW方向)</p> </div>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1に示す。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図</p> </div>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載充実（女川実績の反映） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>女川は緊急時対策所を緊急時対策所建屋地下2階に設置し、かつ、同建屋内の非常用フィルタ室が隣接しているのに対し、泊は地上1階の単独建屋、かつ、空調上屋を隣接する別建屋として設置するため、緊急時対策所の遮蔽体の範囲に相違がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉		
(3) 換気設備		
換気設備について下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。		
設備	機器	評価内容
可搬型空気浄化装置	フィルタユニット	転倒評価、構造強度評価
	ファン	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
空気供給装置	ボンベラック	転倒評価、構造強度評価
	カブラーマニホールド	最大固定ピッチの算出（本ピッチ以下で施工）

緊急時対策所用換気設備配置図

女川原子力発電所2号炉
(b) 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震設計
緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、設置面に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

泊発電所3号炉
(b) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの耐震設計
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、設置面に固定することで転倒防止措置を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

相違理由

【女川】
 ・設備名称の相違

【女川】
 ・記載充実（大阪参照）

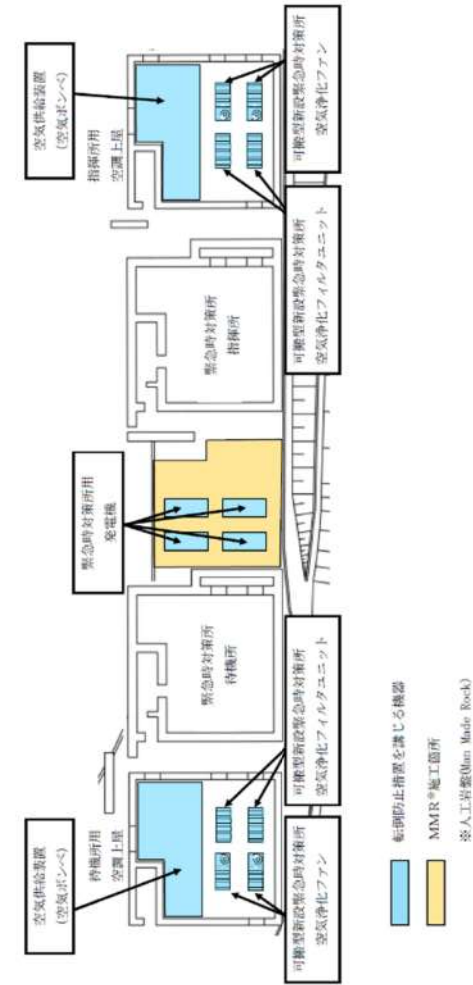
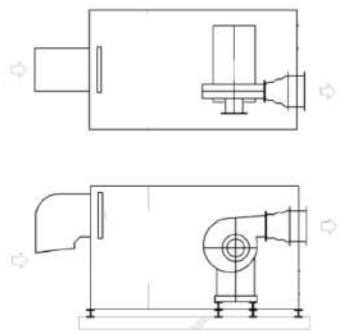
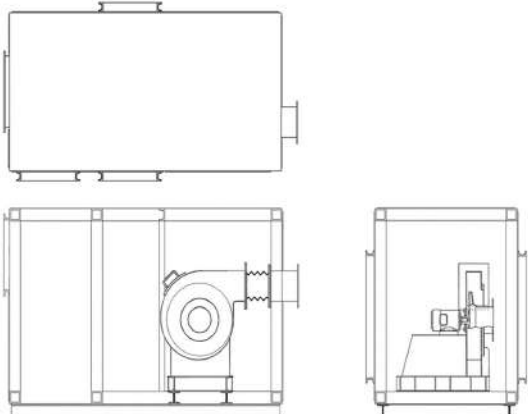
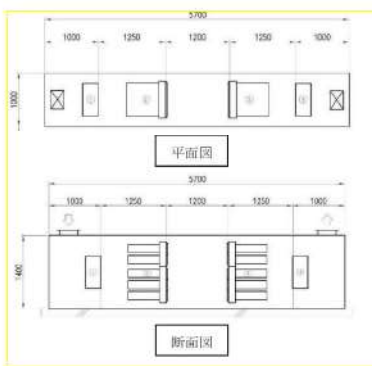
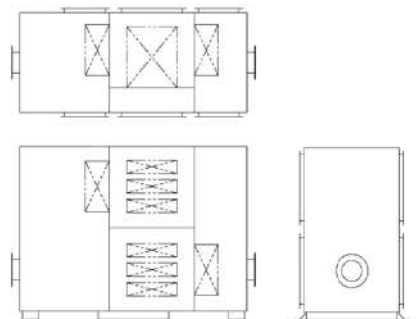
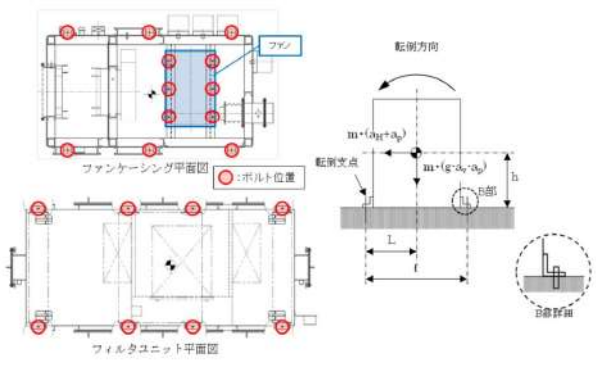


図4-2 緊急時対策所用換気空調設備 配置図

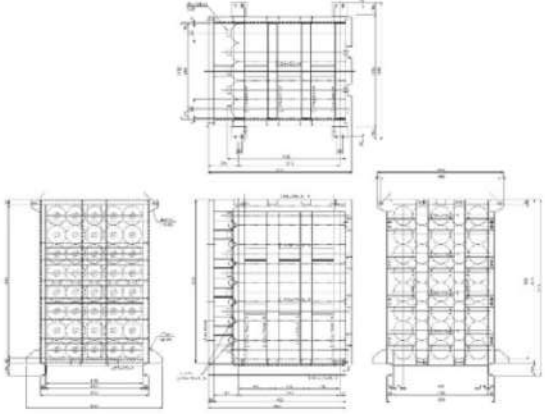
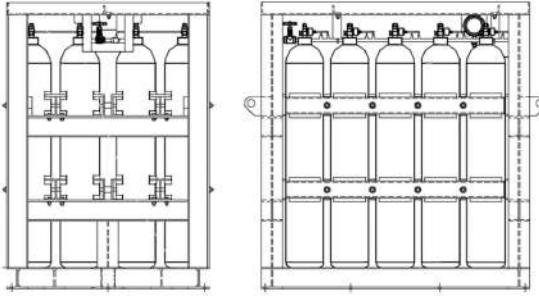

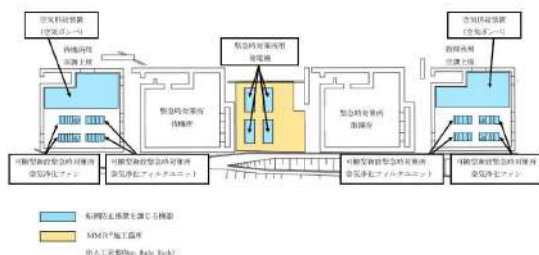
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>		 <p>図4-3 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン・原動機概要図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違 ファン及びフィルタユニットの構造図とともに、転倒防止評価のモデル図を記載した。（大飯と同様） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面名称の相違
<p>【可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>		 <p>図4-4 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット概要図</p>  <p>図4-5 可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【空気供給装置】</p> <p>空気供給装置について、空気ボンベラック、ベース架台及びボルトの強度評価を行い、基準地震動Ssによる地震力に対して転倒しないことを確認している。</p>  <p>空気供給装置概要図</p>	<p>(c) 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の耐震設計</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、空気ボンベの転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</p>	<p>(c) 空気供給装置（空気ボンベ）の耐震設計</p> <p>空気供給装置（空気ボンベ）は、空気ボンベユニットの転倒防止措置を施すとともに、配管の強度評価を行うことで、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>  <p>図4-6 空気供給装置（空気ボンベ）概要図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 【女川】 ・評価方法の相違 <p>評価方法に相違はあるが、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないようにする方針は同様</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 <p>空気供給装置（空気ボンベ）の概略図及び設置場所を明示した。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図番号の相違
 <p>空気供給装置保管場所</p>		 <p>図4-7 空気供給装置（空気ボンベ）保管場所</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図番号の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>(6) その他可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策所に設置する以下の可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本可搬型重大事故等対処設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <table border="1" data-bbox="100 343 683 534"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ</td> <td rowspan="4">強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> (f) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタの耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> (e) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタの耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にて使用する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及び可搬型エアロモニタは、通常時是对策本部内に保管し転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>	主要設備	耐震措置	緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	<p>(d) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計 緊急時対策所に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタに係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="739 438 1332 965"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度計</td> <td>・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>(d) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1377 438 1960 758"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>【大阪】・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・設備名称、記載表現の相違 泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する設計としていることから、耐震設計の記載については1項目にまとめて記載している。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
主要設備	耐震措置																															
緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																															
緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ																																
酸素濃度計																																
二酸化炭素濃度計																																
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>(5) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動 Ss による地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本通信設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <p>下表に記載のない通信設備（保安電話（固定型、携帯型）、社内TV会議システム、無線通話装置、加入電話）については、転倒防止、落下防止等の措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="134 750 660 1292"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> <td>・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東電管内</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</td> <td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>・緊急時衛星通報システムは、設置する機等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	東電管内	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する機等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="728 774 1332 1109"> <caption>表4-3 緊急時対策所 通信連絡設備に係る耐震設計</caption> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東電所内外</td> <td>衛星連絡設備（固定型）</td> <td>・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>衛星連絡設備（携帯型）</td> <td>・衛星連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>・テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震設計	東電所内外	衛星連絡設備（固定型）	・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	衛星連絡設備（携帯型）	・衛星連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	東電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	東電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	通信連絡設備	・テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、設置する機等の転倒防止措置及び通信端末の落下防止措置を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1377 774 1982 1093"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東電所内外</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>IP電話</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	東電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。	発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	テレビ会議システム		<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川記載に統一） 【女川】 ・記載表現の相違 通信連絡設備の機能を喪失しないための措置内容を具体的に記載。</p>
通信種別	主要設備	耐震措置																																																									
発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																									
	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																									
	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																									
発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																									
	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																									
東電管内	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。																																																									
	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する機等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																									
通信種別	主要設備	耐震設計																																																									
東電所内外	衛星連絡設備（固定型）	・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																									
	衛星連絡設備（携帯型）	・衛星連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																									
東電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																									
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																									
東電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																									
	通信連絡設備	・テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX																																																									
通信種別	主要設備	耐震措置																																																									
東電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																									
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。																																																									
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																									
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。																																																									
発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																									
	テレビ会議システム																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】				
表1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備に係る設置設計				
通信種別	主要設備	設置設計		
発電所内外	緊急電話設備	設置	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の端末装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	
		可搬型	・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
建屋所内	無線連絡設備	設置	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、制御等の端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・制御室の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	
		可搬型	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
	携帯型音声発信電話設備*	可搬型	・携帯型音声発信電話設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
	5号炉内外緊急連絡用インターフォン	設置	・5号炉内外緊急連絡用インターフォンは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
発電所外	統合原子炉防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	テレビ会議システム	・統合原子炉防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX 及び遠隔録音）は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
		IP-電話機		
		IP-FAX		
注：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と特種班間の通信連絡を行うために設置する設計とする。また、遠隔録音は対策本部で保管してあるものも、5号炉建屋外緊急時の緊急時利用の可否、上げ降ろしについては詳細図面に記載の通りとする。				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】 ・記載方針の相違 耐震設計する設備 範囲を図示した。 （大飯と同様）</p> <p>【大飯】 ・図名称の相違</p>

図4-8 通信連絡設備の耐震設計範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(4) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備
 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地
 震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するよう以下の措置を講じ
 る。

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム	<ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、安全保護系ラック等から新対外伝送バスを經由する耐震仕様のバックアップラインを設置している。 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの計算機システムは耐震仕様としている。 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施している。 信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設している。
建屋間伝送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については固縛等を実施する。 建屋間の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に設置する。 通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。
建屋間	建屋間伝送ルート	<ul style="list-style-type: none"> 建屋間伝送ルートについては、衛星系及び有線系回線を確保する。 衛星用アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋および緊急時対策所屋上に設置し、転倒防止の措置を施す。 衛星用アンテナについては、耐震評価により機能を喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	建屋間伝送設備 通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については、固縛等を実施する。 建屋間の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に設置する。 通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。
	SPDS表示装置	<ul style="list-style-type: none"> 転倒防止措置を施したラックに固縛して保管する。加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。

表4-4 緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震設計
2号炉制御建屋	データ収集装置	<ul style="list-style-type: none"> データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	光通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から2号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	建屋間伝送ルート	<ul style="list-style-type: none"> 無線アンテナは、耐震性を有する2号炉原子炉補助建屋及び緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線アンテナについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
緊急時対策所	光通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS表示装置	<ul style="list-style-type: none"> SPDS表示装置は耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震措置
3号炉原子炉補助建屋	データ収集計算機 ERS伝送サーバ	<ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護系等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる耐震仕様のバックアップラインを設置する。 データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。
	光通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	建屋間伝送ルート	<ul style="list-style-type: none"> 無線アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線アンテナについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
緊急時対策所 指揮所	光通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策指揮所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策指揮所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から緊急時対策所指揮所の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	データ表示端末	<ul style="list-style-type: none"> データ表示端末は、耐震性を有する緊急時対策指揮所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

【大飯】・記載方針の相違(女川審査実績の反映)
 大飯3/4号炉では、通信連絡設備と必要な情報を把握する設備を別々に章立てして記載しているものの、泊3号炉は女川審査実績を踏まえ、通信連絡設備と必要な情報を把握できる設備を、一つの章で纏めて記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>表4-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">6号炉 及び7号炉 コントロール建屋</td> <td>データ伝送装置</td> <td>データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋間</td> <td>無線系 伝送 ルート</td> <td>無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線系 有線系</td> <td>有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム伝送装置 SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>		場所	主要設備	耐震設計	6号炉 及び7号炉 コントロール建屋	データ伝送装置	データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	建屋間	無線系 伝送 ルート	無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線系 有線系	有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。	5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策支援システム伝送装置 SPDS表示装置	緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			
場所	主要設備	耐震設計																								
6号炉 及び7号炉 コントロール建屋	データ伝送装置	データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								
	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								
建屋間	無線系 伝送 ルート	無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								
	無線系 有線系	有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。																								
5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								
	緊急時対策支援システム伝送装置 SPDS表示装置	緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉の緊急時対策所（別添1）のシステム構成図。図には、監視システム、制御システム、通信システムなどが示されています。赤い線は設備、運用又は体制の相違を示し、青い線は記載箇所又は記載内容の相違を示し、緑色の線は記載表現、設備名称の相違を示しています。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉の緊急時対策所（別添1）のシステム構成図。図には、監視システム、制御システム、通信システムなどが示されています。赤い線は設備、運用又は体制の相違を示しています。</p>	<p>泊発電所3号炉の緊急時対策所（別添1）のシステム構成図。図には、監視システム、制御システム、通信システムなどが示されています。赤い線は設備、運用又は体制の相違を示し、青い線は記載箇所又は記載内容の相違を示し、緑色の線は記載表現、設備名称の相違を示しています。</p> <p>図4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲</p>	<p>【女川】 ・記載充実（大飯審査実績の反映） 【大飯】・記載方針の相違 大飯3/4号炉では、「所内での情報共有に関する図」と「所外伝送に関する図」に分けて耐震範囲を図示しているもの、泊3号炉では、女川2号炉の記載方針に合わせたシステム概要図に対して耐震範囲を図示している。なお、泊3号炉と大飯3/4号炉では、耐震範囲は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

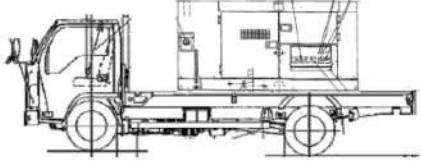
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 電源設備</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備である電源車は、車両（2軸4輪）に搭載することで転倒防止を図り、基準地震動Ssによる地震力に対して転倒しないこと及び機能維持を実証試験により詳細に評価している。</p> <p>その他、附属機器についても、下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策建屋北側に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）用の燃料を貯蔵する緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>電源車接続口から緊急時対策所用高圧母線J系までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所間に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、分電盤は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、盤が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>緊急時対策所ケーブル接続口から分電盤までのケーブルは、耐震性を有する電路とする設計とする。</p>	<p>【大阪】・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・設置場所の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。（大阪3/4号炉と同様）</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉

設備	機器	評価内容
電源車（緊急時対策所用）	発電機	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
	ケーブル電線管	定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下施工）
	分電盤	構造強度評価、機能維持評価



電源車（緊急時対策所用）概要図

電源車（緊急時対策所用）配置図

女川原子力発電所2号炉

代替交流電源設備の保管場所を図4-3に、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所軽油タンクの概略図を図4-4、図4-5にそれぞれ示す。

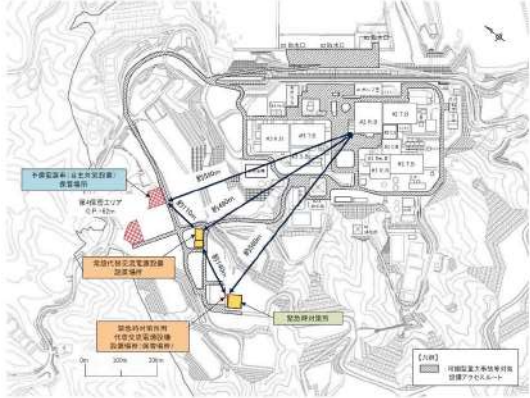


図4-3 代替交流電源設備 保管場所




図4-4 電源車（緊急時対策所用） 外観

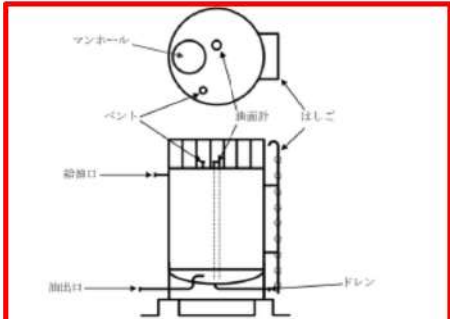


図4-5 緊急時対策所軽油タンク 概略図

泊発電所3号炉

緊急時対策所用発電機の保管場所を図4-10に、緊急時対策所用発電機の外観を図4-11に示す。



図4-10 緊急時対策所用発電機の保管場所



図4-11 緊急時対策所用発電機 外観

【女川】
 ・記載表現の相違
 女川はガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）を代替交流電源設備として記載。泊は対象が緊急時対策所用発電機のみであることから、設備の名称を記載した。

【女川】
 ・設計の相違
 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。

【女川】
 ・設計の相違
 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていないことから、対象図面はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 建屋内アクセスルートの耐震設計</p> <p>地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>a. アクセスルートと選定に際しての確認事項</p> <p>建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与えるおそれがある以下の事項について対策を行うこととする。緊急時対策所のアクセスルート（西側アクセスルート、北側アクセスルート）を図4-6～8に示す。</p> <p>① 地震時の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器の転倒等により通行が阻害されないように設計する。</p> <p>② 地震随伴火災の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器が損壊し、火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。</p> <p>③ 地震による内部溢水の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して溢水源となる配管等が損壊することで発生する影響により、通行が阻害されないように設計する。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載不要。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="929 148 1339 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="795 188 1272 769" style="border: 1px solid black; height: 364px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="884 778 1176 798" style="text-align: center; font-size: small;"> 図4-6 緊急時対策所のアクセスルート（1/3） </div> <div data-bbox="929 823 1339 852" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="795 874 1272 1439" style="border: 1px solid black; height: 354px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="884 1449 1176 1468" style="text-align: center; font-size: small;"> 図4-6 緊急時対策所のアクセスルート（2/3） </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="931 156 1339 188" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="801 204 1285 794" style="border: 1px solid black; height: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="891 804 1182 823" style="text-align: center; font-size: small;"> 図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (3/3) </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動S_sによる地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動S_sによる地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「転倒評価」、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」に従って実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 転倒評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の転倒評価については、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンから構成される機器全体は、基準地震動S_sによる地震力に対し、転倒しないことを、保管場所の地表面の最大加速度を用いて、計算により算出した発生応力が、許容値以下であることにより確認する。</p> <p>(2) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動S_sによる地震力に対し、固縛装置、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを、計算により確認する。</p>		<p style="text-align: right;">添付1</p> <p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動による地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり、浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動による地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」にしたがって実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動による地震力に対し、固縛装置（アンカーボルト）、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する。</p>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 【大阪】 <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 【大阪】 <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 アンカーボルトに対する構造評価を行っており、事実上転倒評価に関しては構造評価に包括されることから記載しない。 【大阪】 <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 大阪の固縛方法がシャックル、ターンバックルなのに対し泊はアンカーボルトである。

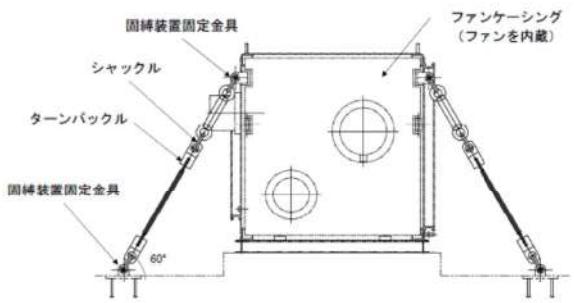
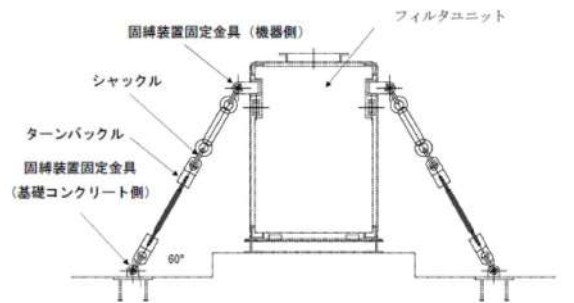
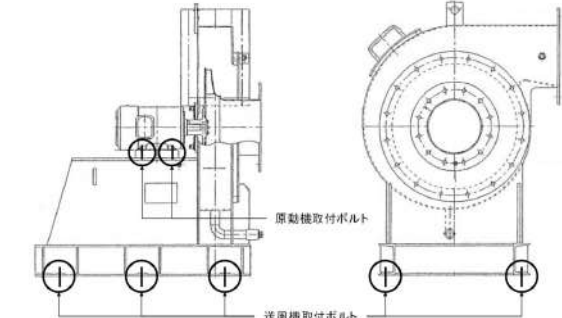
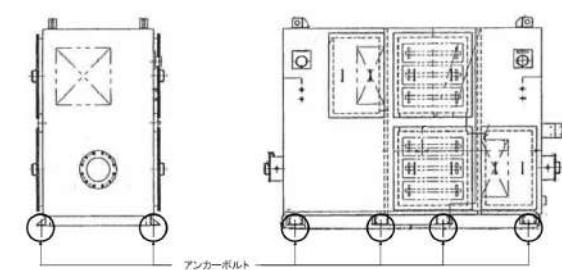
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>(3) 機能維持評価 可搬型空気浄化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動S_sによる地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを、保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(4) 波及的影響評価 可搬型空気浄化設備の波及的影響の評価については、可搬型空気浄化設備の機器全体は、基準地震動S_sによる地震力に対し、可搬型空気浄化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。 可搬型空気浄化設備に使用している固縛装置は、基準地震動S_sによる地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" data-bbox="100 762 683 1040"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図 第2-3図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空気浄化設備	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図		<p>(2) 機能維持評価 可搬型空気浄化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(3) 波及的影響評価 可搬型空気浄化設備の波及的影響の評価については、可搬型空気浄化設備の機器全体は、基準地震動による地震力に対し、可搬型空気浄化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。 可搬型空気浄化設備に使用している固縛装置は、基準地震動による地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" data-bbox="1400 794 1944 1002"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td> <td>フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、これらを固定するアンカーボルト等により構成する。</td> <td>フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空気浄化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、これらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図	<p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p>
設備分類		計画の概要			説明図																		
	主体構造	支持構造																					
可搬型空気浄化設備	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図																				
設備分類	計画の概要		説明図																				
	主体構造	支持構造																					
可搬型空気浄化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、これらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p style="text-align: center;">第2-2表 可搬型重大事故等対処設備 構造強度評価対象部位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設備</th> <th>構造 支持構造物</th> <th>間接 支持構造物</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内非常用空気浄化ファン</td> <td>可搬型 空気浄化</td> <td>送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト</td> <td>鋼骨装置</td> <td rowspan="2">ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である鋼骨装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>設備</td> <td>鋼骨装置</td> <td>対象なし</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化ファン）</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</p>	機器名称	設備	構造 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象	緊急時対策所内非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	鋼骨装置	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である鋼骨装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット	設備	鋼骨装置	対象なし		<p style="text-align: center;">第2-2表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器名称</th> <th rowspan="2">設備</th> <th>直接</th> <th>間接</th> <th rowspan="2">評価対象</th> </tr> <tr> <th>支持構造物</th> <th>支持構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td rowspan="2">可搬型 空気浄化</td> <td>送風機取付 ボルト</td> <td>アンカー</td> <td rowspan="2">ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>原動機取付 ボルト</td> <td>ボルト</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>装置</td> <td>アンカー ボルト</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備（空気浄化ファン）</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備（フィルタユニット）</p>	機器名称	設備	直接	間接	評価対象	支持構造物	支持構造物	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト	アンカー	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	原動機取付 ボルト	ボルト	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし		
機器名称	設備	構造 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象																																
緊急時対策所内非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	鋼骨装置	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である鋼骨装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																																
緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット	設備	鋼骨装置	対象なし																																	
機器名称	設備	直接	間接	評価対象																																
		支持構造物	支持構造物																																	
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト	アンカー	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																																
		原動機取付 ボルト	ボルト																																	
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし																																	

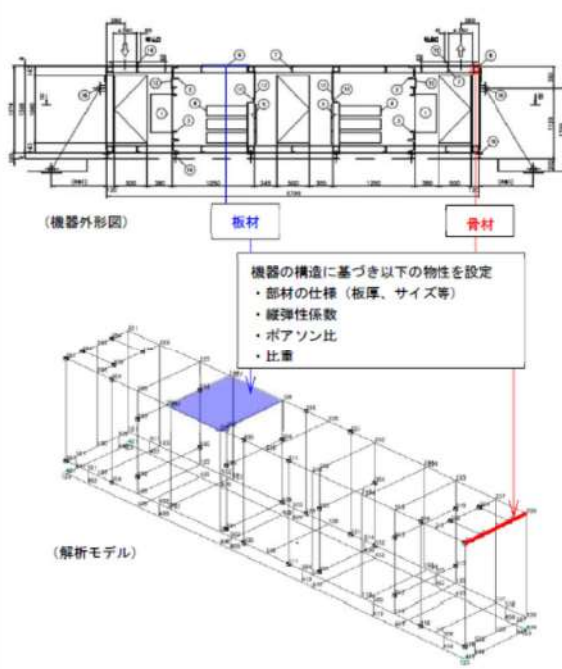
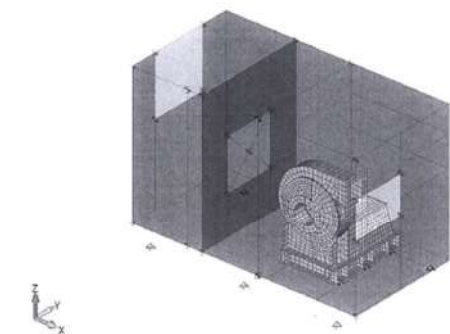
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2-3図 緊急時対策所非常用空気浄化ファンケーシング概略図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（縦弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型空気浄化設備の外形図及び解析モデル (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット場合)</p>		<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（縦弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング 解析モデル図</p>	<p>【大飯】 ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料6</p> <p>6. チェンジングエリアについて</p> <p>1. チェンジングエリアの基本的考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、第61条第1項（緊急時対策所）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(1)チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉		
2. チェンジングエリアの概要		
チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。概要は表6-1のとおり。		
表6-1 チェンジングエリアの概要		
項目	理由	
設置場所	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	
設置形式	設置の容易及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。	
設置時期	平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。	
【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】		
(2)チェンジングエリアの概要		
チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接するとともに、要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設置する。		
表5.1-1 チェンジングエリアの概要		
項目	理由	
設置場所	5号炉原子炉建屋3階	
設置形式	エアータント	
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	
実施者	保安班	

女川原子力発電所2号炉		
(2) チェンジングエリアの概要		
チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。		
表5.1-1 チェンジングエリアの概要		
項目	概要	
設置場所	緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	
設置形式	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	
判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	
実施者	放射線管理班	

泊発電所3号炉		
(2) チェンジングエリアの概要		
チェンジングエリアは、靴脱着エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。		
表5.1-1 チェンジングエリアの概要		
項目	概要	
設置場所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	
設置形式	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	
手順着手の判断基準	「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	
実施者	放管班	

【大飯】
 女川審査実績の反映
 ・設計の相違（相違理由①）

【大飯】
 ・記載表現の相違
 女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みであることに相違ないが、女川と泊は資機材準備を設営と表現しているのに対し、大飯は平常時から設置と表現していることから以降で設営に関するタイムチャートを示していない等の相違がある。

【女川】記載方針の相違
 原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)

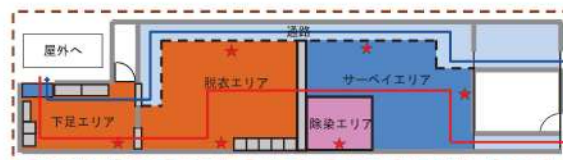
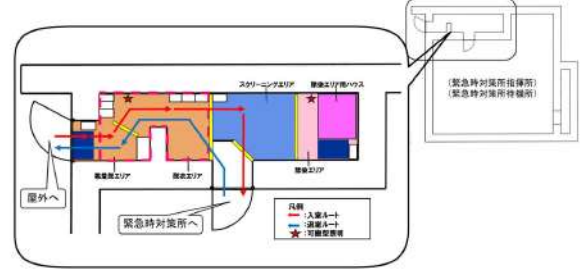

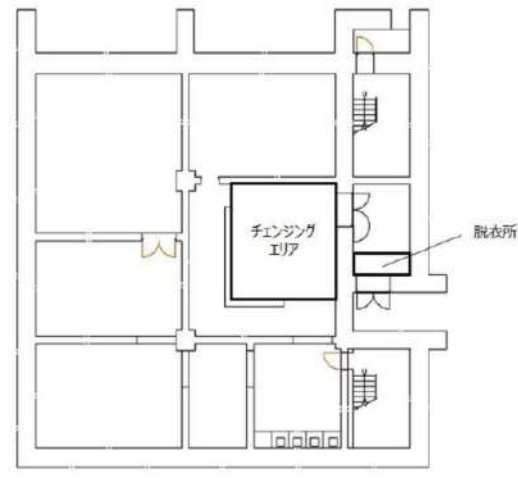
【女川】
 設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. チェンジングエリア設置場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。また、チェンジングエリアとは別に汚染持ち込み防止の観点で有効な策として、緊急時対策所入口に最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣所を設ける。</p> <p>緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、緊急時対策所の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。設置の考え方は表6-2のとおり。</p> <p>脱衣所とチェンジングエリアの設置場所は、図6-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、図5.1-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チェンジングエリアの設営場所は、図5.1-1のとおり。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 女川は建屋出入口からチェンジングエリアまでの屋内アクセスルートがあるのに対し、泊は屋外出入口とチェンジングエリアが隣接しているため屋内ルートはない。</p> <p>・設計の相違 （相違理由①）</p> <p>【大飯】 ・設計等の相違 大飯にはチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けているのに対し、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>表6-2 チェンジングエリア及び脱衣所の設置の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機能</th> <th>設置の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 ・緊急時対策所入口</td> <td>・脱衣</td> <td>・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリア ・緊急時対策所</td> <td>・脱衣 ・身体サーベイ ・除染</td> <td>・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機能	設置の考え方	緊急時対策所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。	チェンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>【凡例】 → 入室ルート → 退室ルート ★ 乾電池内蔵型照明</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p>【大飯】 ・設計の相違 大飯はチェンジングエリアの前段に脱衣所を設置しているため、両者の設置の考え方を表で整理している。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 女川と泊はチェンジングエリアを図で示しているのに対し、大飯は写真と建屋平面図で区画を示している相違があるが、チェンジングエリアの基本構成に相違はない。</p>
設置場所	機能	設置の考え方										
緊急時対策所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。										
チェンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。										
<p>チェンジングエリア (例)</p>  <p>緊急時対策所チェンジングエリアは、緊急時対策所内を活用するとともに、区画化し、チェンジングエリアを平常時から設置。</p>  <p>図6-1 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリア設置場所</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 a. 5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合 <p>図5.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンレンジエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート(5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</p> <p>※図中の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
b. 5号炉原子炉建屋北側アクセスルートを使用する場合 <p>図5.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンレンジエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート(5号炉原子炉建屋北側アクセスルート)</p> <p>※図中の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 設営（考え方、資機材）</p> <p>(1) 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え緊急時対策所内にチェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに事故発生後にすぐに使用が可能となる。ただし、チェンジングエリア設置箇所等における作業のため一時的にチェンジングエリアを撤去する場合は、すぐに復旧できる措置を取ることとする。</p> <p>また、チェンジングエリアの使用に当たっては図6-2の基本フローに従った準備を行うこととし、現場に手順等を掲示するなどして緊急時においても速やかな対応が可能とする。なお、チェンジングエリアの使用に当たっては、放射線管理班のうち2名が当該作業を実施することとしている。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリアは、利用する要員が多数であることに加え、格納容器が破損しブルーム通過後の大規模な汚染環境下での作業を想定し、緊急時対策所の入口に脱衣所を設けて最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなど汚染の持ち込み防止を段階的に実施することが有効であることから、脱衣所とチェンジングエリアの2段の運用とすることとしている。</p> <p>また、チェンジングエリア内面には必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとしている。</p> <div data-bbox="112 821 672 1005"> <pre> graph TD A[①脱衣所及び脱衣エリア前に粘着マットを敷く。] --> B[②各エリアの境界となるバリア及びゴミ箱を設置する。] B --> C[③除染資材を設置する。] </pre> </div> <p>図6-2 脱衣所及びチェンジングエリア使用準備の基本フロー図</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-3の設営フローに従い、図5.1-4、5のとおりチェンジングエリアを設営する。</p>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放射線管理班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="896 662 1153 917"> <pre> graph TD A[①チェンジングエリア用資機材の移動・設置（乾電池内蔵型照明の設置）] --> B[②床、壁の養生状態の確認・補修] B --> C[③表面汚染密度測定用サーベイメータの設置] </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> <div data-bbox="784 1005 1276 1428"> <p>緊急時対策所 地下1階 チェンジングエリア</p> <p>養生シート 靴に付着した放射性物質を持ち込まないように設置する。</p> <p>乾電池内蔵型照明 チェンジングエリア内の照度を確保する。</p> <p>ヘルメット掛け</p> <p>バリア</p> <p>フェンス区画</p> <p>約7m</p> <p>約3m</p> <p>約22m</p> <p>EVAスーツ</p> <p>ゴム手袋（外側）</p> <p>靴下</p> <p>綿手袋</p> <p>ゴム手袋（内側）</p> <p>タイベック</p> <p>マスク</p> <p>養生シャワー 身体に付着した放射性物質の除去は、原則試き取りより実施するが、試き取れない場合は水洗いし、あらかじめ準備する。</p> <p>緊急時対策所</p> <p>図5.1-3 チェンジングエリア</p> </div>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し行い、約40分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放管班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="1534 694 1825 933"> <pre> graph TD A[①チェンジングエリア用資機材の移動及び設置（可搬型照明の設置）] --> B[②床、壁の養生状態の確認及び補修] B --> C[③GM汚染サーベイメータの設置] </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> <div data-bbox="1388 989 1915 1444"> <p>粘着マット 靴等に付着した放射性物質を持ち込まないように設置する。</p> <p>可搬型照明 チェンジングエリア内の照度を確保する。</p> <p>簡易シャワー 身体に付着した放射性物質の除去は、原則試き取りより実施するが、試き取れない場合は水洗いし、あらかじめ準備する。</p> <p>約6m</p> <p>約2.0m</p> <p>スクリーンエリア</p> <p>脱衣エリア</p> <p>換気エリア</p> <p>結露管理エリア</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済アノラック回収箱 ② 使用済ゴム手袋(外側)回収箱 ③ 使用済タイベック回収箱 ④ 使用済ゴム手袋(内側)回収箱 ⑤ 使用済全身マスク回収箱 ⑥ 使用済紙帽子回収箱 ⑦ 使用済靴下回収箱 ⑧ 使用済綿手袋回収箱 ⑨ 使用済フェルトマスク回収箱 <ul style="list-style-type: none"> ■ バリア ■ 粘着マット ■ 除染エリア用ハウス及び簡易シャワー ■ フェンス ■ 可搬型照明 <p>図5.1-3 チェンジングエリア</p> </div>	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一) ・設備名称の相違 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、大飯はチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けている違いがある。なお、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する設計。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																							
<p>(2) 資機材</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアの設置用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して表6-3及び表6-4のとおりとする。</p> <p>表 6-3 緊急時対策所脱衣所設置用資機材</p> <table border="1" data-bbox="107 292 694 507"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>1本</td> <td rowspan="10">脱衣所設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>24枚*</td> </tr> <tr> <td>積層シート</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>箱</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-4 緊急時対策所チェンジングエリア設置用資機材</p> <table border="1" data-bbox="107 579 694 922"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td rowspan="10">チェンジングエリア設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>積層シート</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱 (スタンション含む)</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋 (赤・黄・黒)</td> <td>各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ (白・黒)</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	根拠	養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量	バリア	3個	フェンス	24枚*	積層シート	3枚	箱	2台	ヘルメット掛け	1台	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	テープ	各10巻	はさみ・カッター	各2本	名称	数量	根拠	養生シート	3本	チェンジングエリア設置に必要な数量	バリア	6個	フェンス	3個	積層シート	3個	ゴミ箱 (スタンション含む)	7個	ポリ袋 (赤・黄・黒)	各100枚	テープ (白・黒)	各10巻	ウエス	1箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="840 292 1214 603"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート (単用)</td> <td>4巻**</td> <td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>養生シート (雙用)</td> <td>12巻**</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>9個**</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>24枚**</td> </tr> <tr> <td>積層シート</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>箱</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>5巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>1式**</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台**</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>1台**</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>パケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>乾電池内蔵型照明</td> <td>6台 (予備1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×50m/巻 ※2：仕様 2,100mm×25m/巻 ※3：仕様 900mm×240mm×235mm/個 (アルミ製) ※4：仕様 1,300mm×900mm×25mm/枚 (アルミ製) ※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式 (折りたたみ式、ポリエチレン製) ※6：仕様 タンク容量7.5リットル (手動ポンプ式) ※7：仕様 タンク容量20リットル (ポリタンク)</p>  <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量	根拠	養生シート (単用)	4巻**	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	養生シート (雙用)	12巻**	バリア	9個**	フェンス	24枚**	積層シート	3枚	箱	2台	ヘルメット掛け	1台	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	50個	はさみ	3個	カッター	3個	マジック	3本	除染エリア用ハウス	1式**	簡易シャワー	1台**	ポリタンク	1台**	トレイ	1個	パケツ	2個	乾電池内蔵型照明	6台 (予備1台)	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="1444 316 1870 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">根拠</th> </tr> <tr> <th>指標所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3巻**</td> <td>3巻**</td> <td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>3個**</td> <td>3個**</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>1個**</td> <td>1個**</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>10枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>靴箱</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>回収箱</td> <td>9個</td> <td>9個</td> </tr> <tr> <td>透明ロール袋 (大)</td> <td>10巻</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>養生テープ</td> <td>20巻</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>作業用テープ</td> <td>10巻</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>145個</td> <td>145個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>2個</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>2個</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>3本</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>1個**</td> <td>1個**</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1個**</td> <td>1個**</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>1個**</td> <td>1個**</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>パケツ</td> <td>1個</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td>2台 (予備1台)</td> <td>2台 (予備1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m/巻 (透明、ピンク、黄) ※2：仕様 600mm (750mm,900mm) ×100mm×150mm/個 (アルミ製) ※3：仕様 600mm×900mm/個 (アルミ製) ※4：仕様 1,120mm×1,130mm×2,000mm/個 (掛付型、不燃シート製) ※5：仕様 タンク容量7.5リットル (手動ポンプ式) ※6：仕様 タンク容量20リットル (ポリタンク)</p>  <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量		根拠	指標所	待機所	養生シート	3巻**	3巻**	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	バリア	3個**	3個**	フェンス	1個**	1個**	粘着マット	10枚	10枚	靴箱	1台	1台	回収箱	9個	9個	透明ロール袋 (大)	10巻	10巻	養生テープ	20巻	20巻	作業用テープ	10巻	10巻	ウエス	1箱	1箱	ウェットティッシュ	145個	145個	はさみ	2個	2個	カッター	2個	2個	マジック	3本	3本	除染エリア用ハウス	1個**	1個**	簡易シャワー	1個**	1個**	ポリタンク	1個**	1個**	トレイ	1個	1個	パケツ	1個	1個	可搬型照明	2台 (予備1台)	2台 (予備1台)	<p>【大阪】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																								
養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量																																																																																																																																																																								
バリア	3個																																																																																																																																																																									
フェンス	24枚*																																																																																																																																																																									
積層シート	3枚																																																																																																																																																																									
箱	2台																																																																																																																																																																									
ヘルメット掛け	1台																																																																																																																																																																									
ゴミ箱	7個																																																																																																																																																																									
ポリ袋	100枚																																																																																																																																																																									
テープ	各10巻																																																																																																																																																																									
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																																																									
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																								
養生シート	3本	チェンジングエリア設置に必要な数量																																																																																																																																																																								
バリア	6個																																																																																																																																																																									
フェンス	3個																																																																																																																																																																									
積層シート	3個																																																																																																																																																																									
ゴミ箱 (スタンション含む)	7個																																																																																																																																																																									
ポリ袋 (赤・黄・黒)	各100枚																																																																																																																																																																									
テープ (白・黒)	各10巻																																																																																																																																																																									
ウエス	1箱																																																																																																																																																																									
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																																																									
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																																																									
マジック	2本																																																																																																																																																																									
簡易シャワー	1台																																																																																																																																																																									
簡易タンク	1台																																																																																																																																																																									
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																								
養生シート (単用)	4巻**	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																																								
養生シート (雙用)	12巻**																																																																																																																																																																									
バリア	9個**																																																																																																																																																																									
フェンス	24枚**																																																																																																																																																																									
積層シート	3枚																																																																																																																																																																									
箱	2台																																																																																																																																																																									
ヘルメット掛け	1台																																																																																																																																																																									
ゴミ箱	7個																																																																																																																																																																									
ポリ袋	100枚																																																																																																																																																																									
テープ	5巻																																																																																																																																																																									
ウエス	2箱																																																																																																																																																																									
ウェットティッシュ	50個																																																																																																																																																																									
はさみ	3個																																																																																																																																																																									
カッター	3個																																																																																																																																																																									
マジック	3本																																																																																																																																																																									
除染エリア用ハウス	1式**																																																																																																																																																																									
簡易シャワー	1台**																																																																																																																																																																									
ポリタンク	1台**																																																																																																																																																																									
トレイ	1個																																																																																																																																																																									
パケツ	2個																																																																																																																																																																									
乾電池内蔵型照明	6台 (予備1台)																																																																																																																																																																									
名称	数量		根拠																																																																																																																																																																							
	指標所	待機所																																																																																																																																																																								
養生シート	3巻**	3巻**	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																																							
バリア	3個**	3個**																																																																																																																																																																								
フェンス	1個**	1個**																																																																																																																																																																								
粘着マット	10枚	10枚																																																																																																																																																																								
靴箱	1台	1台																																																																																																																																																																								
回収箱	9個	9個																																																																																																																																																																								
透明ロール袋 (大)	10巻	10巻																																																																																																																																																																								
養生テープ	20巻	20巻																																																																																																																																																																								
作業用テープ	10巻	10巻																																																																																																																																																																								
ウエス	1箱	1箱																																																																																																																																																																								
ウェットティッシュ	145個	145個																																																																																																																																																																								
はさみ	2個	2個																																																																																																																																																																								
カッター	2個	2個																																																																																																																																																																								
マジック	3本	3本																																																																																																																																																																								
除染エリア用ハウス	1個**	1個**																																																																																																																																																																								
簡易シャワー	1個**	1個**																																																																																																																																																																								
ポリタンク	1個**	1個**																																																																																																																																																																								
トレイ	1個	1個																																																																																																																																																																								
パケツ	1個	1個																																																																																																																																																																								
可搬型照明	2台 (予備1台)	2台 (予備1台)																																																																																																																																																																								

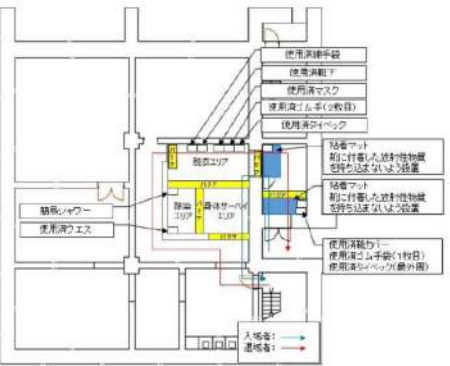
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 運用（出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>(1) 出入管理</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出される状況下において、緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動することになる。</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図6-3のとおりであり、下記のとおり①から③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-4.5のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①「脱衣所」、「脱衣エリア」 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②「身体サーベイエリア」 防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認されなければ緊急時対策所へ移動するエリア</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 下足エリア 靴及びヘルメット等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ サーベイエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア 靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・用語の相違</p>

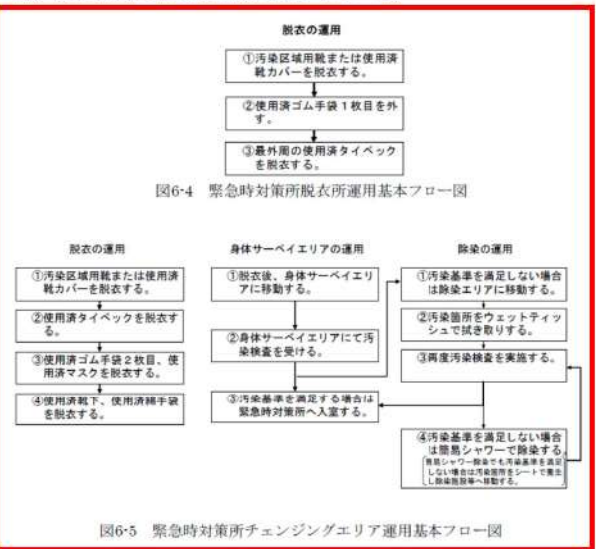
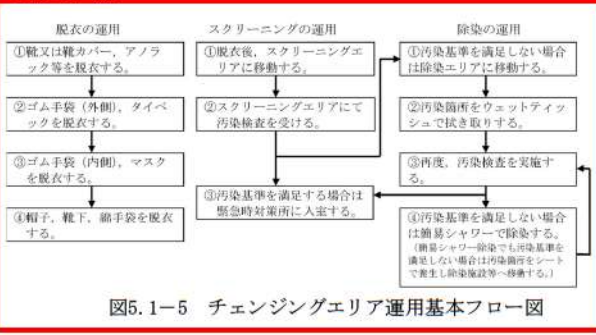
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 「除染エリア」 「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚染が確認された場合の除染を行うエリア</p>  <p>図6-3 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアイメージ図</p> <p>緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は、図6-4及び図6-5のとおり。</p>	<p>④ 除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>④ 除染エリア スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p> <p>チェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は、図5.1-5のとおり。</p>	<p>【女川】 記載充実（大阪実績反映）</p> <p>・設計の相違 泊には脱衣所はなく、最外周のタイベック等はチェンジングエリアのうち靴着脱エリアで脱衣する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放射線管理班のうち2名が身体サーベイ、除染、汚染管理を行う。また、緊急時対策所チェンジングエリアの運用が適切に実施できるように放射線管理班は定期的な教育・訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図6-4 緊急時対策所脱衣所運用基本フロー図</p> <p>図6-5 緊急時対策所チェンジングエリア運用基本フロー図</p>		<p>チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班員のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるように放管班員は定期的な教育及び訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図5.1-5 チェンジングエリア運用基本フロー図</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の相違 ・記載表現の相違 ・設計の相違 大飯はチェンジングエリアの前段に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設置しているのに対し、泊はチェンジングエリアの靴着脱エリアでアノラックを脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 脱衣</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の入口の脱衣所において、汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外すとともに最外周の使用済タイベックを脱衣する。 脱衣エリアでは、使用済タイベック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。 <p>(3) 身体サーベイ</p> <p>チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。 身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。（必要により物品等のサーベイを含む。） 汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。なお、放射線管理班でなくても汚染検査ができるように手順の図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視し、指導、助言をする。 <p>(4) 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体サーベイエリアにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。 汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染拡大防止を目的として汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。 	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。 <p>なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。 ② サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。 <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。） 	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。 <p>なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。 ② スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。 ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。 <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。） 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 ・設計の相違 泊と女川には脱衣所はない。</p> <p>・防護具名称の相違</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

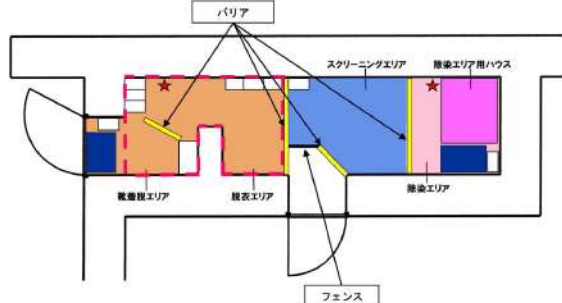
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 着衣 緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は以下のとおり。 要員等の防護具類の着衣場所は緊急時対策所内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて、綿手袋、靴下、マスク、ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。 <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、不織布カバーオール、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 <p>また、緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。</p> <p>なお、内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の着衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</p> <p>(6) 汚染管理 前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェンジングエリアを設けている。身体サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、身体サーベイエリアに隣接した「除染エリア」で要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュによる拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染により発生した汚染水は、必要に応じて、図6-6のとおり、ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>なお、緊急時対策所内においては基本的に汚染水の発生はないと考えられるものの仮に汚染水が発生したとしても発生量は限られることから、除染の際に発生する汚染水と同様に必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>汚染水については上記のとおり適切に処理することとし、汚染水が除染エリアから飛散したり漏水したりしないような対策を取る。</p> <p>また、管理されない状態において汚染水が外部放出されることのないよう運用していく。</p>	<p>e. 着衣 防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 ② 下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。 <p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理</p> <p>サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-5のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>e. 着衣 防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 ② 靴着脱エリアで、靴を着用する。 <p>放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理</p> <p>スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-6のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すが泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。 ・防護具名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

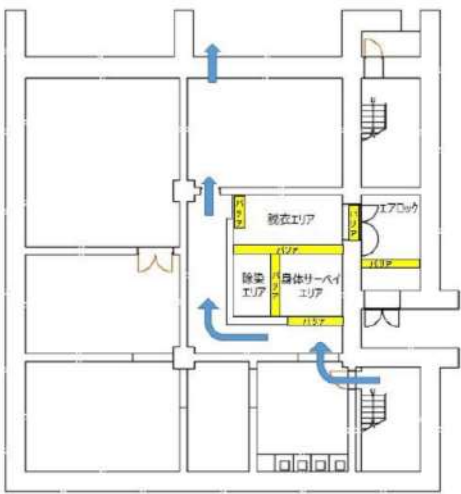
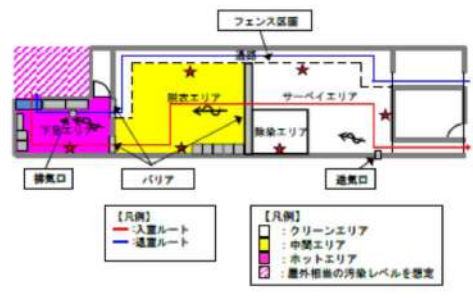
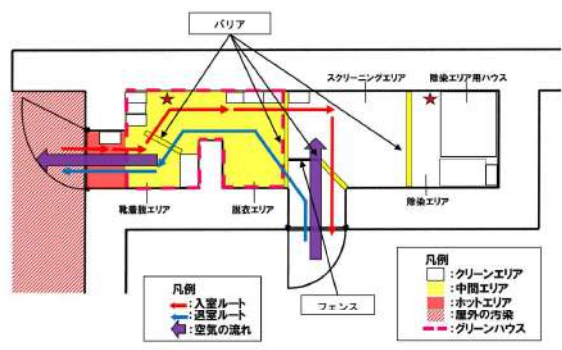
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="100 183 683 406" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="235 414 526 454" data-label="Caption"> <p>図6-6 汚染水処理イメージ図 注：汚染水は除染エリアから漏れしない対策をとる。</p> </div> <div data-bbox="89 486 235 518" data-label="Section-Header"> <p>(7) 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="123 518 694 694" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が着用した防護具類については、チェン징ングエリアの脱衣エリアで廃棄する。これら放射性廃棄物については、チェン징ングエリア内に留め置くと環境線量当量率の上昇及び放射性物質による汚染拡大へつながる要因となることから適宜持ち出し、チェン징ングエリア内の環境線量当量率の上昇及び汚染拡大の防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="100 718 548 750" data-label="Section-Header"> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> </div> <div data-bbox="123 750 705 901" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="89 1037 224 1069" data-label="Section-Header"> <p>(8) 環境管理</p> </div> <div data-bbox="123 1069 705 1189" data-label="Text"> <p>放射線管理班は、緊急時対策所内及びチェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="123 1189 705 1300" data-label="Text"> <p>また、必要に応じて防護具類の着用や除染等の対策を講じる。 ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施する。</p> </div>	<div data-bbox="728 135 1321 414" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="862 438 1153 462" data-label="Caption"> <p>図5.1-5 除染及び汚染水処理イメージ図</p> </div> <div data-bbox="728 486 884 518" data-label="Section-Header"> <p>g. 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="761 518 1332 662" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="728 1037 862 1069" data-label="Section-Header"> <p>h. 環境管理</p> </div> <div data-bbox="761 1069 1344 1157" data-label="Text"> <p>放射線管理班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="761 1181 1344 1300" data-label="Text"> <p>ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> </div>	<div data-bbox="1366 135 1960 399" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1489 399 1881 430" data-label="Caption"> <p>図5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p> </div> <div data-bbox="1366 486 1523 518" data-label="Section-Header"> <p>g. 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="1400 518 1971 662" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="1366 1037 1500 1069" data-label="Section-Header"> <p>h. 環境管理</p> </div> <div data-bbox="1400 1069 1982 1157" data-label="Text"> <p>放管班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="1400 1181 1982 1300" data-label="Text"> <p>ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> </div>	<p>【大阪】 女川審査実績の反映</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. チェンジングエリアにかかる補足事項 (1) チェンジングエリアにおける運用について</p> <p>チェンジングエリアにおいては、図6-7のとおり汚染検査方法の図示等により、緊急時対策要員等が円滑にチェンジングエリアの運用をすることが可能である。</p>  <p>図6-7 緊急時対策所チェンジングエリアイメージ図</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項 a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア及びサーベイエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-6のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-6 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項 a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-7のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアの設置場所は、緊急時対策所内に設置される。</p> <p>図6-8 のとおり緊急時対策所チェンジングエリアの空気は、チェンジングエリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>  <p>図6-8 空気の流れイメージ図</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、図5.1-7のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、チェンジングエリアは、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の運転による換気を行い、チェンジングエリアに図5.1-7のように空気の流れをつくることで脱衣を行うホットエリア等の空気によるサーベイエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、図5.1-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの運転による換気で正圧に維持することにより、チェンジングエリアに図5.1-8のように空気の流れをつくり、かつ、脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-8 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） ・設計の相違 <p>女川はチェンジングエリア内に送気口及び排気口があるのに対し、泊は緊急時対策所内と屋外の圧力差でチェンジングエリア内の空気が屋外に流れる設計の相違がある。</p> <p>なお、大飯は2階の緊急時対策所内の送気口から1階の建屋排気口に空気が流れる設計であり、その中間位置にチェンジングエリアを設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

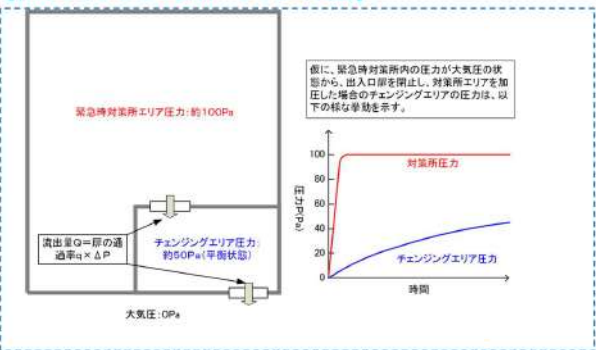
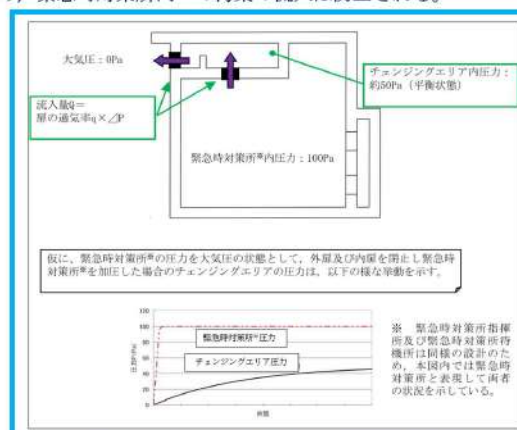
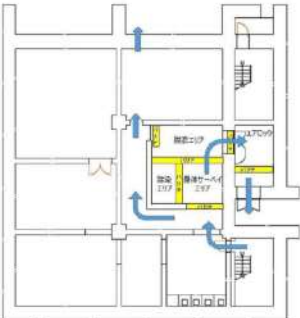
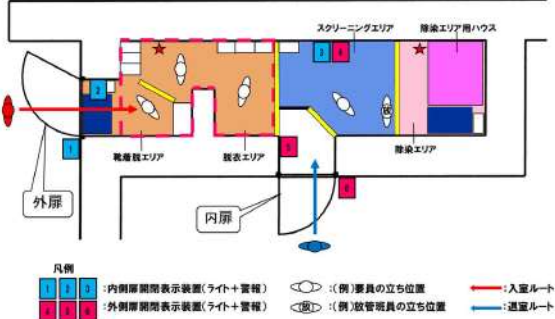
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については閉止運用とすることにより開放ができないようにすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための身体サーベイエリアを設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び身体サーベイの後、入室する。</p> <p>①通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急時対策所」は緊急時対策所可搬型空気浄化装置による送気にて正圧が維持される。 <p>②緊急時対策所の入退室時</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所内は正圧であるため、緊急時対策所入口扉を開放すると図6-9のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。 <p>【伊方3号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> 		<p>c. チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口となる扉はそれぞれ1箇所のみとすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するためのスクリーニングエリアを設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>d. 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び汚染検査の後、入室する。</p> <p>(a) 通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <p>①緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は可搬型新設緊急時対策所空気浄化装置による送気にて正圧が維持される。</p> <p>(b) 緊急時対策所の入退室時</p> <p>①緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内は正圧であるため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の入口扉を開放すると図5.1-9のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</p> 	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 泊は緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所しかない。 記載表現の相違 <p>・用語の相違</p> <p>・記載内容の相違 泊はチェンジングエリア内の圧力状況について記載している。（伊方3号炉と同様）</p>

図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 入退出時における緊急時対策所内からの空気の流れは、エアロックにより制限されるため、緊急時対策所内の正圧は維持される。</p>  <p>図6-9 緊急時対策所入退時の空気の流れイメージ図</p> <p>上記のとおり運用することで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。また、緊急時対策所内は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置による送気にて正圧が維持され、チェン징エリアの空気は、チェン징エリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉の緊急時対策所に関する記載は、本表の比較対象外である。</p>	<p>上記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の外扉及び内扉は、気密性を有する扉を設置することから、扉閉止時の通気量は極少量に抑えられるが、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所からの流出空気で各チェン징エリアは加圧されることとなる。内扉隙間からの流出量は扉両側の差圧に比例するため、仮に、外扉及び内扉の気密性が同一と仮定すれば、両扉の流出量Qが同一となる平衡状態では、各チェン징エリアは緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と外気のほぼ半分の圧力に維持される。</p> <p>また、両扉を同時に開けた場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内が正圧に維持されているため、外側に向かって空気が流れ出て、各チェン징エリアへの放射性物質の持込みは最少に維持されると考える。</p> <p>②入退出時における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内からの空気の流れは、以下の運用により制限するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧は維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェン징エリアには外側（屋外側）及び内側（緊急時対策所側）の出入口に気密性のある出入口扉を設置する。 ・ 2箇所出入口扉を同時に開放しない対策として、図5.1-10のとおり各出入口扉の開閉状態に連動する扉開閉表示装置を設置し、扉開放時にライト点灯及び警報音を鳴らすことで各出入口から入退出しようとする要員に対して、いずれかの出入口扉が開放状態であることを知らせ、ライト点灯及び警報音が鳴っている場合には閉止している出入口扉を開放させない。  <p>図5.1-10 チェン징エリアの出入口扉の開放制限運用</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>・ 設計の相違 大飯は屋外から入城する際のチェン징エリア入口扉がエアロック構造でチェン징エリア内空気は建屋排気口又は脱衣所を経由して屋外へ流れる設計であるのに対し、泊はチェン징エリア自体をエアロックの様に運用し、チェン징エリア内空気が屋外に流れる設計である相違があるが、チェン징エリアのホットエリア空気をクリーンエリア側に流さない設計に相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>f. チェンジングエリアの維持管理</p> <p>脱衣した使用済防護具類に付着した放射性物質等からの放射線により、付近の線量率が上昇するとチェンジングエリア内の汚染検査が困難になる可能性がある。</p> <p>このため、汚染検査時にはあらかじめチェンジングエリア内のバックグラウンドを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェンジングエリア内の汚染管理 <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングエリア及び除染エリアの汚染管理を定期的実施し、汚染が確認された場合は、速やかにシートの張り替え等を行う。 ・廃棄物の管理 <ul style="list-style-type: none"> 防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜チェンジングエリア外へ搬出する。 ・靴の汚染検査等 <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上頻度で、靴の汚染検査を実施し、必要により除染等の対応を行う。また、粘着マットは定期的に取り替えを行う。 ・グリーンハウスの外観点検（壁面への放射性物質の付着防止） <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を行う。 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 動線を分離しなくてもクロスコンタミは防止できるため、泊は動線分離を考慮していない。（伊方3号炉も同様の動線）</p> <p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>g. 緊急時対策所周辺が高線量率の場合</p> <p>緊急時対策所周辺が図5.1-11に示す例の様な要因により高線量率となり、チェンジングエリア内のバックグラウンドが上昇するような状況となった場合は、次の対応を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 使用済防護具類のチェンジングエリア外への搬出間隔の短縮、廃棄物集荷場所の遠方への移動等 ② 緊急時対策所周辺における地表面等の放射性物質の除去（高圧洗浄機による除染、仮設遮蔽の設置等） ③ 車両の立入（駐車）制限区域の設定  <p>①屋外の廃棄物集荷場所の使用済防護具等に付着した放射性物質からの放射線による上昇 ②屋外の地表面に付着した放射性物質からの放射線による上昇 ③屋外の車両に付着した放射性物質からの放射線による上昇 ④原子炉格納容器等からの直接線・スカイシャイン等による上昇</p> <p>図5.1-11 チェンジングエリア内B0上昇要因イメージ図</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>h. 緊急時対策所周辺におけるホットスポットへの対処</p> <p>重大事故時にブルームが放出された以降、要員は屋外での作業を実施するが、チェン징ングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）には放射性物質が地表面に沈着することでホットスポットが発生する可能性がある。</p> <p>そのため、チェン징ングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）は、地表面に沈着した放射性物質の除染が容易となるよう、コンクリートで平滑に施工する。</p> <p>また、屋外作業が開始されるタイミングで放管班員が環境線量率を測定し、ホットスポットの箇所を特定後、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備している高压洗浄機を用いてコンクリート施工面を水洗により除染する。</p> <p>高压洗浄機はタンク式高压洗浄機を採用し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備しているポリタンクから高压洗浄機タンクへと水を供給することで使用可能となる。また、高压洗浄機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外入口付近に設置している電源を使用し、延長コードを用いることで待機エリア付近のコンクリート施工面の除染にも対応することができる。</p>  <p>図5.1-12 緊急時対策所周辺の地表面のコンクリート施工</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>(5) 身体サーベイ管理基準 防護具類の脱着の運用を踏まえ、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。 チェンジングエリアの汚染管理基準は、表6-5のとおり法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度40Bq/cm²）の1/10である4Bq/cm²を管理目標とする。</p> <p>表 6-5 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2} (4Bq/cm²)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2} (4Bq/cm²)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm²）の1/10を目標値とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300～40,000cpm^{※3} (4～120Bq/cm²)</td> <td>バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm²で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 ※2：4Bq/cm²相当。 ※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000cpm×3≒40,000cpm）</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10を目標値とする。		1,300～40,000cpm ^{※3} (4～120Bq/cm ²)	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm ² で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	<p>(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。 ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p>表 5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm^{※3}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,000cpm^{※4}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 ※2：4Bq/cm²相当。 ※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。 ※4：40Bq/cm²相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらずと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠		13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。 ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p>表5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm^{※3}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,000cpm^{※4}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 ※2：4Bq/cm²相当。 ※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。 ※4：40Bq/cm²相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらずと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠		13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																																					
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																																					
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10を目標値とする。																																					
	1,300～40,000cpm ^{※3} (4～120Bq/cm ²)	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm ² で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。																																					
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																																					
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																																					
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠																																					
	13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																					
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																																					
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																																					
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠																																					
	13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>一方、福島第一原子力発電所の事故後の対応においては、表面汚染の身体サーベイレベルとして当初設定された基準は13,000cpm(40Bq/cm²)であった。しかしながら、事故進展に伴いバックグラウンドレベルが上がり、そのレベルでは汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となり、汚染の管理基準が100,000cpmに一時的に引き上げられた。</p> <p>なお、事故後の身体サーベイ結果の人数分布から身体サーベイレベルを100,000cpm以下としても簡易除染の実施は可能であったとされており、100,000cpm以下で、かつ、バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として40,000cpm(120Bq/cm²)が適当な水準とされている。</p> <p>また、よう素131の半減期は8日と短いため、よう素131の計数率への影響は1ヶ月程度で小さくならないとして原子力災害対策指針（平成29年7月5日全部改正）における「運用上の介入レベル」（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）では1ヶ月後の値として13,000cpm(40Bq/cm²)を除染の基準としている。</p> <p>上記福島の状態に鑑みOILでは13,000cpm(40Bq/cm²)を除染の基準としているが、可能な限り汚染の持ち込み低減を図るため建屋の入口で最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなどの汚染管理を実施することにより、緊急時対策所のチェン징エリアではより低い管理基準1,300cpm(4Bq/cm²)を管理目標として運用することとする。</p> <p>ただし、バックグラウンドレベルが上がり汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となった場合には、状況に応じて1,300cpm(4Bq/cm²)～40,000cpm(120Bq/cm²)の適切な管理基準を定める。</p>	<p>(8) 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェン징エリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p> <p>表 5.1-4 チェン징エリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1" data-bbox="721 1161 1328 1329"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策建屋内</td> <td>6台（予備1台）</td> <td>電圧：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電圧：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>(8) 可搬型照明</p> <p>チェン징エリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリー式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p> <p>表 5.1-4 チェン징エリアの可搬型照明</p> <table border="1" data-bbox="1400 1139 1957 1321"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</td> <td>各2台（予備各1台）</td> <td>・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間（消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	各2台（予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間（消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 <p>スクリーニング基準の設定にあたり、準拠しているOILの設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方に相違なし。</p> <p>【大阪】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるか使用目的に相違なし。</p>
保管場所	数量	仕様													
緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電圧：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）													
保管場所	数量	仕様													
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	各2台（予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間（消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数14名を考慮し、同時に14名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p>	<p>(9) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数20名を考慮し、同時に20名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリアに同時に20名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約33分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を14名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を6名と想定）でも約87分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でもチェンジングエリアは建屋内に設置しており、緊急時対策建屋入口からチェンジングエリアまでは要員が待機できる場所があることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>(9) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリアの他、要員が現場作業から戻って来た際にチェンジングエリアが混雑しており屋外で待機することがないように、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に待機エリアを設置する。</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数24名を考慮し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定するうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋のそれぞれの待機エリア（6名）に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>【大阪】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 泊はチェンジングエリアに入れない要員のため待機エリアを設置する。 ・想定要員数の相違 ・設計の相違（相違理由①） ・設計の相違 泊はチェンジングエリアに入れない要員は一時的に待機エリアで待機する設計。 ・汚染がない場合の想定要員数及びチェンジングエリア通過時間の相違。 ・全員汚染がある場合の拭き取りと簡易シャワー対象者の要員数（全員に対する割合は同じ）及びチェンジングエリア通過時間の相違。 ・設計の相違 女川は緊急時対策建屋内で待機するのに対し、泊は空調上屋の待機エリアで待機する違いがあるが、想定人数以上でも屋内で一時的に待機できる設計であることに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

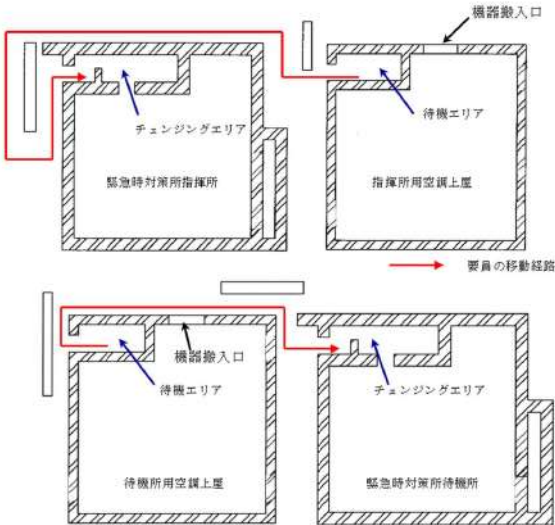
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(10) 待機エリアからチェンジングエリアへの移動に伴う要員の線量評価</p> <p>チェンジングエリアが混雑している間、空調上屋内の待機エリアに待機している要員が、順番に緊急時対策所のチェンジングエリアに移動する場合、屋外を移動することになる。屋外を移動する際、グランドシャイン線源及び空調上屋内に設置され放射性物質を捕集した可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットからの放射線により被ばくすることが考えられる。このため、屋外を移動する要員の移動中の被ばく線量を評価した。</p> <p>a. 評価条件</p> <p>①緊急時対策所周辺の線量率 130 mSv/h（東京電力㈱ホームページで公表された福島第一原子力発電所構内のサーベイデータ（平成23年3月23日時点））</p> <p>②フィルタユニットからの線量率（空調上屋機器搬入口部） 約16 mSv/h</p> <p>③屋外を通行する要員の通行時間 約30 秒</p> <p>b. 評価結果 約1.2 mSv（(130 mSv/h+約16 mSv/h)/3600 sec/h×30 sec）</p> 	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊はチェンジングエリア混雑時には、コンクリートで遮蔽した空調上屋の待機エリアを一時待機場所としており、チェンジングエリアへの移動時に被ばくする可能性があることから、要員の被ばく線量を評価し、影響が小さいことを確認している。</p>

図 5.1-13 待機エリアからチェンジングエリアへの要員の移動経路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	<p>(10) 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放射線管理班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置(最大270分)、可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置(最大90分)、代替気象観測設備の設置(210分)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放射線管理班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放射線管理班6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①(平日の勤務時間帯に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="734 746 1323 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">勤務時間(時刻)</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ケース②(夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="734 954 1323 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">勤務時間(時刻)</th> </tr> <tr> <th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線管理班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	要員	勤務時間(時刻)												0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2名													可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2名													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	1名													代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	1名													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名													対応項目	要員	勤務時間(時刻)												12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2名													可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2名													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	1名													代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	1名													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名													<p>(11) 放管班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放管班員は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置(約190分)、可搬型モニタリングポスト(海側及び緊急時対策所付近用)の設置(約120分)、可搬型気象観測設備(気象観測設備代替測定用)の設置(約100分)、可搬型気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置(約80分)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間又は休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放管班員6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①(平日の勤務時間帯に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1361 746 1951 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">勤務時間(時刻)</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備(代替測定用)の設置</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ケース②(夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1361 938 1951 1114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">勤務時間(時刻)</th> </tr> <tr> <th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線班員</td> <td>2名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備(代替測定用)の設置</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員がチェンジングエリアの設営</td> <td>放射線班員</td> <td>1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	要員	勤務時間(時刻)												0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線班員	2名													可搬型モニタリングポストの設置	放射線班員	2名													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線班員	1名													代替気象観測設備(代替測定用)の設置	放射線班員	1名													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名													対応項目	要員	勤務時間(時刻)												12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線班員	2名													可搬型モニタリングポストの設置	放射線班員	2名													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線班員	1名													代替気象観測設備(代替測定用)の設置	放射線班員	1名													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名													参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名													<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時間、設置設備種類、設置場所及び設備名称の相違 ・記載表現の相違 ・原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)
対応項目	要員			勤務時間(時刻)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
対応項目	要員	勤務時間(時刻)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線管理班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
対応項目	要員	勤務時間(時刻)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポストの設置	放射線班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
代替気象観測設備(代替測定用)の設置	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
対応項目	要員	勤務時間(時刻)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポストの設置	放射線班員	2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
代替気象観測設備(代替測定用)の設置	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
参集要員がチェンジングエリアの設営	放射線班員	1名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																											
<p>添付資料8</p> <p>8. 配備資機材の数量等について</p> <p>(1) 通信連絡設備</p> <p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。</p>	<p>5.2 配備資機材等の数量等について</p> <p>(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備</p> <p>緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。</p>	<p>5.2 配備資機材等の数量等について</p> <p>(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表題の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】設計の相違（2-3②の相違） 																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>数量^{※1}</th> <th>電源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所内用</td> <td>運転指令設備</td> <td>1台</td> <td>非常用所内電源、通信用電源設備</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備^{※1}</td> <td>2台</td> <td>非常用所内電源、通信用電源設備</td> </tr> <tr> <td>機内電話設備</td> <td>7台 (予備1台)</td> <td>充電機</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話(固定型)^{※2} 衛星電話(携帯型)^{※2}</td> <td>10台 (予備1台) 20台 (予備10台)</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内用</td> <td>加入電話(3回線共発)</td> <td>3台</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシム</td> <td>2台</td> <td>非常用所内電源</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>2台</td> <td>非常用所内電源、通信用電源設備</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備</td> <td>1台</td> <td>非常用所内電源、非常用所内電源、通信用電源設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内用</td> <td>社内TV会議システム</td> <td>1式</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話(固定型)^{※2} 衛星電話(携帯型)^{※2} 衛星電話(可搬)</td> <td>10台 (予備1台) 20台 (予備10台) 1台 (予備1台)</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機(緊急時対策所用)</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星連絡システム</td> <td>2台</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>IP電話(有線系) IP電話(衛星系) IP-FAX(有線系) IP-FAX(衛星系)</td> <td>4台 2台 2台 1台</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機(緊急時対策所用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内用と発電所外用と共用 ※2：予備を含む</p>	通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	電源	発電所内用	運転指令設備	1台	非常用所内電源、通信用電源設備	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	2台	非常用所内電源、通信用電源設備	機内電話設備	7台 (予備1台)	充電機	衛星電話	衛星電話(固定型) ^{※2} 衛星電話(携帯型) ^{※2}	10台 (予備1台) 20台 (予備10台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機	発電所内用	加入電話(3回線共発)	3台	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置	加入ファクシム	2台	非常用所内電源	電力保安通信用電話設備	2台	非常用所内電源、通信用電源設備	無線連絡設備	無線連絡設備	1台	非常用所内電源、非常用所内電源、通信用電源設備	発電所内用	社内TV会議システム	1式	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置	衛星電話	衛星電話(固定型) ^{※2} 衛星電話(携帯型) ^{※2} 衛星電話(可搬)	10台 (予備1台) 20台 (予備10台) 1台 (予備1台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機(緊急時対策所用)	緊急時衛星連絡システム	2台	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話(有線系) IP電話(衛星系) IP-FAX(有線系) IP-FAX(衛星系)	4台 2台 2台 1台	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機(緊急時対策所用)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>配備台数^{※1}</th> <th>電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所内外</td> <td>固定電話機</td> <td>12台</td> <td>通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備^{※1}</td> <td>FRS端末 FAX</td> <td>12台 1台</td> <td>充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備^{※2} 400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)</td> <td>4台 10台</td> <td>125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>送受話器(ベージング)</td> <td>ハンドセット スピーカ</td> <td>2台 2台</td> <td>通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内</td> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備(固定型)</td> <td>1台</td> <td>通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備(固定型) 無線連絡設備(携帯型)</td> <td>4台 38台</td> <td>125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備^{※1}</td> <td>衛星保安電話(固定型)</td> <td>1台</td> <td>125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>1式</td> <td>400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所外</td> <td>総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム(有線系・衛星系) IP電話(有線系) IP電話(衛星系) IP-FAX(有線系) IP-FAX(衛星系)</td> <td>1式 4台 2台 2台 1台</td> <td>125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>局線加入電話設備</td> <td>加入電話機 加入FAX</td> <td>12台 1台</td> <td>通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>加入電話機</td> <td>10台</td> <td>400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。 ※2：予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。) ※3：ガスタービン発電機(常設代替交流電源設備)及び電源車(可搬型代替交流電源設備)を指す。 ※4：ガスタービン発電機(常設代替交流電源設備)及び電源車(緊急時対策用)(緊急時対策用代替交流電源設備)を指す。</p>	通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備	発電所内外	固定電話機	12台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	FRS端末 FAX	12台 1台	充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 ^{※2} 400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)	4台 10台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 ^{※2}	送受話器(ベージング)	ハンドセット スピーカ	2台 2台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}	発電所内	移動無線設備	移動無線設備(固定型)	1台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}	無線連絡設備	無線連絡設備(固定型) 無線連絡設備(携帯型)	4台 38台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 ^{※2}	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星保安電話(固定型)	1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}	社内テレビ会議システム	1式	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}	発電所外	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム(有線系・衛星系) IP電話(有線系) IP電話(衛星系) IP-FAX(有線系) IP-FAX(衛星系)	1式 4台 2台 2台 1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}	局線加入電話設備	加入電話機 加入FAX	12台 1台	通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}	専用電話設備	加入電話機	10台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}					<p>表5.2-1 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>配備台数^{※1}</th> <th>電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発電所内外</td> <td rowspan="2">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話(固定)^{※1}</td> <td>8</td> <td>通信用蓄電池、非常用所内電源</td> </tr> <tr> <td>保安電話(FAX)</td> <td>1</td> <td>通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備(固定型)</td> <td>3</td> <td>充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(携帯型)</td> <td>15</td> <td>充電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内</td> <td>インターフォン</td> <td></td> <td>1</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td></td> <td>1</td> <td>通信用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備(固定型)</td> <td>1</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td></td> <td>1</td> <td>専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備(FAX)</td> <td>1</td> <td>充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>1</td> <td>充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワーク設備</td> <td>テレビ会議システム</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話(地上系)</td> <td>4</td> <td>充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>IP電話(衛星系)</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX(地上系)</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加入電話設備</td> <td>加入電話機</td> <td>2</td> <td>通信事業者からの給電</td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> <td>1</td> <td>非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)</td> <td>7 7</td> <td>充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">待機所</td> <td rowspan="2">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話(固定)^{※1}</td> <td>1</td> <td>通信用蓄電池、非常用所内電源</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>1</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td></td> <td>1</td> <td>専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム(指揮所・待機所間)</td> <td>1</td> <td>非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備(携帯型)</td> <td>4</td> <td>充電機又は乾電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。 ※2：予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。)</p> <p>【大飯】【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊では、緊急時対策所待機所にも通信連絡設備を配備していること及び通信連絡設備の種類及び台数に相違はあるが、泊発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を配備している。</p>	場所	通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備	発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※1}	8	通信用蓄電池、非常用所内電源	保安電話(FAX)	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	3	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機	衛星電話設備(携帯型)	15	充電機	発電所内	インターフォン		1	非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	移動無線設備		1	通信用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源	無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	1	非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	運転指令設備		1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	社内テレビ会議システム	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム	1		IP電話(地上系)	4	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	IP電話(衛星系)	2		IP-FAX(地上系)	2		加入電話設備	加入電話機	2	通信事業者からの給電	加入FAX	1	非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機	専用電話設備	専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	7 7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※1}	1	通信用蓄電池、非常用所内電源	インターフォン	1	非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	運転指令設備		1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	1	非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置	無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型)	4	充電機又は乾電池
通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	電源																																																																																																																																																																																											
発電所内用	運転指令設備	1台	非常用所内電源、通信用電源設備																																																																																																																																																																																											
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	2台	非常用所内電源、通信用電源設備																																																																																																																																																																																											
	機内電話設備	7台 (予備1台)	充電機																																																																																																																																																																																											
	衛星電話	衛星電話(固定型) ^{※2} 衛星電話(携帯型) ^{※2}	10台 (予備1台) 20台 (予備10台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機																																																																																																																																																																																										
発電所内用	加入電話(3回線共発)	3台	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	加入ファクシム	2台	非常用所内電源																																																																																																																																																																																											
	電力保安通信用電話設備	2台	非常用所内電源、通信用電源設備																																																																																																																																																																																											
	無線連絡設備	無線連絡設備	1台	非常用所内電源、非常用所内電源、通信用電源設備																																																																																																																																																																																										
発電所内用	社内TV会議システム	1式	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	衛星電話	衛星電話(固定型) ^{※2} 衛星電話(携帯型) ^{※2} 衛星電話(可搬)	10台 (予備1台) 20台 (予備10台) 1台 (予備1台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機(緊急時対策所用)																																																																																																																																																																																										
	緊急時衛星連絡システム	2台	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話(有線系) IP電話(衛星系) IP-FAX(有線系) IP-FAX(衛星系)	4台 2台 2台 1台	非常用所内電源、緊急時対策所待機所用充電機、無停電電源装置 充電機(緊急時対策所用)																																																																																																																																																																																										
通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備																																																																																																																																																																																											
発電所内外	固定電話機	12台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																											
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	FRS端末 FAX	12台 1台	充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 ^{※2} 400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)	4台 10台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	送受話器(ベージング)	ハンドセット スピーカ	2台 2台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
発電所内	移動無線設備	移動無線設備(固定型)	1台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	無線連絡設備	無線連絡設備(固定型) 無線連絡設備(携帯型)	4台 38台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星保安電話(固定型)	1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	社内テレビ会議システム	1式	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																											
発電所外	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム(有線系・衛星系) IP電話(有線系) IP電話(衛星系) IP-FAX(有線系) IP-FAX(衛星系)	1式 4台 2台 2台 1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2} 125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	局線加入電話設備	加入電話機 加入FAX	12台 1台	通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
	専用電話設備	加入電話機	10台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
場所	通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備																																																																																																																																																																																										
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※1}	8	通信用蓄電池、非常用所内電源																																																																																																																																																																																										
		保安電話(FAX)	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	3	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機																																																																																																																																																																																										
		衛星電話設備(携帯型)	15	充電機																																																																																																																																																																																										
	発電所内	インターフォン		1	非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																									
		移動無線設備		1	通信用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源																																																																																																																																																																																									
		無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	1	非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																									
		運転指令設備		1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源																																																																																																																																																																																									
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																									
			社内テレビ会議システム	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																									
統合原子力防災ネットワーク設備		テレビ会議システム	1																																																																																																																																																																																											
		IP電話(地上系)	4	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																										
		IP電話(衛星系)	2																																																																																																																																																																																											
		IP-FAX(地上系)	2																																																																																																																																																																																											
加入電話設備		加入電話機	2	通信事業者からの給電																																																																																																																																																																																										
		加入FAX	1	非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機																																																																																																																																																																																										
		専用電話設備	専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	7 7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																									
		待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※1}	1	通信用蓄電池、非常用所内電源																																																																																																																																																																																								
インターフォン	1			非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																										
運転指令設備			1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源																																																																																																																																																																																										
テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	1		非常用所内電源、緊急時対策所用充電機、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型)	4	充電機又は乾電池																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉 (2) 放射線管理用資機材 ○防護具	女川原子力発電所2号炉 (2) 放射線管理用資機材品名と配備数 ○防護具	泊発電所3号炉 (2) 放射線管理用資機材品名と配備数 表5.2-2 防護具の配備数	相違理由 【大阪】 記載内容の相違 (女川実績の反映)																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)</th> <th>構内保管*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服(タイベック)</td> <td>3,100着¹⁾</td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>1,550個²⁾</td> <td>約6,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,550足²⁾</td> <td>約6,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,550双²⁾</td> <td>約24,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,100双³⁾</td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個⁴⁾</td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ (2個で1組)</td> <td>1,550組⁵⁾</td> <td>約4,600組</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>1,550足⁶⁾</td> <td>約4,500足</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>300足⁶⁾</td> <td>約300足</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>10着⁷⁾</td> <td>17着</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 110名×7日+余裕(2重化含む) *2: 110名×7日+余裕 *3: 110名×7日×2双+余裕 *4: 110名×余裕 *5: 110名×2回(0.4-0.4前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕 *6: 110名×余裕 *7: 指揮者1名+放射線管理員1名+作業員3名×2班+余裕 *8: 緊急時対策所保管数を含まない</p>	品名	保管数		緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管*	汚染防護服(タイベック)	3,100着 ¹⁾	約6,000着	綿帽子	1,550個 ²⁾	約6,000個	靴下	1,550足 ²⁾	約6,000足	綿手袋	1,550双 ²⁾	約24,000双	ゴム手袋	3,100双 ³⁾	約20,000双	全面マスク	210個 ⁴⁾	約1,800個	交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 ⁵⁾	約4,600組	靴カバー	1,550足 ⁶⁾	約4,500足	長靴	300足 ⁶⁾	約300足	タンダステンベスト	10着 ⁷⁾	17着	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="4">配備数¹⁾²⁾/保管場所</th> </tr> <tr> <th>指授所</th> <th>待機所</th> <th>中央制御室</th> <th>構内(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>2,100着¹⁾</td> <td>147着²⁾</td> <td></td> <td>約20,000着</td> </tr> <tr> <td>下着(上下セット)</td> <td>2,100着¹⁾</td> <td>147着²⁾</td> <td></td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>2,100個¹⁾</td> <td>147個²⁾</td> <td></td> <td>約20,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>2,100足¹⁾</td> <td>147足²⁾</td> <td></td> <td>約30,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>2,100双¹⁾</td> <td>147双²⁾</td> <td></td> <td>約40,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>4,200双¹⁾</td> <td>294双²⁾</td> <td></td> <td>約150,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>900個³⁾</td> <td>42個⁴⁾</td> <td></td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き 全面マスク</td> <td>—</td> <td>7個⁵⁾</td> <td></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き 全面マスクバッテリー</td> <td>—</td> <td>35個⁶⁾</td> <td></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)</td> <td>2,100セット⁷⁾</td> <td>147セット⁸⁾</td> <td></td> <td>約8,000セット</td> </tr> <tr> <td>EVAスーツ(上下セット)</td> <td>1,050セット⁹⁾</td> <td>74セット¹⁰⁾</td> <td></td> <td>約3,000セット</td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>40足¹¹⁾</td> <td>8足¹²⁾</td> <td></td> <td>約500足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>—</td> <td>4セット¹³⁾</td> <td></td> <td>4セット</td> </tr> <tr> <td>耐熱服</td> <td>—</td> <td>3セット¹⁴⁾</td> <td></td> <td>3セット</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>20着¹⁵⁾</td> <td>4着¹⁶⁾</td> <td></td> <td>10着</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 60名(本部要員38名+余裕) × 7日及び現場要員40名 × 6回/日 × 7日 ※2: ※1 × 2 ※3: 60名(本部要員38名+余裕) × 3日及び現場要員40名 × 6回/日 × 3日(除染による再使用を考慮) ※4: 60名(本部要員38名+余裕) × 7日及び現場要員40名 × 6回/日 × 7日 × 90%(年間換日数を考慮) ※5: 現場要員20名(フルタイム直通直後の現場要員) × 2 ※6: 現場要員20名(フルタイム直通直後の現場要員) ※7: 2号炉運転員7名 × 3回/日 × 7日 ※8: ※7 × 2 ※9: 2号炉運転員7名 × 6日 ※10: 2号炉運転員7名 × 1日 ※11: 2号炉運転員7名 × 3回/日 × 1日 ※12: 2号炉運転員7名 × 3回/日 × 7日 × 50% ※13: 2号炉運転員のうち現場要員2名 × 2班 × 2 ※14: 伊吹撤去後における原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除染(現場操作) 対応者2名+予備2 ※15: インターフェイスシステム上O.C.A対応者2名+予備1 ※16: 2号炉運転員のうち現場要員2名 × 2班 ※17: 防護用靴が不足する場合は、構内より適宜準備することにより補完する</p>	品名	配備数 ¹⁾²⁾ /保管場所				指授所	待機所	中央制御室	構内(参考)	タイベック	2,100着 ¹⁾	147着 ²⁾		約20,000着	下着(上下セット)	2,100着 ¹⁾	147着 ²⁾		約6,000着	帽子	2,100個 ¹⁾	147個 ²⁾		約20,000個	靴下	2,100足 ¹⁾	147足 ²⁾		約30,000足	綿手袋	2,100双 ¹⁾	147双 ²⁾		約40,000双	ゴム手袋	4,200双 ¹⁾	294双 ²⁾		約150,000双	全面マスク	900個 ³⁾	42個 ⁴⁾		約1,800個	電動ファン付き 全面マスク	—	7個 ⁵⁾		約300個	電動ファン付き 全面マスクバッテリー	—	35個 ⁶⁾		約300個	マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)	2,100セット ⁷⁾	147セット ⁸⁾		約8,000セット	EVAスーツ(上下セット)	1,050セット ⁹⁾	74セット ¹⁰⁾		約3,000セット	汚染区域用靴	40足 ¹¹⁾	8足 ¹²⁾		約500足	自給式呼吸器	—	4セット ¹³⁾		4セット	耐熱服	—	3セット ¹⁴⁾		3セット	タンダステンベスト	20着 ¹⁵⁾	4着 ¹⁶⁾		10着	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="4">配備数¹⁾²⁾/保管場所</th> </tr> <tr> <th>指授所</th> <th>待機所</th> <th>中央制御室</th> <th>構内³⁾(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>450着¹⁾</td> <td>50着²⁾</td> <td>50着²⁾</td> <td>約2,400着</td> </tr> <tr> <td>下着(上下セット)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約400着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>450個¹⁾</td> <td>80個²⁾</td> <td>50個²⁾</td> <td>約15,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>450足¹⁾</td> <td>800足²⁾</td> <td>50足²⁾</td> <td>約7,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>450双¹⁾</td> <td>800双²⁾</td> <td>50双²⁾</td> <td>約33,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋(2重)</td> <td>900双¹⁾</td> <td>1,200双²⁾</td> <td>100双²⁾</td> <td>約73,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>450個¹⁾</td> <td>800個²⁾</td> <td>100個²⁾</td> <td>約800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク</td> <td>—</td> <td>8個³⁾</td> <td>10個³⁾</td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>全面マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)</td> <td>900個¹⁾</td> <td>1,200個²⁾</td> <td>200個²⁾</td> <td>約270個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ (1個/セット)</td> <td>—</td> <td>8個³⁾</td> <td>10個³⁾</td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>250着⁴⁾</td> <td>50着⁵⁾</td> <td>50着⁴⁾</td> <td>約1,300着</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>180足⁴⁾</td> <td>440足⁵⁾</td> <td>30足⁴⁾</td> <td>約1,000足</td> </tr> <tr> <td>靴カバー(靴カバ)</td> <td>450足¹⁾</td> <td>800足²⁾</td> <td>50足²⁾</td> <td>約820足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>—</td> <td>3台⁶⁾</td> <td>15台⁷⁾</td> <td>約72台</td> </tr> <tr> <td>圧縮酸素形箱型呼吸器</td> <td>3台⁸⁾</td> <td>6台⁹⁾</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>—</td> <td>20着¹⁰⁾</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 42名(本部要員38名+現場要員2名+余裕) × 1.5倍 × 7日 ※2: 42名(本部要員38名+現場要員2名+余裕) × 2倍 × 1.5倍 × 7日 ※3: 23名(指授所の最大収容人数80名-本部要員37名) × 1.5倍 × 7日 ※4: 23名(指授所の最大収容人数80名-本部要員37名) × 1.1倍 × 7日 ※5: 23名(指授所の最大収容人数80名-本部要員37名)の10%分 ※6: 52名(本部要員11名+現場要員37名+3号炉運転員6名+余裕) × 1.5倍 × 7日 ※7: 52名(本部要員11名+現場要員37名+3号炉運転員6名+余裕) × 2倍 × 1.5倍 × 7日 ※8: 6名(総務班員2名+放射線班員4名) + 余裕 ※9: 58名(待機所の最大収容人数80名-本部要員4名) × 1.5倍 × 7日 ※10: 58名(待機所の最大収容人数80名-本部要員4名) × 1.1倍 × 7日 ※11: 8名(災害対策要員(支援) 6名+作業要員2名) ※12: 58名(待機所の最大収容人数80名-本部要員4名)の10%分 ※13: 8名(現場指揮者1名+放射線班員1名+作業要員3名 × 2班) × 2セット + 余裕 ※14: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) × 1.5倍 + 余裕 ※15: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) × 1.5倍 × 2倍 + 余裕 ※16: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) × 2回分(中央制御室内での着用分) × 1.5倍 + 余裕 ※17: 8名(運転員6名+放射線班員2名) + 余裕 ※18: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) × 2回 × 2回分(中央制御室内での着用分) × 1.5倍 + 余裕 ※19: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) + 余裕 ※20: 15名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名) ※21: 防護具が不足する場合は、構内より適宜準備することにより補完する ※22: 発電所構内に保管又は配備している数量</p>	品名	配備数 ¹⁾²⁾ /保管場所				指授所	待機所	中央制御室	構内 ³⁾ (参考)	タイベック	450着 ¹⁾	50着 ²⁾	50着 ²⁾	約2,400着	下着(上下セット)	—	—	—	約400着	帽子	450個 ¹⁾	80個 ²⁾	50個 ²⁾	約15,000個	靴下	450足 ¹⁾	800足 ²⁾	50足 ²⁾	約7,000足	綿手袋	450双 ¹⁾	800双 ²⁾	50双 ²⁾	約33,000双	ゴム手袋(2重)	900双 ¹⁾	1,200双 ²⁾	100双 ²⁾	約73,000双	全面マスク	450個 ¹⁾	800個 ²⁾	100個 ²⁾	約800個	電動ファン付きマスク	—	8個 ³⁾	10個 ³⁾	約90個	全面マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)	900個 ¹⁾	1,200個 ²⁾	200個 ²⁾	約270個	電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ (1個/セット)	—	8個 ³⁾	10個 ³⁾	約90個	アノラック	250着 ⁴⁾	50着 ⁵⁾	50着 ⁴⁾	約1,300着	長靴	180足 ⁴⁾	440足 ⁵⁾	30足 ⁴⁾	約1,000足	靴カバー(靴カバ)	450足 ¹⁾	800足 ²⁾	50足 ²⁾	約820足	自給式呼吸器	—	3台 ⁶⁾	15台 ⁷⁾	約72台	圧縮酸素形箱型呼吸器	3台 ⁸⁾	6台 ⁹⁾	—	—	タンダステンベスト	—	20着 ¹⁰⁾	—	—	
品名		保管数																																																																																																																																																																																																																	
	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管*																																																																																																																																																																																																																	
汚染防護服(タイベック)	3,100着 ¹⁾	約6,000着																																																																																																																																																																																																																	
綿帽子	1,550個 ²⁾	約6,000個																																																																																																																																																																																																																	
靴下	1,550足 ²⁾	約6,000足																																																																																																																																																																																																																	
綿手袋	1,550双 ²⁾	約24,000双																																																																																																																																																																																																																	
ゴム手袋	3,100双 ³⁾	約20,000双																																																																																																																																																																																																																	
全面マスク	210個 ⁴⁾	約1,800個																																																																																																																																																																																																																	
交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 ⁵⁾	約4,600組																																																																																																																																																																																																																	
靴カバー	1,550足 ⁶⁾	約4,500足																																																																																																																																																																																																																	
長靴	300足 ⁶⁾	約300足																																																																																																																																																																																																																	
タンダステンベスト	10着 ⁷⁾	17着																																																																																																																																																																																																																	
品名	配備数 ¹⁾²⁾ /保管場所																																																																																																																																																																																																																		
	指授所	待機所	中央制御室	構内(参考)																																																																																																																																																																																																															
タイベック	2,100着 ¹⁾	147着 ²⁾		約20,000着																																																																																																																																																																																																															
下着(上下セット)	2,100着 ¹⁾	147着 ²⁾		約6,000着																																																																																																																																																																																																															
帽子	2,100個 ¹⁾	147個 ²⁾		約20,000個																																																																																																																																																																																																															
靴下	2,100足 ¹⁾	147足 ²⁾		約30,000足																																																																																																																																																																																																															
綿手袋	2,100双 ¹⁾	147双 ²⁾		約40,000双																																																																																																																																																																																																															
ゴム手袋	4,200双 ¹⁾	294双 ²⁾		約150,000双																																																																																																																																																																																																															
全面マスク	900個 ³⁾	42個 ⁴⁾		約1,800個																																																																																																																																																																																																															
電動ファン付き 全面マスク	—	7個 ⁵⁾		約300個																																																																																																																																																																																																															
電動ファン付き 全面マスクバッテリー	—	35個 ⁶⁾		約300個																																																																																																																																																																																																															
マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)	2,100セット ⁷⁾	147セット ⁸⁾		約8,000セット																																																																																																																																																																																																															
EVAスーツ(上下セット)	1,050セット ⁹⁾	74セット ¹⁰⁾		約3,000セット																																																																																																																																																																																																															
汚染区域用靴	40足 ¹¹⁾	8足 ¹²⁾		約500足																																																																																																																																																																																																															
自給式呼吸器	—	4セット ¹³⁾		4セット																																																																																																																																																																																																															
耐熱服	—	3セット ¹⁴⁾		3セット																																																																																																																																																																																																															
タンダステンベスト	20着 ¹⁵⁾	4着 ¹⁶⁾		10着																																																																																																																																																																																																															
品名	配備数 ¹⁾²⁾ /保管場所																																																																																																																																																																																																																		
	指授所	待機所	中央制御室	構内 ³⁾ (参考)																																																																																																																																																																																																															
タイベック	450着 ¹⁾	50着 ²⁾	50着 ²⁾	約2,400着																																																																																																																																																																																																															
下着(上下セット)	—	—	—	約400着																																																																																																																																																																																																															
帽子	450個 ¹⁾	80個 ²⁾	50個 ²⁾	約15,000個																																																																																																																																																																																																															
靴下	450足 ¹⁾	800足 ²⁾	50足 ²⁾	約7,000足																																																																																																																																																																																																															
綿手袋	450双 ¹⁾	800双 ²⁾	50双 ²⁾	約33,000双																																																																																																																																																																																																															
ゴム手袋(2重)	900双 ¹⁾	1,200双 ²⁾	100双 ²⁾	約73,000双																																																																																																																																																																																																															
全面マスク	450個 ¹⁾	800個 ²⁾	100個 ²⁾	約800個																																																																																																																																																																																																															
電動ファン付きマスク	—	8個 ³⁾	10個 ³⁾	約90個																																																																																																																																																																																																															
全面マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)	900個 ¹⁾	1,200個 ²⁾	200個 ²⁾	約270個																																																																																																																																																																																																															
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ (1個/セット)	—	8個 ³⁾	10個 ³⁾	約90個																																																																																																																																																																																																															
アノラック	250着 ⁴⁾	50着 ⁵⁾	50着 ⁴⁾	約1,300着																																																																																																																																																																																																															
長靴	180足 ⁴⁾	440足 ⁵⁾	30足 ⁴⁾	約1,000足																																																																																																																																																																																																															
靴カバー(靴カバ)	450足 ¹⁾	800足 ²⁾	50足 ²⁾	約820足																																																																																																																																																																																																															
自給式呼吸器	—	3台 ⁶⁾	15台 ⁷⁾	約72台																																																																																																																																																																																																															
圧縮酸素形箱型呼吸器	3台 ⁸⁾	6台 ⁹⁾	—	—																																																																																																																																																																																																															
タンダステンベスト	—	20着 ¹⁰⁾	—	—																																																																																																																																																																																																															
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="4">配備数(6/7号炉共用) **</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> <th>構内(参考)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不織布カバーオール</td> <td>1,800着¹⁾</td> <td>420着²⁾</td> <td>約3,000着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,800足¹⁾</td> <td>420足²⁾</td> <td>約3,000足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>1,800個¹⁾</td> <td>420個²⁾</td> <td>約3,000個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,800双¹⁾</td> <td>420双²⁾</td> <td>約3,000双</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,700双¹⁾</td> <td>840双²⁾</td> <td>約15,000双</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸用防護具 (以下内訳)</td> <td>810個³⁾</td> <td>180個⁴⁾</td> <td>約2,000個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク</td> <td>60個⁵⁾</td> <td>20個⁶⁾</td> <td>約50個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>730個⁷⁾</td> <td>160個⁸⁾</td> <td>約2,000個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ (以下内訳)</td> <td>1,800組⁹⁾</td> <td>420組¹⁰⁾</td> <td>約2,500組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク用</td> <td>500組¹¹⁾</td> <td>140組¹²⁾</td> <td>約500組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面マスク用</td> <td>1,300組¹³⁾</td> <td>280組¹⁴⁾</td> <td>約2,000組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>940着¹⁵⁾</td> <td>210着¹⁶⁾</td> <td>約3,000着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>40足¹⁷⁾</td> <td>10足¹⁸⁾</td> <td>約300足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐熱対応防護服 (タンダステンベスト)</td> <td>14着¹⁹⁾</td> <td>—</td> <td>19着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セルブエアセット²⁰⁾</td> <td>4台</td> <td>3台</td> <td>約100台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐熱呼吸器²¹⁾</td> <td>—</td> <td>3台</td> <td>約20台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 100名(1~7号炉対応の緊急時対策要員100名+自衛消防隊員10名+余裕、以下同様) × 7日 × 1.5倍 ※2: ※1 × 2 ※3: 100名 × 3日(除染による再使用を考慮) × 1.5倍 ※4: 100名 × 7日 × 1.5倍 × 50%(年間換日数を考慮) ※5: 100名(1~7号炉対応の現場要員100名+保安要員15名) × 0.3(現場要員内比率) ※6: 11名(フルタイム直通直後の現場要員11名) ※7: 手稼ぎ含む(内訳、詳細まで見直しを予定) ※8: 23名(待機所の最大収容人数80名-本部要員37名) × 2交代 × 7日 × 1.5倍 ※9: ※8 × 2 ※10: 20名(6号及び7号炉運転員18名+余裕) × 2交代 × 3日(除染による再使用を考慮) × 1.5倍 ※11: 20名(6号及び7号炉運転員18名+余裕) × 2交代 × 7日 × 1.5倍 × 50%(年間換日数を考慮) ※12: 20名(6号及び7号炉運転員18名+余裕) × 8.5(現場要員の比率) ※13: 同期対応用3台+予備1台 ※14: インターフェイスシステム上O.C.A等対応用4台+予備1台 ※15: 100名(1~7号炉対応の現場要員100名+保安要員15名) ※16: ※15 × 1 ※17: 23名(待機所の最大収容人数80名+余裕) ※18: ※17 × 1/3 ※19: ※17 × 1/3 ※20: 中央制御室の概ね詳細において、運転員が交替する場合は1名は機材に電動ファン付き全面マスクを 用いることで対応していることから、交替の際に立上る保安要員にも同機材を準備する。</p>	品名	配備数(6/7号炉共用) **				5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	構内(参考)		不織布カバーオール	1,800着 ¹⁾	420着 ²⁾	約3,000着		靴下	1,800足 ¹⁾	420足 ²⁾	約3,000足		帽子	1,800個 ¹⁾	420個 ²⁾	約3,000個		綿手袋	1,800双 ¹⁾	420双 ²⁾	約3,000双		ゴム手袋	3,700双 ¹⁾	840双 ²⁾	約15,000双		自給式呼吸用防護具 (以下内訳)	810個 ³⁾	180個 ⁴⁾	約2,000個		電動ファン付き全面マスク	60個 ⁵⁾	20個 ⁶⁾	約50個		全面マスク	730個 ⁷⁾	160個 ⁸⁾	約2,000個		チャコールフィルタ (以下内訳)	1,800組 ⁹⁾	420組 ¹⁰⁾	約2,500組		電動ファン付き全面マスク用	500組 ¹¹⁾	140組 ¹²⁾	約500組		全面マスク用	1,300組 ¹³⁾	280組 ¹⁴⁾	約2,000組		アノラック	940着 ¹⁵⁾	210着 ¹⁶⁾	約3,000着		汚染区域用靴	40足 ¹⁷⁾	10足 ¹⁸⁾	約300足		耐熱対応防護服 (タンダステンベスト)	14着 ¹⁹⁾	—	19着		セルブエアセット ²⁰⁾	4台	3台	約100台		耐熱呼吸器 ²¹⁾	—	3台	約20台																																																																																																																											
品名		配備数(6/7号炉共用) **																																																																																																																																																																																																																	
	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	構内(参考)																																																																																																																																																																																																																
不織布カバーオール	1,800着 ¹⁾	420着 ²⁾	約3,000着																																																																																																																																																																																																																
靴下	1,800足 ¹⁾	420足 ²⁾	約3,000足																																																																																																																																																																																																																
帽子	1,800個 ¹⁾	420個 ²⁾	約3,000個																																																																																																																																																																																																																
綿手袋	1,800双 ¹⁾	420双 ²⁾	約3,000双																																																																																																																																																																																																																
ゴム手袋	3,700双 ¹⁾	840双 ²⁾	約15,000双																																																																																																																																																																																																																
自給式呼吸用防護具 (以下内訳)	810個 ³⁾	180個 ⁴⁾	約2,000個																																																																																																																																																																																																																
電動ファン付き全面マスク	60個 ⁵⁾	20個 ⁶⁾	約50個																																																																																																																																																																																																																
全面マスク	730個 ⁷⁾	160個 ⁸⁾	約2,000個																																																																																																																																																																																																																
チャコールフィルタ (以下内訳)	1,800組 ⁹⁾	420組 ¹⁰⁾	約2,500組																																																																																																																																																																																																																
電動ファン付き全面マスク用	500組 ¹¹⁾	140組 ¹²⁾	約500組																																																																																																																																																																																																																
全面マスク用	1,300組 ¹³⁾	280組 ¹⁴⁾	約2,000組																																																																																																																																																																																																																
アノラック	940着 ¹⁵⁾	210着 ¹⁶⁾	約3,000着																																																																																																																																																																																																																
汚染区域用靴	40足 ¹⁷⁾	10足 ¹⁸⁾	約300足																																																																																																																																																																																																																
耐熱対応防護服 (タンダステンベスト)	14着 ¹⁹⁾	—	19着																																																																																																																																																																																																																
セルブエアセット ²⁰⁾	4台	3台	約100台																																																																																																																																																																																																																
耐熱呼吸器 ²¹⁾	—	3台	約20台																																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管^{*7}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台^{*1}</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*2}</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*4*}</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*5*}</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 110名+余裕 ^{*2}: チェンジングエリアにて使用 ^{*3}: 現場作業時に使用 ^{*4}: 緊急時対策所内にて使用 ^{*5}: 緊急時対策所外にて使用 ^{*6}: 予備1台を含む ^{*7}: 緊急時対策所保管数を含まない</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管 ^{*7}	個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4*}	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 ^{*5*}	-	<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数^{*9}／保管場所</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>200台^{*1}</td> <td>14台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>200台^{*1}</td> <td>14台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>200台^{*1}</td> <td>4台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>8台^{*2}</td> <td>4台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>8台^{*2}</td> <td>4台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台^{*4}</td> <td>4台^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×2 ^{*2}: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕） ^{*3}: チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕） ^{*4}: 緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策建屋内2台（1台+余裕） ^{*5}: 2号炉運転員2名×2 ^{*6}: チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕） ^{*7}: チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕） ^{*8}: 中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕） ^{*9}: 予備含む（今後、訓練等で見直しを行う。）</p>	品名	配備台数 ^{*9} ／保管場所		5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	個人線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}	電子式線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}	ガラスバッジ	200台 ^{*1}	4台 ^{*4}	表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*4}	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*4}	可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	4台 ^{*3}	<p>表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数／保管場所</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>70台^{*1}</td> <td>70台^{*1}</td> <td>50台^{*7}</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>70台^{*1}</td> <td>70台^{*1}</td> <td>50台^{*7}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>70台^{*1}</td> <td>70台^{*1}</td> <td>50台^{*7}</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>4台^{*2}</td> <td>6台^{*3}</td> <td>3台^{*8}</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>3台^{*3}</td> <td>7台^{*3}</td> <td>3台^{*8}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*4}</td> <td>2台^{*4}</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 80名/建屋×1.1倍+余裕 ^{*2}: チェンジングエリア3台（汚染検査を行う放管班員2名分+余裕）+指揮所内1台 ^{*3}: チェンジングエリア2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+待機所内1台 ^{*4}: 2台（1台+余裕）/建屋 ^{*5}: チェンジングエリア3台（汚染検査を行う放管班員2名分+余裕）+待機所内及び屋外3台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分） ^{*6}: チェンジングエリア2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+待機所内及び屋外5台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕） ^{*7}: 31名×1.5倍 ^{*8}: チェンジングエリア1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内1台（中央制御室内の汚染検査1台）+余裕 ^{*9}: チェンジングエリア1台（チェンジングエリア内のモニタリング1台）+中央制御室内1台（中央制御室内のモニタリング1台）+余裕</p>	品名	配備数／保管場所			指揮所	待機所	中央制御室	個人線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*7}	ポケット線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*7}	ガラスバッジ	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*7}	GM汚染サーベイメータ	4台 ^{*2}	6台 ^{*3}	3台 ^{*8}	電離箱サーベイメータ	3台 ^{*3}	7台 ^{*3}	3台 ^{*8}	可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4}	2台 ^{*4}	-	<p>【大飯】 記載内容の相違 （女川実績の反映）</p>
品名		保管数																																																																											
	緊急時対策所	構内保管 ^{*7}																																																																											
個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台																																																																											
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台																																																																											
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台																																																																											
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4*}	3台																																																																											
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 ^{*5*}	-																																																																											
品名	配備台数 ^{*9} ／保管場所																																																																												
	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室																																																																											
個人線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}																																																																											
電子式線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}																																																																											
ガラスバッジ	200台 ^{*1}	4台 ^{*4}																																																																											
表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*4}																																																																											
ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*4}																																																																											
可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	4台 ^{*3}																																																																											
品名	配備数／保管場所																																																																												
	指揮所	待機所	中央制御室																																																																										
個人線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*7}																																																																										
ポケット線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*7}																																																																										
ガラスバッジ	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*7}																																																																										
GM汚染サーベイメータ	4台 ^{*2}	6台 ^{*3}	3台 ^{*8}																																																																										
電離箱サーベイメータ	3台 ^{*3}	7台 ^{*3}	3台 ^{*8}																																																																										
可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4}	2台 ^{*4}	-																																																																										
<p>【柏崎羽羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数（6号及び7号炉共用）^{*7}</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>180台^{*1}</td> <td>70台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>180台^{*1}</td> <td>70台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>180台^{*1}</td> <td>70台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>3台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>8台^{*4}</td> <td>2台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>3台^{*5}</td> <td>3台^{*6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 130名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕） ^{*2}: 18名（6号及び7号炉運転員18名）+46名（引継班、日勤班、作業管理班）+余裕 ^{*3}: モニタリング及びチェンジングエリアにて使用 ^{*4}: モニタリングに使用 ^{*5}: 緊急時対策所の居住性（線量率）を確認するための重大事故等対処設備として2台（予備1台）を緊急時対策所内に保管する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部及び待機場所に1台ずつ設置する。 設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象） ^{*6}: 各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象） ^{*7}: 予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>	品名	配備台数（6号及び7号炉共用） ^{*7}		5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	個人線量計	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}	電子式線量計	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}	ガラスバッジ	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}	GM汚染サーベイメータ	5台 ^{*3}	3台 ^{*4}	電離箱サーベイメータ	8台 ^{*4}	2台 ^{*4}	可搬型エリアモニタ	3台 ^{*5}	3台 ^{*6}			<p>【大飯】 ・記載方針の相違 （女川実績反映） チェンジングエリア用資機材は表5.1-2に記載のため再掲せず。</p>																																																			
品名		配備台数（6号及び7号炉共用） ^{*7}																																																																											
	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室																																																																											
個人線量計	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}																																																																											
電子式線量計	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}																																																																											
ガラスバッジ	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}																																																																											
GM汚染サーベイメータ	5台 ^{*3}	3台 ^{*4}																																																																											
電離箱サーベイメータ	8台 ^{*4}	2台 ^{*4}																																																																											
可搬型エリアモニタ	3台 ^{*5}	3台 ^{*6}																																																																											
<p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数^{*1}</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェス</td> <td>1箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数 ^{*1}		緊急時対策所		養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウェス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台																																					
品名		保管数 ^{*1}																																																																											
	緊急時対策所																																																																												
養生シート	3本																																																																												
バリア	6個																																																																												
粘着マット	3個																																																																												
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																												
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																												
テープ（白・黒）	各10巻																																																																												
ウェス	1箱																																																																												
ウェットティッシュ	10個																																																																												
はさみ・カッター	各2本																																																																												
マジック	2本																																																																												
簡易シャワー	1台																																																																												
簡易タンク	1台																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>(3) 原子力災害対策活動で使用する資料 原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="89 359 660 1061"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td>(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等</td> </tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 放射能影響測定に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策所に配備</p>	種類	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図	3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="728 375 1321 973"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所指揮所に以下の資料を配備する。</p> <p>表 5.2-4 重大事故対策の検討に必要な主な資料</p> <table border="1" data-bbox="1355 375 1948 1125"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要（各号炉）	11. 総合インターロック図（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）	<p>【大飯】 ・記載方針の相違 表題、記載表現、表構成の相違 （女川記載に統一） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・表題の相違</p>
種類	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図																																							
3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要（各号炉）																																								
11. 総合インターロック図（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）																																								





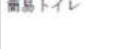




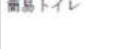

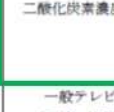






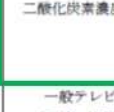























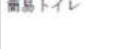

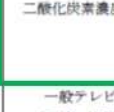












赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(4) ガンマ線測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線測定用サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、現場で作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するために使用する。 放射線測定を行う作業現場は、屋外作業等数箇所ある。 原子力災害活動に従事する現場作業要員等の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから、故障等により使用できない状態も考慮し予備機も含め5台配備する。 <p>(5) 表面汚染密度測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面汚染密度測定用サーベイメータは、屋外から緊急時対策所へ入室する現場作業要員等の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するために使用する。 具体的には、下図の「身体サーベイエリア」において、緊急安全対策要員等が現場作業要員等の身体サーベイを行う。 当該「身体サーベイエリア」では、1度に2名を同時に身体サーベイすることが可能であるため、5台あれば必要な数量は確保される。 このほか、ブルーム通過後に現場作業要員等の待機場所として、事務所等を活用する可能性があり、これらの場所に緊急時対策所より表面汚染密度測定用サーベイメータを持ち出して使用することも考慮し、5台配備する。 <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="114 847 651 1110"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 847 387 879">ガンマ線測定用サーベイメータ</th> <th data-bbox="387 847 651 879">表面汚染密度測定用サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 879 387 1038">  </td> <td data-bbox="387 879 651 1038">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1038 387 1110"> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h 電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 </td> <td data-bbox="387 1038 651 1110"> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴ cpm 電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 </td> </tr> </tbody> </table>	ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ			<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h 電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴ cpm 電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違（女川実績の反映） <p>表 5.2-3に数量根拠を記載することで計測器使用目的も判断できるため記載はしない。</p>
ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ								
									
<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h 電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴ cpm 電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>(6) その他の資機材等</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。</p>	<p>(4) その他資機材等</p> <p>緊急時対策所又は緊急時対策建屋に以下の資機材等を配備する。</p>	<p>(4) その他資機材等</p> <p>緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に以下の資機材等を配備する。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表題の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材配備箇所の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【大飯】【女川】 ・資機材名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 <p>泊の緊急時対策所に配備資機材である可搬型照明についても記載した。（大飯と同様）</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  酸素濃度計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5%(0.0～25.0%) 【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19%以上 </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>  二酸化炭素濃度計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～1% ・測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下 </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>  プロジェクター </td> <td>緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>  可搬型照明 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上 </td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>  簡易トイレ </td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	台数	 酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5%(0.0～25.0%) 【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19%以上 	3台 ^{※1}	 二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～1% ・測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下 	3台 ^{※1}	 プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	 可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上 	2台	 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>配備数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  酸素濃度計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠） </td> <td>2台^{※1}</td> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>  二酸化炭素濃度計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0.04%～5.0% ・測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） ・管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値） </td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>  一般テレビ（回線、機器） </td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> <td rowspan="2">資機材保管エリア、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>  社内パソコン（回線、機器） </td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>  飲食等 </td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。</td> <td>2,100食^{※2} 1,400本^{※3} (1.5ℓ/人)</td> <td rowspan="2">資機材保管エリア、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>  簡易トイレ </td> <td>残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。</td> <td>4,900個^{※4}</td> </tr> <tr> <td>  よう素剤 </td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>800錠^{※5}</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	配備数量	保管場所	 酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠） 	2台 ^{※1}	緊急時対策所	 二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0.04%～5.0% ・測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） ・管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値） 	2台 ^{※1}	 一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所	 社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	 飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,100食 ^{※2} 1,400本 ^{※3} (1.5ℓ/人)	資機材保管エリア、緊急時対策所	 簡易トイレ	残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	4,900個 ^{※4}	 よう素剤	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	800錠 ^{※5}	緊急時対策所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  酸素濃度・二酸化炭素濃度計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol% 二酸化炭素：0～5.00 vol% ・指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素） ・電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】 ・検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素） ・管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下 </td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>  可搬型照明 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 </td> <td>8台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>  一般テレビ（回線、機器） </td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>  社内パソコン（回線、機器） </td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>  食料等 </td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。</td> <td>2,520食^{※2} 1,680ℓ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>  簡易トイレ </td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。</td> <td>2式^{※1}</td> </tr> <tr> <td>  安定よう素剤 </td> <td>1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。</td> <td>2,000錠^{※5}</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	数量	 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol% 二酸化炭素：0～5.00 vol% ・指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素） ・電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】 ・検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素） ・管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下 	4台 ^{※1}	 可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 	8台 ^{※2}	 一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	 社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	 食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 ^{※2} 1,680ℓ ^{※3}	 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式 ^{※1}	 安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2,000錠 ^{※5}	<p>※1：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台）</p> <p>※2：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台</p> <p>※3：120名×3食×7日</p> <p>※4：120名×4本×0.5ℓ×7日</p> <p>※5：緊急時対策所指揮所1式、緊急時対策所待機所1式</p> <p>※6：緊急時対策所指揮所1,000錠、緊急時対策所待機所1,000錠</p>
名称	仕様等	台数																																																																								
 酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5%(0.0～25.0%) 【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19%以上 	3台 ^{※1}																																																																								
 二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～1% ・測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下 	3台 ^{※1}																																																																								
 プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台																																																																								
 可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上 	2台																																																																								
 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式																																																																								
名称	仕様等	配備数量	保管場所																																																																							
 酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠） 	2台 ^{※1}	緊急時対策所																																																																							
 二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：0.04%～5.0% ・測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） ・管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値） 	2台 ^{※1}																																																																								
 一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所																																																																							
 社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																																																																								
 飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,100食 ^{※2} 1,400本 ^{※3} (1.5ℓ/人)	資機材保管エリア、緊急時対策所																																																																							
 簡易トイレ	残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	4,900個 ^{※4}																																																																								
 よう素剤	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	800錠 ^{※5}	緊急時対策所																																																																							
名称	仕様等	数量																																																																								
 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> ・測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol% 二酸化炭素：0～5.00 vol% ・指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素） ・電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】 ・検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素） ・管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下 	4台 ^{※1}																																																																								
 可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 	8台 ^{※2}																																																																								
 一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																																																																								
 社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																																																																								
 食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 ^{※2} 1,680ℓ ^{※3}																																																																								
 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式 ^{※1}																																																																								
 安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2,000錠 ^{※5}																																																																								
<p>※1 予備2台を含む</p>	<p>※1：予備を含む。</p> <p>※2：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食</p> <p>※3：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5ℓ/人/本）</p> <p>※4：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回/1日×7日）=4,900個</p> <p>※5：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日）=800錠</p>	<p>※1：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台）</p> <p>※2：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台</p> <p>※3：120名×3食×7日</p> <p>※4：120名×4本×0.5ℓ×7日</p> <p>※5：緊急時対策所指揮所1式、緊急時対策所待機所1式</p> <p>※6：緊急時対策所指揮所1,000錠、緊急時対策所待機所1,000錠</p>																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ （回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン （回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>食料</td> <td> プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。 </td> <td> 3,780食^{※2} 2,520本^{※3} (1,597)6 </td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>コップ</td> <td>初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。</td> <td>1,140錠^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1}：予備を含む。 ^{※2}：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×3食 ^{※3}：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×2本(1.5本/人/本) ^{※4}：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日） </p>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） 	3台 ^{※1}	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） 	3台 ^{※1}	一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	食料	プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{※2} 2,520本 ^{※3} (1,597)6	簡易トイレ	プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式	コップ	初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。	1,140錠 ^{※4}			
名称	仕様等	容量																									
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） 	3台 ^{※1}																									
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） 	3台 ^{※1}																									
一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																									
社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																									
食料	プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{※2} 2,520本 ^{※3} (1,597)6																									
簡易トイレ	プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式																									
コップ	初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。	1,140錠 ^{※4}																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に備えている通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内	衛星電話設備	衛星電話設備（密設） 9台	5台	号機室3台、6,7号炉中央制御室連絡用2台、停止号炉中央制御室連絡用1台、通電室1台、共用1台
	衛星電話設備（可搬型）	18台	3台	共用「モニタリングカー等」
発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機 19台	4台	号機室（6号炉）2台（中央制御室連絡用）、号機室（7号炉）2台（中央制御室連絡用）
	FAX	3台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台、7号炉中央制御室連絡用1台
	送受話器	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	無線連絡設備	無線連絡設備（密設） 4台	4台	長田現地連絡用4台
		無線連絡設備（可搬型） 90台	18台	現場連絡用18台
	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機 6台	4台	対策本部2台、特機室2台、予備2台
		中継用ケーブルドラム 2台	2台	対策本部・特機室間の通信連絡用2台
	5号炉増設緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備 5台	5台	屋外からの連絡用3台、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中央制御室各1台
	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（衛星系・有線系 共用） 1式	1式
		IP-電話機（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-電話機（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
衛星電話設備（社内向）		衛星社内電話機 4台	4台	本社連絡用
		テレビ会議システム（社内向） 1式	1式	社内外会議用
テレビ会議システム（社内向）		テレビ会議システム（社内向） 1式	1式	社内外会議用
専用電話設備（自治体向け）			7台	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※2：今後、訓練等で見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
緊急時対策所に備えている通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内	固定電話機	12台	12台	本部5台、情報室1台、総務課1台、広報課1台、技術課1台、放射線管理課1台、保健課1台、発電管理課1台
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	PBS端末 12台		
	FAX	1台	1台	社内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 4台	2台	社内連絡用2台、社外連絡用1台
		衛星電話設備（携帯型） 10台	5台	共用（放射能観測車連絡用等）
発電所内	送受話器（ベージング）	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 1台	1台	放射能観測車連絡用
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 4台	1台	所内連絡用1台
発電所外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星保安電話（固定型） 1台	1台	発電所外連絡用
	社内テレビ会議システム	1式	1式	社内外会議用
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（有線系・衛星系） 1式	1式	社内外会議用
		IP-電話機（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-電話機（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 2台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
	加入電話設備	加入電話機 12台	—	固定電話機又はPIS端末12台ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		加入FAX 1台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（地方公共団体向け）	10台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

泊発電所3号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に備えている通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の通信連絡設備の必要な容量

場所	通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	8台	8台	発電所内外連絡用
		保安電話（FAX）	1台	1台	発電所内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3台	3台	発電所内外連絡用
		衛星電話設備（携帯型）	15台	10台	共用（給油作業等）
	運転指令設備		1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（固定型）		1台	1台	発電所内連絡用
	移動無線設備		1台	1台	放射能観測車連絡用
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1台	1台
社内テレビ会議システム			1台	1台	社内外会議用
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		テレビ会議システム	1台	1台	社内外会議用
		IP電話（地上系）	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP電話（衛星系）	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP-FAX（地上系）	2台	1台	発電所内外連絡用
		IP-FAX（衛星系）	1台	1台	発電所内外連絡用
加入電話設備		固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		FAX	1台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
専用電話設備		専用電話設備（固定型）	7台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（FAX）	7台	—		
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	1台	1台	発電所内連絡用
		無線指令設備	1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（携帯型）	4台	2台	発電所内外連絡用2台	
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）
 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

・設計の相違
 泊の緊急時対策所は指揮所と待機所の2種構成であることから、情報共有のための通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システムを設ける。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>緊急時対策所には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="712 437 1317 600"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (SPDS伝送装置)</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>3号炉原子炉補助建屋には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="1344 437 1926 651"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線 容量</th> <th>データ伝送</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系回線</td> <td>50bps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.4Mbps</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線</td> <td>384kbps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	50bps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps	<p>【女川】 ・設備の相違（相違理由①）</p>
通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	50bps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps																											
	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム(SPDS)について (1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。(SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認することができる。 通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。 バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。 なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>	<p>5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分（1分周期）のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。 ※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p>	<p>5.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置する。 バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由④） システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由④） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由④） 【女川】・設備の相違（相違理由④） 泊3号炉バックアップ伝送ライン（表示用）は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。 【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】・記載充実（大飯参照） 【大飯】・設備表現の相違</p> <p>【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン（表</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>SPDSパラメータについては、<u>緊急時対策所</u>において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>①2号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「使用済燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・残留熱除去系洗浄ライン流量を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。 また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>①3号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態」の確認に加え、「使用済燃料ピットの状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて代替炉心注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉容器水位・炉心出口温度を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用/収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。 また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>示用)は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

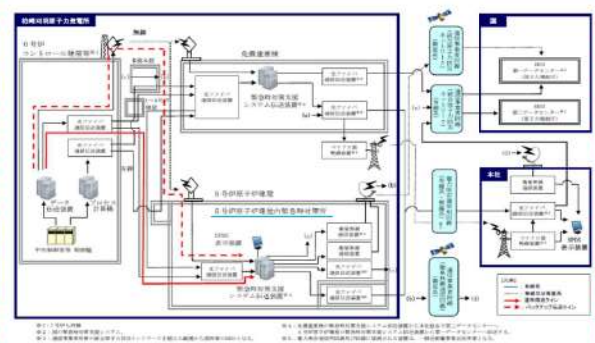


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

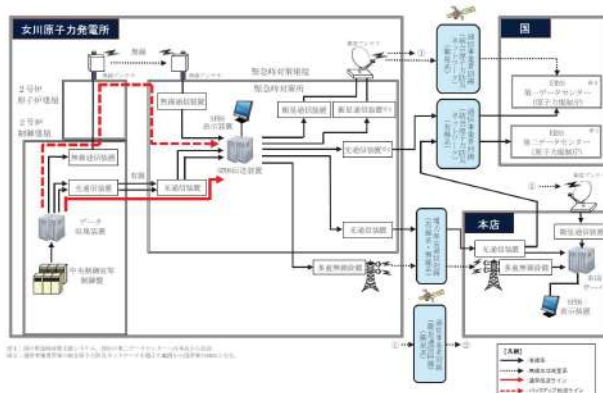


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

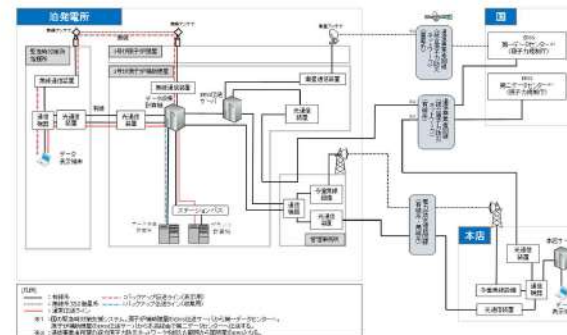


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応率 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子監視域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○

○ = DB

表5.4-1 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応率 の状態確認	APRMレベル (平均)	○	○	○
	APRM (A) レベル	○	—	○
	APRM (B) レベル	○	—	○
	APRM (C) レベル	○	—	○
	APRM (D) レベル	○	—	○
	APRM (E) レベル	○	—	○
	APRM (F) レベル	○	—	○
	S R N M (A) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (B) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (C) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (D) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (E) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (F) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (G) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (H) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (A) 非数率高	○	○	○
S R N M (B) 非数率高	○	○	○	
S R N M (C) 非数率高	○	○	○	
S R N M (D) 非数率高	○	○	○	
S R N M (E) 非数率高	○	○	○	
S R N M (F) 非数率高	○	○	○	
S R N M (G) 非数率高	○	○	○	
S R N M (H) 非数率高	○	○	○	
S R N M (A) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (B) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (C) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (D) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (E) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (F) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (G) 漏れ%出力	○	○	○	
S R N M (H) 漏れ%出力	○	○	○	
全館警報全消入	○	○	○	

表5.4-1 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/4)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ		
炉心反応率 の状態確認	中性子監視域中性子束	○	○	○		
	中間領域中性子束	○	○	○		
	出力領域中性子束	○	○	○		
	出力領域中性子束 (中間値)	○	○	○		
	ほうろくタンク水位	A-ほうろくタンク水位 B-ほうろくタンク水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○		
	1次冷却材圧力 (広域)	○	○	○		
	1次冷却材温度 (広域-高温側、低温側)	Aループ1次冷却材高温側温度 (広域) Bループ1次冷却材高温側温度 (広域) Cループ1次冷却材高温側温度 (広域) Aループ1次冷却材低温側温度 (広域) Bループ1次冷却材低温側温度 (広域) Cループ1次冷却材低温側温度 (広域)	○	○	○	
	主蒸気ライン圧力	A-主蒸気ライン圧力 B-主蒸気ライン圧力 C-主蒸気ライン圧力	○	○	○	
	高圧注入装置	A-高圧注入ポンプ出口流量 B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○	
	低圧注入装置	熱除去Aライン流量 熱除去Bライン流量	○	○	○	
	燃料貯蔵用水レベル	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○	
	炉心冷却の 状態確認	蒸気発生器水位 (広域)	A-蒸気発生器水位 (広域) B-蒸気発生器水位 (広域) C-蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○
		蒸気発生器水位 (狭域)	A-蒸気発生器水位 (狭域) B-蒸気発生器水位 (狭域) C-蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○
		補助給水流量	A-補助給水ライン流量 B-補助給水ライン流量 C-補助給水ライン流量	○	○	○
		補助給水レベル	補助給水レベル	○	○	○
		電圧の状態 (アイゼン ル電機機運転状態)	6-3 A D G 電圧 6-3 B D G 電圧	○	○	○
管内毎線電圧 (非常 用)		6-3 A 目線電圧 6-3 B 目線電圧	○	○	○	
サブターム度 (ループ)		サブターム度 (ループ)	○	○	○	
サブターム度 (T/A/C)		サブターム度 (T/A/C)	○	○	○	

【女川】PWR 設計の
 反映
 炉型の相違により
 設備及び対象パラ
 メータに相違はあ
 るが、データ表示端
 末で表示する「目的」
 は同等であり、
 緊急時対策所で必
 要な情報を把握で
 きることに相違は
 ない。

【大飯】・記載表現
 の相違
 データ表示端末で
 表示する「目的」及
 び対象パラメータ
 は同等であり、デー
 タ表示端末の機能
 に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

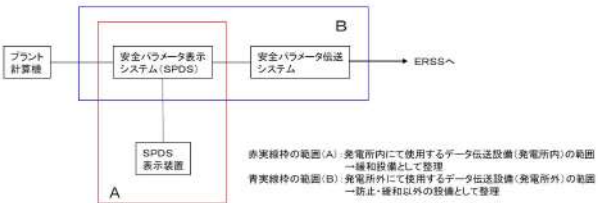
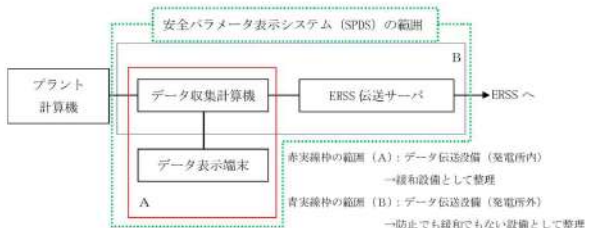
大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
				(2/10)				(2/4)					
目的	対象パラメータ			SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝達 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ							
	主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	○							
		B主蒸気圧力	○	○	○	○							
		C主蒸気圧力	○	○	○	○							
		D主蒸気圧力	○	○	○	○							
		A高圧注入流量	○	○	○	○							
		B高圧注入流量	○	○	○	○							
		A余熱除去流量	○	○	○	○							
		B余熱除去流量	○	○	○	○							
		燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	○						
		充てん水	充てん水流量	○	○	○	○						
	炉心冷却の 状態確認	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	○						
			B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○	○						
			C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	○						
			D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○	○						
		2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	○						
			B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	○						
			C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	○						
			D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	○						
		炉内母線電圧 (非常用)	4-3A母線電圧	○	○	○	○						
4-3B母線電圧			○	○	○	○							
4-3AEG遮断器	○		○	○	○								
4-3BEG遮断器	○		○	○	○								
1次冷却材 サブクール度	1次冷却材サブクール度 (T/C)	○	○	○	○								
DB													
目的	対象パラメータ			SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ							
	炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力(広域)B/V	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)A	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)B	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)P/B/V	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)A	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)B	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)P/B/V	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)A	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)B	○	○	○	○							
		原子炉圧力(広域)A	○	○	○	○							
	格納容器の 状態確認	原子炉格納容器圧力	○	○	○	○							
		格納容器圧力(AM用)	○	○	○	○							
		格納容器内温度	○	○	○	○							
		格納容器内水素濃度	○	○	○	○							
		格納容器水位	○	○	○	○							
		原子炉下部ベント水位	○	○	○	○							
		アニュラス水素濃度 (可測型)	○	○	○	○							
		格納容器再循環サンブ水位 (広域)	○	○	○	○							
		格納容器再循環サンブ水位 (狭域)	○	○	○	○							
格納容器スプレイ流量		A-格納容器スプレイ冷却器出口流量 B-格納容器スプレイ冷却器出口流量 (AM用)	○	○	○	○							
放射能隔離 の状態確認	排気筒ガスモニタの指示値	○	○	○	○								
	排気筒ガスモニタの指示値	○	○	○	○								
	排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	○	○	○	○								
	排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	○	○	○	○								
	原子炉格納容器隔離の状態	C/V隔離A (T信号)	○	○	○	○							
	ECCSの状態	ECCSの状態(高圧注入系)	A-高圧注入ポンプ B-高圧注入ポンプ	○	○	○	○						
		ECCSの状態(低圧注入系)	A-余熱除去ポンプ B-余熱除去ポンプ	○	○	○	○						
		格納容器スプレイポンプの状態	A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ	○	○	○	○						
		ECCSの状態	ECCS作動	○	○	○	○						
		原子炉補機冷却水サージタンク水位	原子炉補機冷却水サージタンク水位	○	○	○	○						
充てん水流量		充てん水流量	○	○	○	○							
原子炉容器水位		原子炉容器水位	○	○	○	○							
格納容器内 の気相確認		サブコヒーレント水素濃度(最大)	○	○	○	○							
		サブコヒーレント水素濃度(H/F 1)	○	○	○	○							
		サブコヒーレント水素濃度(H/F 2)	○	○	○	○							
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 3)	○	○	○	○								
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 4)	○	○	○	○								
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 5)	○	○	○	○								
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 6)	○	○	○	○								
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 7)	○	○	○	○								
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 8)	○	○	○	○								
	サブコヒーレント水素濃度(H/F 9)	○	○	○	○								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉		相違理由
		(8/10)						
目的	対象パラメータ	SWS パラメータ	DBS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
非常用炉心 冷却系 (EC CS) の状態 等	A.D.S. A系作動	○	○	○				
	A.D.S. B系作動	○	○	○				
	B.C.I.C.タービン止め制御	○	○	○				
	L.P.C.S.ポンプ 運転中	○	○	○				
	H.P.C.S.ポンプ 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (A) 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (B) 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (C) 運転中	○	○	○				
	R.H.R. A系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	R.H.R. B系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	R.H.R. C系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	凝縮水流量	○	○	○				
	実用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層7,00mm)]	○	-	○			
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層6,80mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層6,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層5,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層3,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層2,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層1,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
(9/10)								
目的	対象パラメータ	SWS パラメータ	DBS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
実用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
水素発生に よる可燃物 の燃焼防 止確認	フィルタ装置出口水素濃度 (0~3.0%)	○	-	○				
	フィルタ装置出口水素濃度 (0~1.0.0%)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (A) (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (B) (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (C) (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置水温度 (A)	○	-	○				
	フィルタ装置水温度 (B)	○	-	○				
	フィルタ装置水温度 (C)	○	-	○				
フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	○	-	○					
フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	○	-	○					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システムを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所指揮所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止でも緩和でもない設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>図5.4-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>【女川】・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違 泊3号炉では、安全パラメータ表示システム（SPDS）の具体的な内訳を記載する事とした。なお、本整理については大飯も同様である。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <table border="1" data-bbox="89 1109 683 1276"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部要員</td> <td>3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。</td> <td>40名</td> <td rowspan="2">69名</td> </tr> <tr> <td>各班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名	各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="757 1109 1299 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1101 1948 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">41名</td> </tr> <tr> <td>各班長・各班員</td> <td>各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名	各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 ・体制の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>
要員	考え方	人数	合計																																							
本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名																																							
各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																																							
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名																																							
各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対処設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>【大飯】 ・表題の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ・対象運転号炉の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称の相違</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員(協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td rowspan="2">36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 現場要員</td> <td>重大事故等対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>9名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリング要員</td> <td>作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))	4名		大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名			燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名			ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去	2名			放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名		モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>放射性物質拡散抑制対応要員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td rowspan="3">災害対策要員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>復旧班員</td> <td>・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>総括班員</td> <td>・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>放管班員</td> <td>モニタリング要員</td> <td>・作業現場のモニタリング等</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名	運転班員	放射性物質拡散抑制対応要員	6名	運転班員	災害対策要員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名	復旧班員	・アクセスルートのがれき撤去	2名	総括班員	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)	2名			・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名	放管班員	モニタリング要員	・作業現場のモニタリング等	4名	
要員	考え方	人数	合計																																																																							
緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																																							
運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																																								
要員	考え方	人数	合計																																																																							
運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																																							
保修班 現場要員	重大事故等対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))	4名																																																																								
	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名																																																																								
	燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名																																																																								
	ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去	2名																																																																								
	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名																																																																								
モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名																																																																								
要員	考え方	人数	合計																																																																							
運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名																																																																							
運転班員	放射性物質拡散抑制対応要員	6名																																																																								
運転班員	災害対策要員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名																																																																							
復旧班員		・アクセスルートのがれき撤去	2名																																																																							
総括班員		・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)	2名																																																																							
		・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名																																																																							
放管班員	モニタリング要員	・作業現場のモニタリング等	4名																																																																							
<p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要の都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>	<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	<p>【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。</p>																																																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表5.6-1 緊急体制の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">発生事象の情勢</th> <th style="width: 40%;">体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表 5.6-1 防災体制の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">発生事象の情勢</th> <th style="width: 40%;">防災体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力防災準備体制</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力応急事態体制</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)</td> <td>原子力緊急事態体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	防災体制の区分	警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制	施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制	<p>【女川】 ・体制名称の相違</p>
発生事象の情勢	体制の区分																		
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																		
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																		
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制																		
発生事象の情勢	防災体制の区分																		
警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制																		
施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制																		
全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-1 警戒事象発生時の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事象を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。</td> </tr> <tr> <td>②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響</td> <td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。	②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。	⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。	⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の連絡基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事象に該当する事象の連絡基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡基準（警戒事象に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設）の技術基準に定める規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域[※]において、火災又は溢水が発生し、安全機器等[※]の機能が一部が喪失するおそれがあること。 [※]安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準（警戒事象に該当する事象）	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。	原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設）の技術基準に定める規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 [※] において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 [※] の機能が一部が喪失するおそれがあること。 [※] 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。	重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	警戒事象を判断する基準																																																
①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。																																																
②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																																
③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																																
④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																
⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																
⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																
⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																																
⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																
⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。																																																
⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																
⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																
⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																
⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。																																																
⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																
連絡基準（警戒事象に該当する事象）																																																	
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																	
原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																	
蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。																																																	
非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																	
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																	
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																	
単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																	
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設）の技術基準に定める規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																	
所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																	
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 [※] において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 [※] の機能が一部が喪失するおそれがあること。 [※] 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。																																																	
外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																																																	
外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。																																																	
重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。																																																	
外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。																																																	
外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が客席の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μSv/h以上のものとなっているとき。</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が客席の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあること。	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3)より抜粋)</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二又は二以上について1時間当たり5 μSvを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の二又は二以上について、1時間当たり1 μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。</p> <p>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあるとき。</p> <p>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表構成の相違
略称	法令																										
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が客席の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。																										
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																										
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																										
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																										
略称	法令																										
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																										
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあること。																										
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																										
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																										
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																										
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																										
		<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3)より抜粋)</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>非常用交流電源母線の30分以上喪失 (SE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>直流電源の部分喪失 (SE27) 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を越えること。 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE27 直流電流の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE27 直流電流の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。	②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3/3）より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。	事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																					
①SE27 直流電流の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。																																					
②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																																					
③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																					
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																																					
⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																																					
⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																					
⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																					
⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																					
⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																					
⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																					
⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																					
⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																																					
⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																					
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）																																						
原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																						
所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																						
火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。																																						
防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																						
事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。																																						
事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$500\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に$5,000$を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに$5,000$を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。	⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用水タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵及び原子炉冷却系の貯蔵が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合においては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A₁値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用水タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵及び原子炉冷却系の貯蔵が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合においては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A ₁ 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>
略称	法令																																							
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。																																							
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																							
略称	法令																																							
③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																							
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																							
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																							
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。																																							
⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																							
⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																							
⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																							
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																								
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																								
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																								
炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																								
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用水タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																								
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																								
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																								
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵及び原子炉冷却系の貯蔵が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵が喪失するおそれがあること。																																								
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																								
炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																								
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合においては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A ₁ 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																								
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$500\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に$5,000$を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに$5,000$を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。	⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用水タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵及び原子炉冷却系の貯蔵が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合においては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A₁値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用水タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵及び原子炉冷却系の貯蔵が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合においては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A ₁ 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>
略称	法令																																							
①GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。																																							
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																							
略称	法令																																							
③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																							
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																							
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																							
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。																																							
⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																							
⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																							
⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																							
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																								
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																								
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																								
炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																								
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用水タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																								
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																								
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																								
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵及び原子炉冷却系の貯蔵が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵が喪失するおそれがあること。																																								
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																								
炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																								
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合においては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A ₁ 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p style="text-align: center;">（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3/3））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">略称</th> <th style="width: 70%;">法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②GE27 全直流電源の5分以上 喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>③GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE41 格納容器圧力の異常上 昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性</td> <td>燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE55 必要がある事象発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	④GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。	④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																										
④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																										
④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
④GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																										
④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。(図5.7-1)</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム (SPDS) や通信連絡設備を用い，発電課長からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，SPDS表示装置等によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器 (パーソナルコンピュータ等) 内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心に，本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。 また，自班の業務に関する検討・対応にあたり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく (図5.7-1)。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い，発電課長 (当直) からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器 (パーソナルコンピュータ等) 内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，号機責任者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤総括班は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。 また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実 (女川審査実績の反映) ・組織名称の相違 ・運用の相違 運転班員は，発電課長 (当直) から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。 ・運用の相違 泊では総括班がホワイトボードに情報を記載する。 ・運用の相違 班長だけでなく副本部長，号機責任者から意見等を受ける。 ・運用の相違 総括班は発話内容をホワイトボードに入力し，OA機器内の共通様式には技術班が入力する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>各事象に対する設計方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>飛来物</td> <td>原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10⁴回/炉・年、4号炉は約3.0×10⁴回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10⁷回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>近隣工場の火災</td> <td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発火災及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から避難距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発火災及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から避難距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所、空調上屋及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川）</p> <p>設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条文に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（女川審査実績の反映） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違
事象	各事象に対する設計方針等																																								
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																								
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																								
降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																								
火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。																																								
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																								
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																								
近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発火災及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から避難距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																								
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風） 設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上1位である40.1m/sとする。想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、建物等という。）に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 竜巻 設計竜巻の最大瞬間風速は、設計基準竜巻の最大瞬間風速（76m/s）に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である92m/sとする。 想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(3) 低温（凍結）</p> <p>低温の影響モードとして凍結を想定するが、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(4) 降水</p> <p>降水による浸水については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>降水による荷重については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、排水口による排水等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</u>に対して、積雪による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(6) 落雷</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により、落雷頻度が著しく低く、雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備を維持できる。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-14.6℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）によれば、最大1時間降水量は、91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による<u>海域へ</u>の排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所等</u>へ避雷設備を設置するとともに、<u>構内接地網</u>を布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-19.0℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所周辺建屋（定検機材倉庫）</u>に避雷設備を設け、<u>構内接地網と接続し</u>、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路、無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、島根原子力発電所2号炉 まとめ資料より引用】</p> <p>(8) 地滑り・土石流 緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流のおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(8) 火山 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない33火山について、設計対応が不可能な火山事象は、地質調査結果によれば、発電所敷地及び周辺で、痕跡が認められないことから、到達する可能性は十分小さいものと判断される</p>	<p>(8) 地滑り 地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p> <p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。 緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ばないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。 降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。</p>	<p>(8) 地滑り・土石流及び急傾斜地 緊急時対策所等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより、泊発電所の緊急時対策所等の機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【女川】・設計の相違 泊ではDB6条（自然現象）において、地滑り・土石流及び急傾斜地による影響を考慮する方針であることから、緊急時対策所の設計方針においてはDB6条と同様に、地滑りによる影響を考慮する島根2号炉と比較する。</p> <p>【島根】・記載表現の相違 島根では、緊急時対策所の設備機能を含めた表現として、緊急時対策所の建物等と記載している。本章における泊（女川）記載である緊急時対策所等と同義である。</p> <p>【島根】・設計方針の相違 泊では急傾斜地の崩壊も考慮し評価を行い影響がないことを確認する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して、降灰による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>クラゲ等の発生については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けられないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位がO.P. +1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P. +3.5m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けられないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の建屋貫通部、端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、2次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された最高潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. 1.00m、朔望平均満潮位がT.P. 0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10.0m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違 泊は空調上屋に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとに設定している。</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。</p> <p>【女川】 ・河川名称の相違</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(12) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(13) 電磁的障害 電磁的障害による擾乱に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、安全パラメータ表示システム、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては、固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 3</p> <p>1 3. 複合災害時の体制について</p> <p>複合災害時の緊急時対策所にかかる体制は、指揮命令の明確化、情報の輻輳防止等の観点から、以下の体制で活動することとしている。</p>  <p>① 発電所対策本部の体制は、図5.9-1に示す。</p> <p>② 発電所対策本部長は、3,4号炉で同時に特定事象が発生した等の場合、号炉ごとの対応者を明確にするよう安全管理課・発電所・操縦員の班長へ指示する。本図では、便宜上副班長を3号炉対応、副班長を4号炉対応とした。</p>	<p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 <p>まず基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報収集・計画立案 ② 現場対応 ③ 対外対応 ④ 情報管理 ⑤ 資機材等リソース管理 <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。</p> <p>このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲と自律的活動 <p>あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略の策定と対応方針の確認 <p>技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>泊発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 <p>まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 情報管理 (4) 資機材等リソース管理・社外対応 <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。</p> <p>このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲と自律的活動 <p>あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略の策定と対応方針の確認 <p>技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川記載に統一)</p> <p>【女川】 ・体制の相違 発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、保修班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と保修班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、総括班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、復旧班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くても、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。 また、運転班に属する災害対策要員は、発電課長（当直）の指示により、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<p>・対象号炉の相違 ・設備名称の相違</p> <p>・評価結果の相違 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>・要員名称の相違 ・体制の相違 泊の消火要員は総括班の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における総括班長となることから、総括班に消火要員を配置している。</p> <p>・組織名称の相違 ・組織体制の相違</p> <p>・組織名称の相違 ・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p>

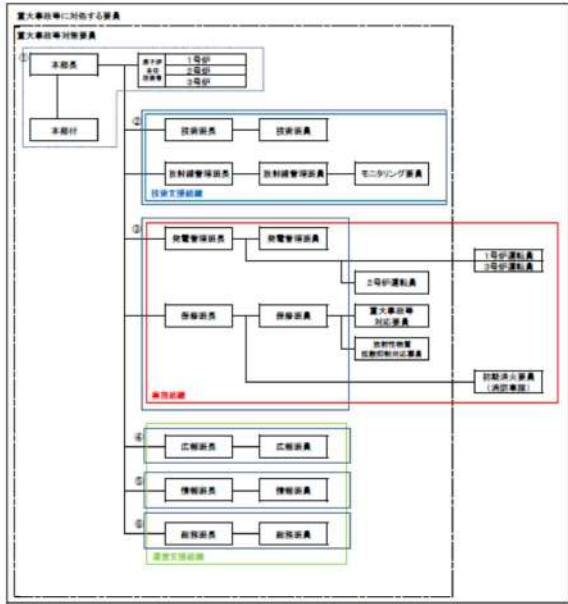
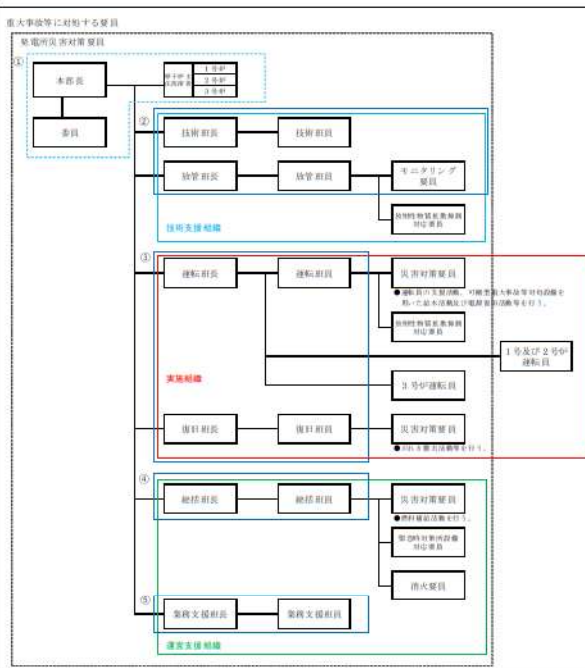
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○保修班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。 これらの対応の実施については、保修班にその実施権限が委譲されているため、保修班が手順にしたがって自律的に準備し、保修班長へ状況の報告を行う。 また、火災の場合には、消火活動を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○復旧班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。 これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応やあらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。 【女川】記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセスルートのがれき撤去等を追記した。女川もアクセスルートの確保は保修班が行う。</p> <p>・記載方針の相違 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討</td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集	総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項	広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討	保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動	発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作	<p>表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>・本部長及び各班長への助言、助成</td> </tr> <tr> <td>総括班</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等</td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	委員	・本部長及び各班長への助言、助成	総括班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項	業務支援班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応	復旧班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等	運転班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動	<p>【女川】 ・体制の相違 発電所の原子力防災組織の構成の相違</p>
職位	ミッション																																												
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																												
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集																																												
総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項																																												
広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援																																												
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																												
放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討																																												
保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動																																												
発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作																																												
職位	ミッション																																												
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																												
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
委員	・本部長及び各班長への助言、助成																																												
総括班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項																																												
業務支援班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理																																												
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																												
放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応																																												
復旧班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等																																												
運転班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

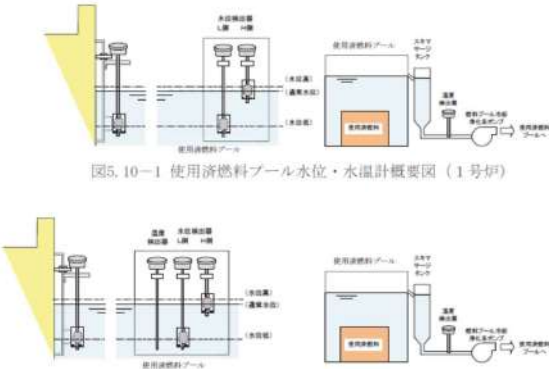
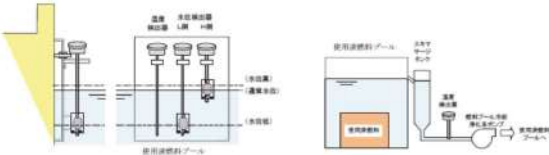
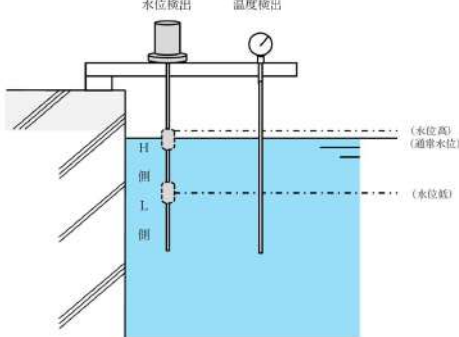
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図</p>	 <p>図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図</p>	<p>・体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>一方、6号炉、7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には、各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1～5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1～4号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所指揮所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することができない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ピット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>・停止中号炉の相違</p> <p>・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。 ・設計方針の相違 泊では中央制御室待避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。（PWRプラントは同様） ・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</p> <p>・設計の相違 泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所指揮所においてパラメータを確認する。</p> <p>・設備名称の相違 女川：使用済燃料プール 泊：使用済燃料ピット （以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象</p> <p>2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約430時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図（1号炉）</p>  <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図（3号炉）</p>	<p>(1) 監視対象</p> <p>3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約144時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料ピット水位計及び温度計概要図（1号及び2号炉）</p>	<p>・評価結果の相違</p> <p>使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法</p> <p>測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝送方法</p> <p>測定した1号及び2号炉の使用済燃料ビット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所指揮所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ビットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	

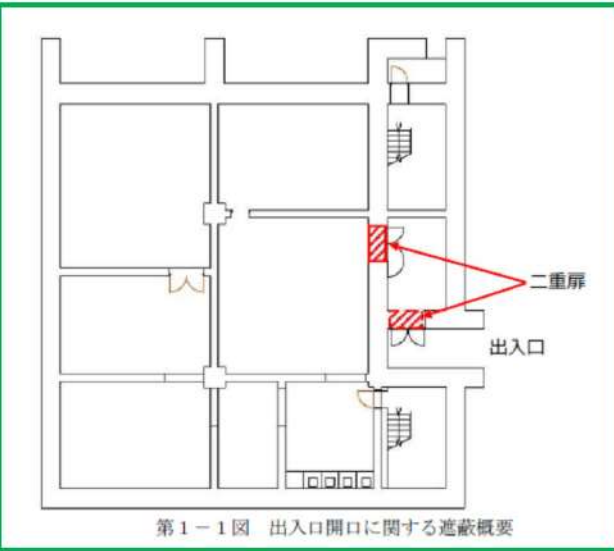
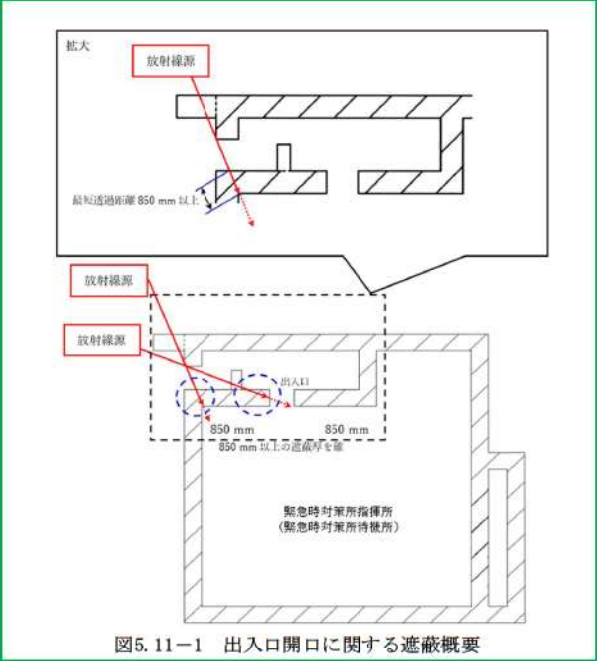
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を第2-1図示す。</p> <p>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。</p> <p>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口は、気密性を確保した上でそれぞれ2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <p>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても850mm以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</p> <p>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できるとに相違なし。</p>

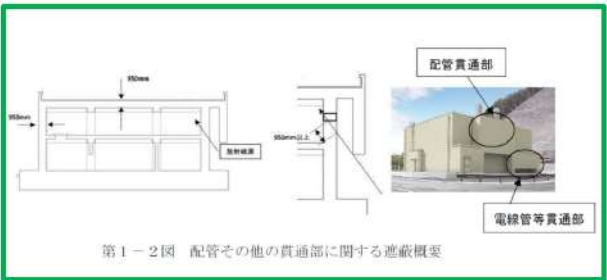
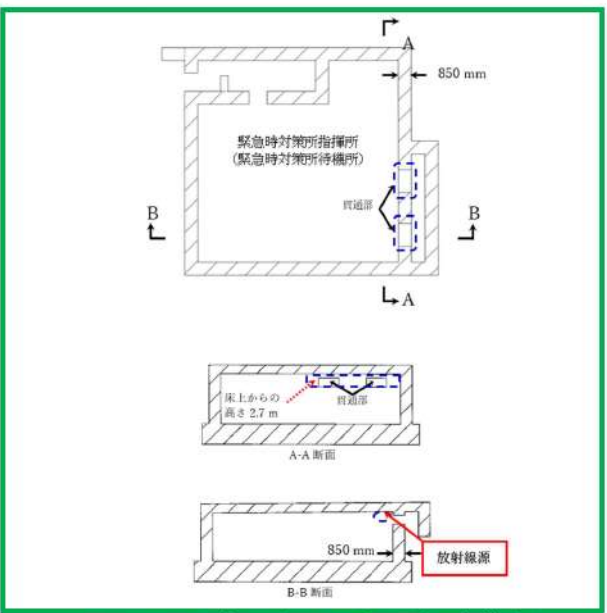
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

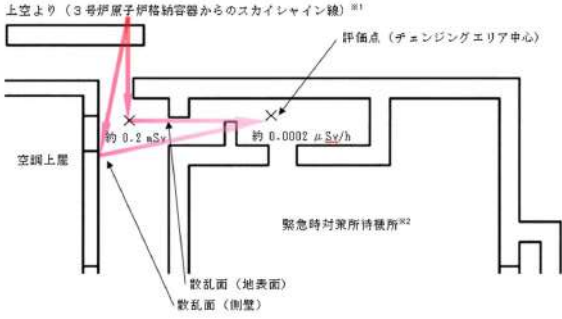
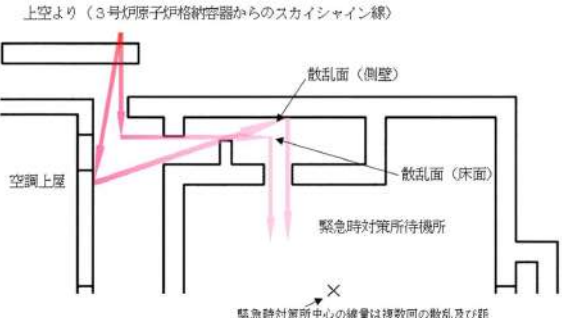
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要</p>		 <p>図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・記載表現の相違 図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

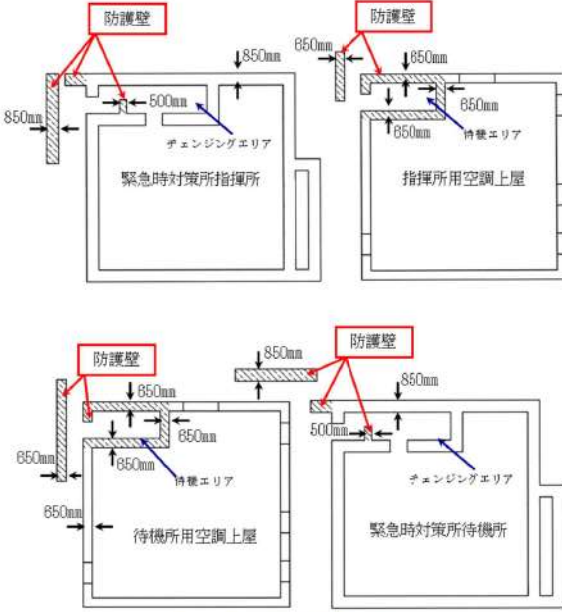
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、モルタルを充填する等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮へいを追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p>  <p>第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p>		<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を図5.11-2に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、鉛毛処理等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮蔽を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p>  <p>図5.11-2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違 泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3.遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違 泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価</p> <p>緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所出入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERINGコードを用いて評価した結果、約0.2mSv（7日間積算）となる。</p> <p>また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式（微分線量アルドはChiltonとHuddrestonの経験式を用いて計算）を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002μSv/hとなる。</p> <p>このため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）^{※1}</p>  <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込みないため、直接線による影響は考慮しない。 ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線（概念図）</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）</p>  <p>緊急時対策所中心の線量は複数回の散乱及び距離の減衰により0.0002μSv/h以下となる。</p> <p>図5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線（概念図）</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <p>記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置</p> <p>緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p> <p>泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（平成26年3月7日）の補正により、緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内に設けるとした緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の位置付けを以下に示す。</p> <p>泊発電所の敷地内に緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。</p> <p>緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内には、新たに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）を設け、現在申請中の緊急時対策所を廃止する。</p> <p>緊急時対策所の機能移転並びに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の収容人員及び建屋規模等の基本仕様は、泊発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書の審査にて示す。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【注】記載充実 泊独自の資料であるため、先行電力には比較対象となる資料は無い。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p> <p>【大飯】 女川及び泊の他条文との 整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p>【解釈】 —</p> </div>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p>【解釈】 —</p> </div>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p>【解釈】 —</p> </div>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p style="text-align: center;">【女川】 表構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>保守管理に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p>【大飯】【女川】 表題の相違 泊の他条文との整合（記載等）</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r.12.0
提出年月日	令和5年9月29日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第35条 通信連絡設備

令和5年9月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（4件）
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。
変更前：充電式電池
変更後：非常用交流電源設備に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。
 - ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
 - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS 端末 ・FAX ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX （記載なし）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑧参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 S_s	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	（記載なし）	（記載なし）	赤字部は、設備の相違①参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3 / 4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所：緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3 / 4号炉及び大飯3 / 4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3 / 4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX） 設置場所：緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6 / 7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所待機所	・大飯3 / 4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 SPDS表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム (SPDS)）</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 設置場所：制御建屋内 SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川2号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川2号炉ではSPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 泊3号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部に当たるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 女川2号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSS への伝送機能に相違はない。 なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	・大阪3/4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。(泊3号炉は女川同様非常用交流電源設備のみ)
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大阪3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話(可搬)の有無	衛星電話(可搬)	記載なし	記載なし	・大阪3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大阪3/4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備(警報装置を含む。)のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。(伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6/7号炉、東海第二、島根2号炉と同様)
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備(FAX)	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置(FAX)を設置している。(伊方3号炉と同様)

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) から構成される設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。 緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。 緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m に設置する設計とする。</p>	<p>・泊発電所3号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。 (緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎6 / 7号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急時対策所(待機場所)と同様)</p>

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①泊発電所3号炉が緊急時対策所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽6/7号炉の緊急時対策所として申請する対象を「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所3号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「緊急時対策所」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所2号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「緊急時対策所」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6/7号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」以外に「緊急時対策所」という記載を用いている場合がある。</p>
②泊発電所3号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機場所 <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<p>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6/7号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」又は「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、本章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、2.1.1及び2.1.2にデータ伝送設備の説明を記載している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、大阪同様、外部との通信回線について記載している。（女川同様）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 通信連絡設備</p> <p>(参考資料) 参考1. 通信連絡設備の一覧 参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備 参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p>	<p>3. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違 (大阪審査実績の反映) ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大阪審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している。 なお、メーカー設計が同様である大阪の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 他条文との記載の横並び</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：技術的能力、女川・泊：運用、手順 実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪では参考7に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）を合わせて説明している。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大阪では参考5に記載</p>
<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p>			<p>・泊の参考8に大阪の参考8及び参考9の内容を記載</p>
<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>			<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>			<p>・記載箇所の相違。大阪では参考6に記載</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考13. トランシーバーの仕様</p>		<p>参考15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する大阪発電所3号及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p>	<p>【大阪】【女川】女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)			1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)			1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1.1表)			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・重大事故等対処設備の条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載。
表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項			第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項			第1.1.1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項			
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）</p>	<p>技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）</p>	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：操作、女川・泊必要な操作。 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では（安全施設に属するものに限る）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎羽羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大阪】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑩参照</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「C○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大阪・女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、社内テレビ会議システム、加入電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯・女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「C〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電機を使用しており、充電機の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電機又は乾電池を使用しており、充電機を用いるものについては、充電機の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>急時対策所用（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電機を使用しており、充電機の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ、(2)(v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ、(3)(vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>
<p>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>送受信器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>運転指令設備（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受信器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			<p>【大阪】設計方針の相違 ・大阪は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載</p>
<p>加入電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>局線加入電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>加入電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・前では、分類名で記載</p>
<p>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>
<p>携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式</p>		<p>携帯電話</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p>
<p>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>
<p>社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】 無線通話装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>移動無線設備 一式</p>	<p>移動無線設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】運用の相違 ・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「ヘ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「ヘ(5)(vi) 中央制御室」と兼用しない。</p>
<p>インターフォン（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「ヘ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「ヘ(5)(vi) 中央制御室」と兼用しない（大阪と同様）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi) と兼用） 一式</p>		<p>衛星電話設備（FAX） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi) と兼用） 一式</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS） （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>データ収集計算機 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大阪参照） 女川はサーバ部に該当する「SPDS 伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。 ・泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大阪審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大阪と同様である。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）（「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi) と兼用） 一式</p>		<p>データ表示端末 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi) と兼用） 一式</p>		<p>ERSS 伝送サーバ （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi) と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>データ伝送設備 一式</p>		<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は設備分類名(データ伝送設備)のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 携帯型通話装置（3号及び4号炉共用）(又、(3)(vi)と兼用) 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯では、携帯型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「又、(3)(vi)」（緊急時対策所）と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。</p>
<p>トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備（可搬型）(6号及び7号炉共用) (「緊急時対策所」と兼用) 一式</p>			
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話（3号及び4号炉共用）(又、(3)(vi)と兼用) 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）で構成する衛星電話として表現。 ・泊：衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）で構成する衛星電話設備として表現。 ・女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備（可搬型）(6号及び7号炉共用) (「緊急時対策所」と兼用) 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・泊では、DB 事象時に使用しないことから、62 条に記載</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑨記載のとおり</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：共に、女川・泊：ともに</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明 (通信連絡設備)</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 基本的方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対応用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊他条文との整合</p>
<p>適合のための方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所内)を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所内)を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1:P4-35-19～20） (2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.2:P35条-13～15） (2.4:P35条-19)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2~2.3:P4-35-21~28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16~18）（2.4:P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.2：P4-35-19～23）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3：P4-35-26～28）】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.3：P35条-16～18）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.4：P35条-19）】</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3④のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3: P4-35-21～28）】</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1：P35条-12）（2.3：P35条-16～18）（2.4：P35条-19）】</p>	<p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】</p> <p>10.12.1.3 主要設備 10.12.1.3.1 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の主要仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12.1表に示す。</p> <p>【説明資料（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】記載方針の相違 ・（女川審査実績の反映）大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載。 ・女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載 【大阪・女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（注、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「（2）データ伝送設備（発電所内）」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑱記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1: P4-35-19～20）（2.3:P4-35-26～28）】</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.5：P35 条-20～21）（2.6：P35 条-22～27）】</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2⑩記載のとお</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3⑩のとお</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p>【比較のため再掲】 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】 なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号が共用、一部既設）、社内テレビ会議システム、加入電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 【説明資料(2.1:P35条-12) (2.3:P35条-16~18) (2.5:P35条-20~21) (2.6:P35条-22~27)】</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載 ・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載 【大阪・女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSS</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2~2.3:P4-35-21~28）】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料（2.2~2.3:P4-35-24~28）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）（2.5:P35条-20~21）（2.6:P35条-22~27）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線 【大阪】記載表現の相違 【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・記載箇所の相違。大阪：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3、再掲して比較済み。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するために～</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

第10.12.1.1表 警報装置の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
警報装置	事故一斉放送装置	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—

第10.12.1.2表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線	
所内 通信設備（発電所内）	運転指令設備	1号及び2号が送受話器 3号及び4号が送受話器	常用内電源 通信用無停電電源装置	—
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）（注1）	常用内電源 通信用無停電電源装置	—
		保安電話（携帯）（注1）	常用内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	
	トランシーバー	充電電池 乾電池	衛星系回線 （通信事業者回線）	
	携帯型通話装置	乾電池		
	衛星電話	固定（注1）	非常用内電源 電源車（緊急時対策所用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
		携帯（注1）	充電電池	
	インターフォン	—	乾電池	—
	無線通話装置（注2）	—	固定：常用内電源、 通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策所用）（DB） 車載：移動式放射能測定装置（モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線

（注1）：発電所外用（社内及び社外）と共用。
 （注2）：発電所外用（社内）と共用。

女川原子力発電所2号炉

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用無停電電源装置等	通信回線
通信連絡設備（発電所内）	機内通話装置	非常用内電源設備	—
	送受話器（ハンディ型） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカ	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	
通信連絡設備（発電所外）	電力保安通信用電話設備	固定電話機 FAX FAX 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	有線系回線、 無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）
	安全パラメータ表示システム（DPS）	データ伝送装置	—
		データ伝送装置	データ伝送装置
	通信連絡設備（発電所外）	総合電子防犯ネットワークを用いた通話連絡設備	テレビ会議システム（双方向、単方向） IP電話（双方向、単方向） IP-FAX（双方向、単方向）
加入電話設備		加入電話機	有線系回線 （通信事業者回線からの給電）
加入FAX		加入FAX	有線系回線 （通信事業者回線からの給電）
電力保安通信用電話設備		衛星保安電話（固定型）	衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
社内テレビ会議システム		社内テレビ会議システム	有線系回線 （専用の電力保安通信用回線）
専用電話設備		専用電話設備（地方公共団体用ホットライン）	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
データ伝送設備		データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
データ伝送設備		データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
データ伝送設備		データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
データ伝送設備		データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）

泊発電所3号炉

第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用無停電電源装置等	通信回線	
通信連絡設備（発電所内）	運転指令設備（警報装置を含む）	ディーゼル発電機 複合型送受話器（蓄電池）	—	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）		ディーゼル発電機 複合型送受話器
		無線連絡設備（携帯型）		充電式電池又は充電機
	携帯型通話装置	充電機		
通信連絡設備（発電所外）	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	衛星系回線、 無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）	
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 保安電話（FAX）	有線系回線、 無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）	
通信連絡設備（発電所外）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	衛星系回線 （通信事業者回線）	
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話 専用電話	衛星系回線 （専用の通信事業者回線）	
通信連絡設備（発電所外）	社内テレビ会議システム	テレビ会議システム	有線系回線 （専用の電力保安通信用回線）	
		IP電話	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）	
	加入電話設備 ^(注)	加入電話機	有線系回線 （通信事業者回線からの給電）	
	専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）	有線系回線 （専用の通信事業者回線）	
データ伝送設備	データ表示端末	データ表示端末 充電式電池（機器内蔵）	—	
	データ収集計算機	データ収集計算機 充電式電池	有線系回線、 無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）	
データ伝送設備	データ伝送サーバ	データ伝送サーバ	有線系回線、 無線系回線 （専用の通信事業者回線）	

相違理由

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・表レイアウトの相違

DB/SA 設備（緑枠）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.12.1.3表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様						
通信設備（発電所外） 社内	通信種別	主要設備	電源	通信回線		
		加入電話（注2）（注4）	通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）		
		携帯電話（注2）（注4）	充電機	無線系回線 （通信事業者回線）		
		加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）		
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注1）	常時室内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用 回線）	衛星系回線 （通信事業者回線）	
			非常用室内電源 通信用無停電電源装置 充電機			
		衛星保安電話	非常用室内電源 データ伝送設備電源切り替用無 停電電源装置			
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注2）	TV会議システム		有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		
		I P 電話	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置			
		I P - F A X				
	社内TV会議システム		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （専用の電力保安通信用 回線）	衛星系回線 （通信事業者回線）	
	衛星電話	固定（注1）	非常用室内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）		
			携帯（注1）			
可搬		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置				
無線通話装置（注3）		固定：常時室内電源、通信用無 停電電源装置 電源車（緊急時対策用） （DB） 車載：移動式設備用固定装置（モ ニタ車）の車用蓄電池	無線系回線			
(注1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共用。 (注2)：発電所外用（社外）と共用。 (注3)：発電所内用と共用。 (注4)：災害時優先回線を含む。						
【大阪】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・表レイアウトの相違						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第10.12.1.4表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線	
通信設備 （発電所外） 社外	加入電話（注2）（注3）	通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）	
	携帯電話（注2）（注3）	充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）	
	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）	
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注1）	常時用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 （通信事業者回線）
		保安電話（携帯） （注1）	非常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注2）	T V会議システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）
		I P電話 I P - F A X		
	衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
携帯（注1）		充電電池		
緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）	

（注1）：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。
 （注2）：発電所外用（社内）と共用。
 （注3）：災害時優先回線を含む。

第10.12.1.5表 データ伝送設備の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
データ伝送設備 発電所内 発電所外	S P D S表示装置	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線
	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	
	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）
	安全パラメータ伝送システム	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）

（注1）：発電所内用及び発電所外用と共用。

【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・表レイアウトの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>概要を図1に示す。</p> <p>警報装置：事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。</p> <p>通信設備（発電所内）：中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）：緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2)安全パラメータ表示システム(SPDS) 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>通信設備（発電所外）：発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）：所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外の通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム(SPDS) 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1.1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) データ伝送設備（発電所内） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所指揮所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大阪は、通信連絡設備の内訳を記載していない 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要な情報を伝送することは変わらない。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・音声等による連絡は変わらない。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1.1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図2.1-1 通信連絡設備の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置）を設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ベージング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1 表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、2号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2.1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2.1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、管理事務所内に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所内に設置する保安電話（固定）を接続する設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大阪も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】設計方針の相違 ・2-2①記載のとおり 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている 【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。
 概要を図2.1及び図2.2に示す。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の多様性

主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}
受信装置 （警報装置を含む。）	ハンドセット・ スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）
電力保安通信 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内）
	PHS端末	電話	有線系 /無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）
携帯型音声呼出 電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}

※1 緊急時対策所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所
 中央制御室：6号及び7号炉中央制御室
 現場（屋内）：コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋
 ※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部と特機棟所間の通信連絡を行う。

女川原子力発電所2号炉

万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。

警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。

第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性

主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}
固定電話（インターホン） （警報装置を含む。）	ハンドセット・ スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）
電力保安通信 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内）
	PHS端末	電話	有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-現場（屋外）
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・現場（屋外）-現場（屋外）
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）

※1 現場（屋内）：制御建屋、原子炉建屋、タービン建屋

泊発電所3号炉

万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。

警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。

第2.2.1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性

主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}
連絡指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 -緊急時対策所待機所
電力保安通信 電話設備	保安電話（固定） ^{※2} 保安電話（携帯） ^{※2}	電話	有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 -緊急時対策所待機所
		FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室
		無線連絡設備	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2} 衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）
移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外）

※1 現場（屋内）：原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋等
 ※2：発電所内と発電所外で共用

相違理由

【女川】記載表現の相違
 ・記載の統一（万一）
 【大飯】記載表現の相違
 （女川審査実績を反映）

【大飯】記載方針の相違
 （女川審査実績を反映）
 ・泊は、データ伝送設備
 を2.4に記載している
 （女川同様）

DBに係る内容（当表）

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績を反映）
 【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

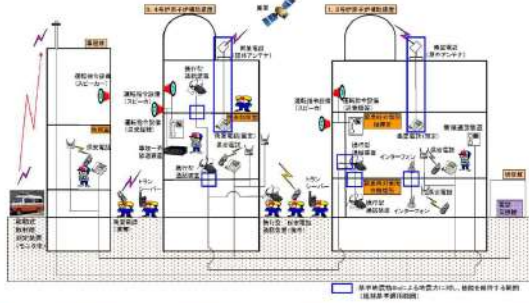
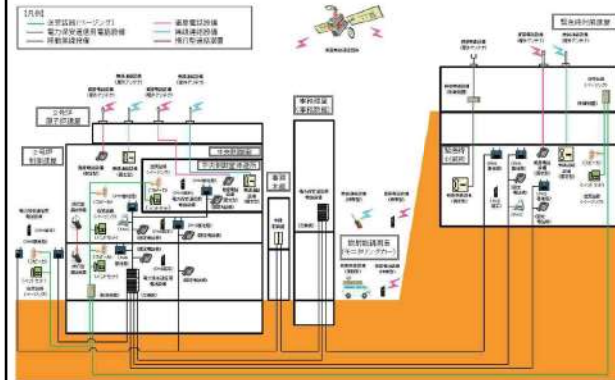


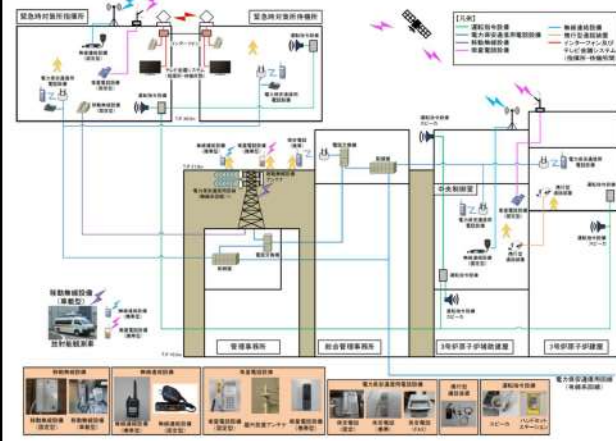
図 2.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要 [通信連絡設備（発電所外用）と共用のものを含む]

女川原子力発電所2号炉



第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要

泊発電所3号炉



第 2.2.1 図 通信連絡設備（発電所内）の概要 [通信連絡設備（発電所外）と共用のものを含む]

相違理由
 DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

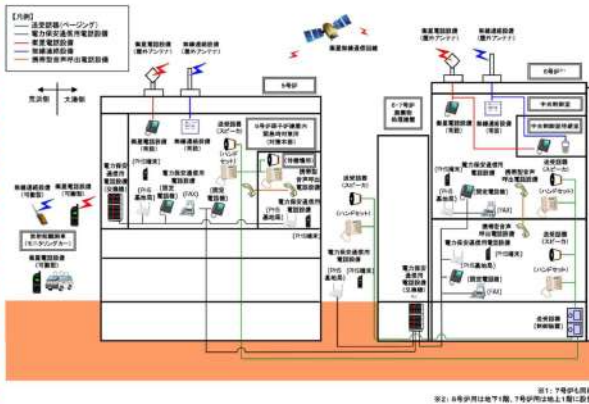
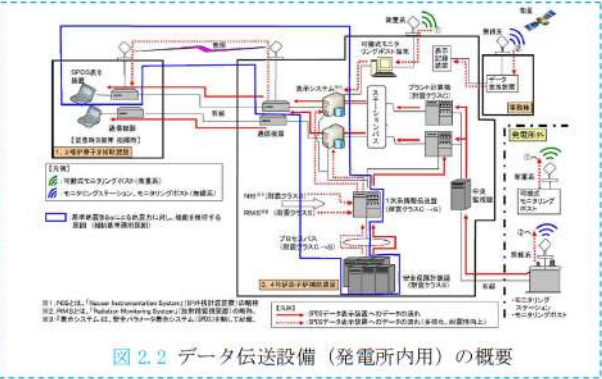


図 2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の概要

【女川】記載方針の相違・泊は通信連絡設備（発電所外）と共用している設備も含めて記載している旨を記載している（大飯同様）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している (女川同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内TV会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内TV会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定</p> <p>発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定</p> <p>発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3.1図、第2.3.2図及び第2.3.3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2③記載のとおり</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大阪は通信連絡設備を一括して記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末、FAX 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話（固定型）</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 局線加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2①記載のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2⑥記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>	<p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP 電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP 電話、IP-FAX及びテレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び管理事務所の通信鉄塔に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 女川：「、」、泊：「及び」</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔（伊方、川内、玄海、島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・女川・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

概要を図3～6に示す。

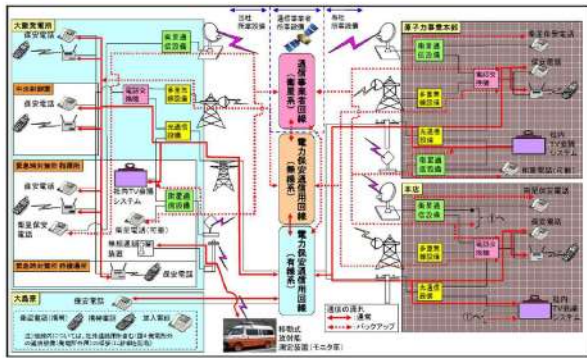
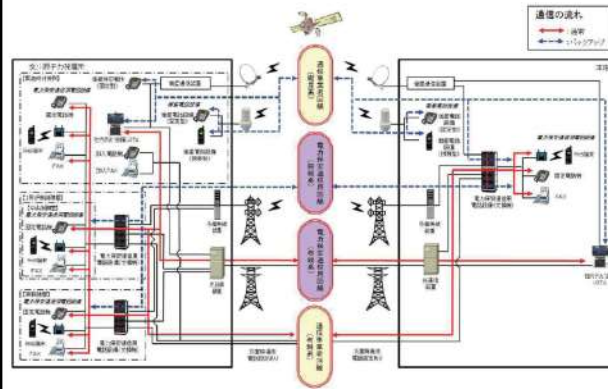
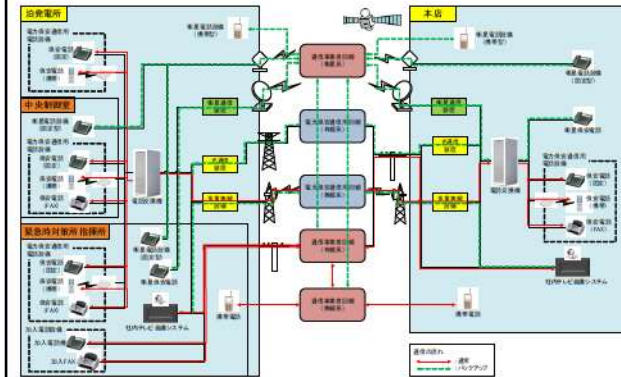


図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）



第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）
 （電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備）



第2.3.1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要
 （電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

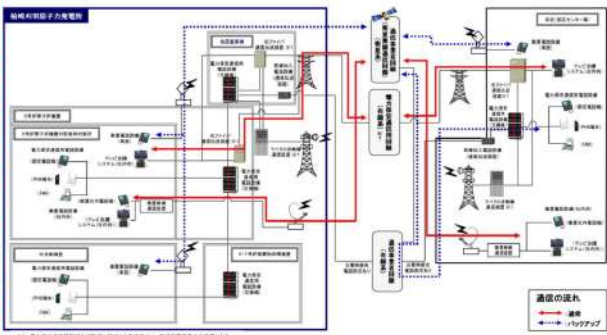


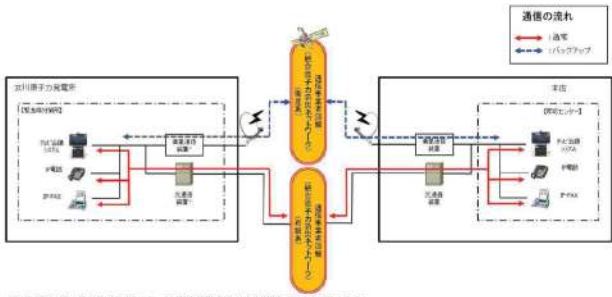
図2.3-1 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）
 （テレビ会議システム〔社内用〕、衛星電話設備〔社内用〕、衛星電話設備）

【女川】設計方針の相違
 ・2-2⑤記載のとおり

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3-2図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>		DB/SAに係る内容(当図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

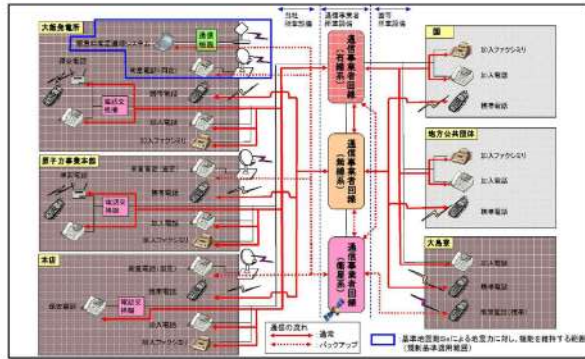
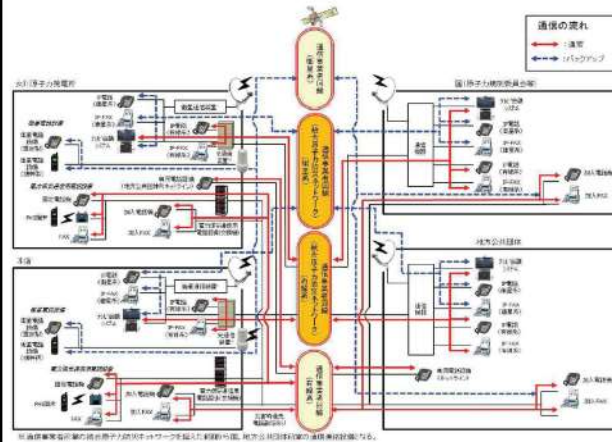
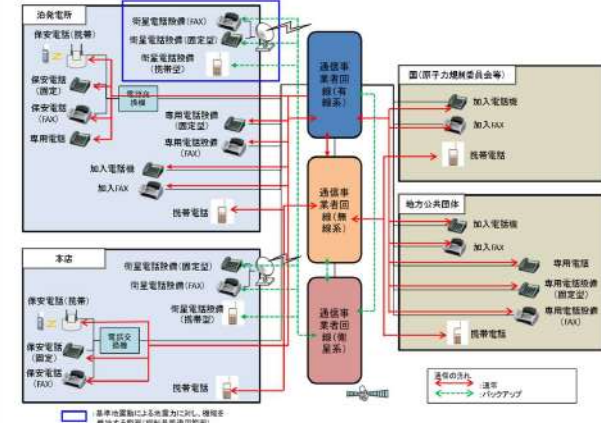


図4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所1/2）



第2.3-3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（衛星電話設備、専用電話設備〔ホットライン〕、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）



第2.3.2図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1）
 （加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話）

【女川】設計方針の相違
 ・2-2⑤記載のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

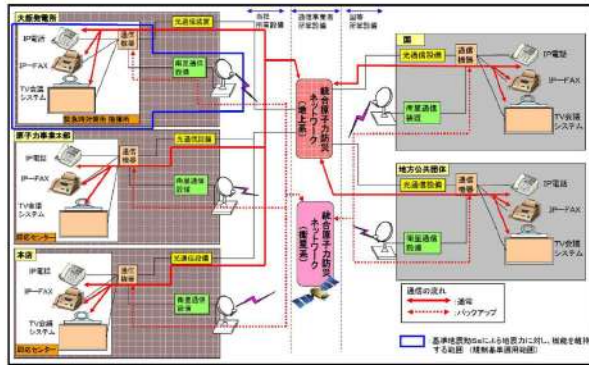


図5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所2/2）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

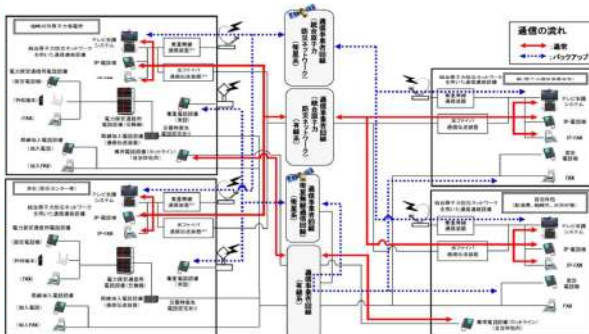
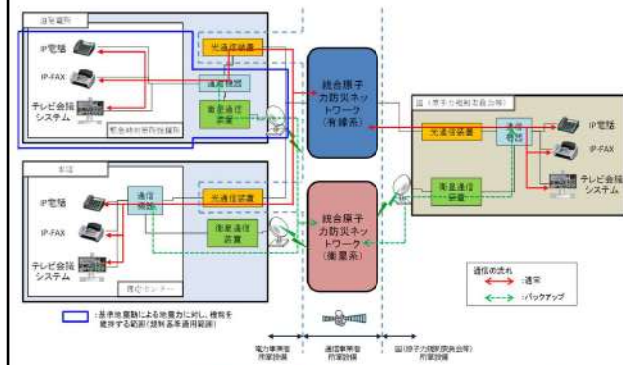


図2-3-3 通信連絡設備（発電所外（社外関係箇所））の概要



第2.3.3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）
 （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）

DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【大飯3/4号炉まとめ資料より比較のため再掲】 多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。 データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p>	<p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4.1 図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ） 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・当社は先行PWR同様に通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）を保有していない。ただし、パラメータを共有する手段として、衛星電話設備（FAX）を保有している。 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・大飯も泊と同様に統合原子力防災ネットワークおよび電力保安通信用回線の2種類の回線でデータ伝送しており、設備構成に相違は無い。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																													
<p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる。</p> <p>設備ごとに接続する通信回線について表1に記載し、その概要を図7に示す。</p>	<p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。</p> <p>なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。</p>	<p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5.1表に記載するとともに、概要を第2.5.1図に示す。</p> <p>なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】記載表現の相違・女川・泊では必ずしも専用の通信回線ではないことから、通信回線と記載。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p>																																																																																																																																																																																																													
<p>表1 多様性を確保した専用通信回線</p>	<p>第2.5-1表 多様性を確保した通信回線</p>	<p>第2.5.1表 多様性を確保した通信回線</p>																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>通信回線種別</th> <th>専用</th> <th>輻輳</th> <th>必要容量</th> <th>回線容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保安電話</td> <td rowspan="2">電力保安通信回線</td> <td>有線系(光ケーブル) 2方向</td> <td>○</td> <td>○</td> <td><無線系>有線系 <52Mbps 2512kbps <有線系> 64kbps×8回線</td> <td><無線系> 52Mbps <有線系> 6Mbps 600Mbps</td> </tr> <tr> <td>無線系(多重無線) 2方向</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急保安電話</td> <td>通信事業者回線</td> <td>無線系</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>96kbps (32kbps×3台+96kbps)</td> <td>96kbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話(可搬)</td> <td rowspan="2">通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>32kbps</td> <td>32kbps</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信回線</td> <td>有線系(光ケーブル) 2方向</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2Mbps</td> <td>10Mbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社内TV会議システム</td> <td rowspan="2">通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>384kbps</td> <td>1Mbps</td> </tr> <tr> <td>無線系(マルチケーブル)</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>10台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加入電話(災害時優先電話)</td> <td rowspan="2">通信事業者回線</td> <td>無線系</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>15台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>衛星系</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>8kbps</td> <td>144kbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td rowspan="2">TV会議システム</td> <td rowspan="2">通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)</td> <td>有線系(光ケーブル)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>472kbps^{※1} TV会議 384kbps 1台 IP電話 88kbps 1台 IP-FAX 64kbps 1台</td> <td>5Mbps</td> </tr> <tr> <td>無線系</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>210kbps TV会議 128kbps 1台 IP電話 32kbps 1台 IP-FAX 50kbps 1台</td> <td>340kbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備(全バウナード伝送システム)</td> <td rowspan="2">電力保安通信回線</td> <td>有線系(光ケーブル) 2方向</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>730kbps</td> <td>100Mbps</td> </tr> <tr> <td>無線系(多重無線) 2方向</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>730kbps</td> <td>1.5Mbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時衛星通信システム</td> <td rowspan="2">通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)</td> <td>有線系(光ケーブル)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>40kbps^{※2}</td> <td>5Mbps</td> </tr> <tr> <td>無線系</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>40kbps^{※2}</td> <td>340kbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線送受信装置</td> <td rowspan="2">無線回線</td> <td>衛星系</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>64kbps</td> <td>144kbps</td> </tr> <tr> <td>無線系</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	必要容量	回線容量	保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	<無線系>有線系 <52Mbps 2512kbps <有線系> 64kbps×8回線	<無線系> 52Mbps <有線系> 6Mbps 600Mbps	無線系(多重無線) 2方向	○	○			緊急保安電話	通信事業者回線	無線系	○	○	96kbps (32kbps×3台+96kbps)	96kbps	衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○	○	32kbps	32kbps	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	2Mbps	10Mbps	社内TV会議システム	通信事業者回線	衛星系	○	○	384kbps	1Mbps	無線系(マルチケーブル)	-	△	10台	-	加入電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	-	△	15台	-	衛星系	-	○	8kbps	144kbps	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	有線系(光ケーブル)	○	○	472kbps ^{※1} TV会議 384kbps 1台 IP電話 88kbps 1台 IP-FAX 64kbps 1台	5Mbps	無線系	○	○	210kbps TV会議 128kbps 1台 IP電話 32kbps 1台 IP-FAX 50kbps 1台	340kbps	データ伝送設備(全バウナード伝送システム)	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	730kbps	100Mbps	無線系(多重無線) 2方向	○	○	730kbps	1.5Mbps	緊急時衛星通信システム	通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	有線系(光ケーブル)	○	○	40kbps ^{※2}	5Mbps	無線系	○	○	40kbps ^{※2}	340kbps	無線送受信装置	無線回線	衛星系	-	○	64kbps	144kbps	無線系	○	○	1台	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>専用</th> <th>輻輳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>電力保安通信用 電話設備^{※1} 社内テレビ会議システム データ伝送設備</td> <td>固定電話機、FAX FAX テレビ会議 データ伝送</td> <td>電話 FAX テレビ会議 データ伝送</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>無線系回線(多重無線)</td> <td>電力保安通信用 電話設備^{※1} データ伝送設備</td> <td>固定電話機、FAX FAX SPDC伝送装置</td> <td>電話 FAX データ伝送</td> <td>○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>有線系回線(マルチケーブル)</td> <td>無線加入電話設備 (災害時優先的あり) 無線加入電話設備 (災害時優先的なし)</td> <td>加入FAX 加入FAX 加入FAX</td> <td>FAX FAX FAX</td> <td>- ○ ×**</td> </tr> <tr> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備</td> <td>衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置</td> <td>電話 電話 テレビ会議 データ伝送</td> <td>- ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信事業者回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>専用電話設備 専用電話設備 専用電話設備 (地方公共団体専用ネットワーク)</td> <td>加入電話機 加入電話機 加入FAX</td> <td>電話 電話 FAX</td> <td>○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備</td> <td>衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置</td> <td>電話 電話 テレビ会議 データ伝送</td> <td>- ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>IP-FAX テレビ会議システム IP電話 IP-FAX</td> <td>FAX テレビ会議 電話 FAX</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>無線系回線(光ケーブル)</td> <td>データ伝送設備</td> <td>SPDC伝送装置</td> <td>データ伝送</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	主要設備	機能	専用	輻輳	電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} 社内テレビ会議システム データ伝送設備	固定電話機、FAX FAX テレビ会議 データ伝送	電話 FAX テレビ会議 データ伝送	○ ○ ○ ○	無線系回線(多重無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備	固定電話機、FAX FAX SPDC伝送装置	電話 FAX データ伝送	○ ○ ○	有線系回線(マルチケーブル)	無線加入電話設備 (災害時優先的あり) 無線加入電話設備 (災害時優先的なし)	加入FAX 加入FAX 加入FAX	FAX FAX FAX	- ○ ×**	通信事業者回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○	通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備 専用電話設備 専用電話設備 (地方公共団体専用ネットワーク)	加入電話機 加入電話機 加入FAX	電話 電話 FAX	○ ○ ○	無線系回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備	IP-FAX テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	FAX テレビ会議 電話 FAX	○ ○ ○ ○	無線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	SPDC伝送装置	データ伝送	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>専用</th> <th>輻輳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>電力保安通信用 電話設備^{※1} データ伝送設備 (発電所外)</td> <td>保安電話(固定) 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送サーバ</td> <td>電話 FAX FAX データ伝送</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>無線系回線(多重無線)</td> <td>電力保安通信用 電話設備^{※1} データ伝送設備 (発電所外) 社内テレビ会議システム</td> <td>保安電話(固定) 保安電話(携帯) ISS伝送サーバ テレビ会議</td> <td>電話 FAX データ伝送 テレビ会議</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>有線系回線(マルチケーブル)</td> <td>加入電話設備 (災害時優先的あり) 加入電話設備 (災害時優先的なし)</td> <td>加入FAX 加入FAX 加入FAX</td> <td>FAX FAX FAX</td> <td>- ○ ×**</td> </tr> <tr> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備</td> <td>衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置</td> <td>電話 電話 テレビ会議 データ伝送</td> <td>- ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信事業者回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>専用電話設備 専用電話設備 専用電話設備 (災害時優先的あり)</td> <td>加入電話機 加入電話機 加入FAX 専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)</td> <td>電話 電話 FAX 電話 FAX</td> <td>○ ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備</td> <td>衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置</td> <td>電話 電話 テレビ会議 データ伝送</td> <td>- ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>IP-FAX テレビ会議システム IP電話 IP-FAX</td> <td>FAX テレビ会議 電話 FAX</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>無線系回線(光ケーブル)</td> <td>データ伝送設備</td> <td>ISS伝送サーバ</td> <td>データ伝送</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	主要設備	機能	専用	輻輳	電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備 (発電所外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送サーバ	電話 FAX FAX データ伝送	○ ○ ○ ○	無線系回線(多重無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備 (発電所外) 社内テレビ会議システム	保安電話(固定) 保安電話(携帯) ISS伝送サーバ テレビ会議	電話 FAX データ伝送 テレビ会議	○ ○ ○ ○	有線系回線(マルチケーブル)	加入電話設備 (災害時優先的あり) 加入電話設備 (災害時優先的なし)	加入FAX 加入FAX 加入FAX	FAX FAX FAX	- ○ ×**	通信事業者回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○	通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備 専用電話設備 専用電話設備 (災害時優先的あり)	加入電話機 加入電話機 加入FAX 専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	電話 電話 FAX 電話 FAX	○ ○ ○ ○ ○	無線系回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備	IP-FAX テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	FAX テレビ会議 電話 FAX	○ ○ ○ ○	無線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	ISS伝送サーバ	データ伝送	○	<p>※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能 ※2：制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定 ※3：制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能</p> <p>【凡例】・専用 ○：専用回線 -：非専用回線 ・制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない、×：制限の恐れがある</p>
主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	必要容量	回線容量																																																																																																																																																																																																											
保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	<無線系>有線系 <52Mbps 2512kbps <有線系> 64kbps×8回線	<無線系> 52Mbps <有線系> 6Mbps 600Mbps																																																																																																																																																																																																										
		無線系(多重無線) 2方向	○	○																																																																																																																																																																																																												
緊急保安電話	通信事業者回線	無線系	○	○	96kbps (32kbps×3台+96kbps)	96kbps																																																																																																																																																																																																										
衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○	○	32kbps	32kbps																																																																																																																																																																																																										
		電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	2Mbps	10Mbps																																																																																																																																																																																																									
社内TV会議システム	通信事業者回線	衛星系	○	○	384kbps	1Mbps																																																																																																																																																																																																										
		無線系(マルチケーブル)	-	△	10台	-																																																																																																																																																																																																										
加入電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	-	△	15台	-																																																																																																																																																																																																										
		衛星系	-	○	8kbps	144kbps																																																																																																																																																																																																										
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	有線系(光ケーブル)	○	○	472kbps ^{※1} TV会議 384kbps 1台 IP電話 88kbps 1台 IP-FAX 64kbps 1台	5Mbps																																																																																																																																																																																																									
			無線系	○	○	210kbps TV会議 128kbps 1台 IP電話 32kbps 1台 IP-FAX 50kbps 1台	340kbps																																																																																																																																																																																																									
データ伝送設備(全バウナード伝送システム)	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	730kbps	100Mbps																																																																																																																																																																																																										
		無線系(多重無線) 2方向	○	○	730kbps	1.5Mbps																																																																																																																																																																																																										
緊急時衛星通信システム	通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	有線系(光ケーブル)	○	○	40kbps ^{※2}	5Mbps																																																																																																																																																																																																										
		無線系	○	○	40kbps ^{※2}	340kbps																																																																																																																																																																																																										
無線送受信装置	無線回線	衛星系	-	○	64kbps	144kbps																																																																																																																																																																																																										
		無線系	○	○	1台	-																																																																																																																																																																																																										
通信回線種別	主要設備	機能	専用	輻輳																																																																																																																																																																																																												
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} 社内テレビ会議システム データ伝送設備	固定電話機、FAX FAX テレビ会議 データ伝送	電話 FAX テレビ会議 データ伝送	○ ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	無線系回線(多重無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備	固定電話機、FAX FAX SPDC伝送装置	電話 FAX データ伝送	○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	有線系回線(マルチケーブル)	無線加入電話設備 (災害時優先的あり) 無線加入電話設備 (災害時優先的なし)	加入FAX 加入FAX 加入FAX	FAX FAX FAX	- ○ ×**																																																																																																																																																																																																											
	通信事業者回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備 専用電話設備 専用電話設備 (地方公共団体専用ネットワーク)	加入電話機 加入電話機 加入FAX	電話 電話 FAX	○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	無線系回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備	IP-FAX テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	FAX テレビ会議 電話 FAX	○ ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	無線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	SPDC伝送装置	データ伝送	○																																																																																																																																																																																																											
通信回線種別	主要設備	機能	専用	輻輳																																																																																																																																																																																																												
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備 (発電所外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送サーバ	電話 FAX FAX データ伝送	○ ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	無線系回線(多重無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} データ伝送設備 (発電所外) 社内テレビ会議システム	保安電話(固定) 保安電話(携帯) ISS伝送サーバ テレビ会議	電話 FAX データ伝送 テレビ会議	○ ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	有線系回線(マルチケーブル)	加入電話設備 (災害時優先的あり) 加入電話設備 (災害時優先的なし)	加入FAX 加入FAX 加入FAX	FAX FAX FAX	- ○ ×**																																																																																																																																																																																																											
	通信事業者回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備 専用電話設備 専用電話設備 (災害時優先的あり)	加入電話機 加入電話機 加入FAX 専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	電話 電話 FAX 電話 FAX	○ ○ ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	無線系回線	衛星系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム データ伝送設備	衛星系回線(固定型) 衛星系回線(携帯型) 衛星系回線(固定型) SPDC伝送装置	電話 電話 テレビ会議 データ伝送	- ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備	IP-FAX テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	FAX テレビ会議 電話 FAX	○ ○ ○ ○																																																																																																																																																																																																											
	無線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	ISS伝送サーバ	データ伝送	○																																																																																																																																																																																																											
<p>【凡例】 ○：輻輳の恐れなし、○：輻輳の恐れが少ない、△：一部回線に比べ制限されない、×：輻輳の恐れがある</p> <p>※1：輻輳発生率が低い。5Mbpsまでの定常通信で確保する。 ※2：専用回線でデータ伝送しており、専用線の必要量の最大値を記載。</p>	<p>※1：無線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能 ※2：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定 ※3：通信の制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能</p> <p>【凡例】・専用 ○：専用回線、-：非専用回線 ・通信の制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない、×：制限の恐れがある</p>	<p>※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能 ※2：制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定 ※3：制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能</p> <p>【凡例】・専用 ○：専用回線 -：非専用回線 ・制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない、×：制限の恐れがある</p>																																																																																																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

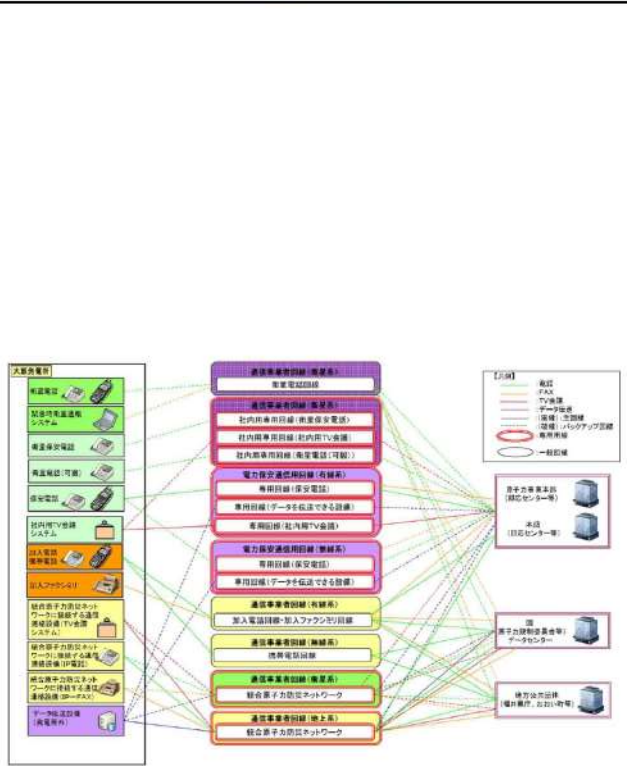
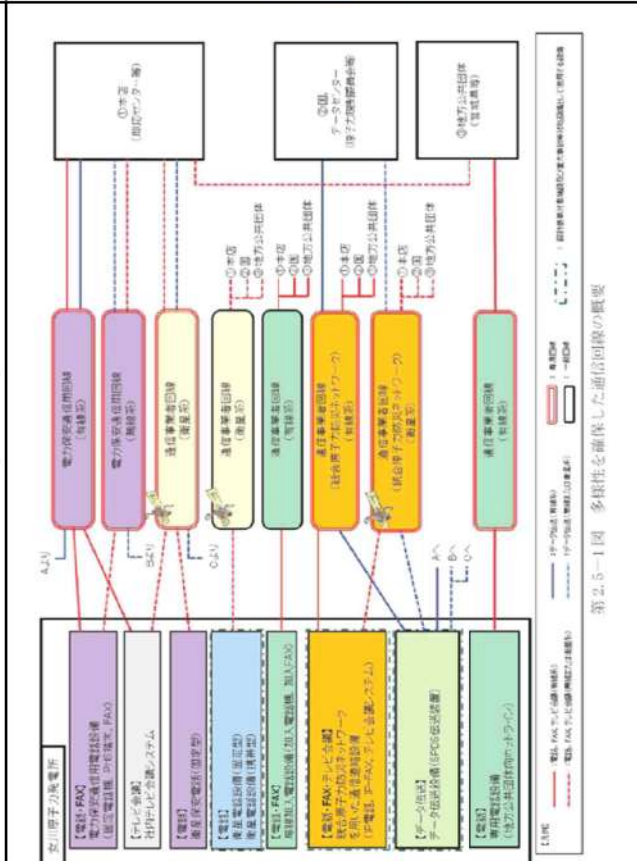


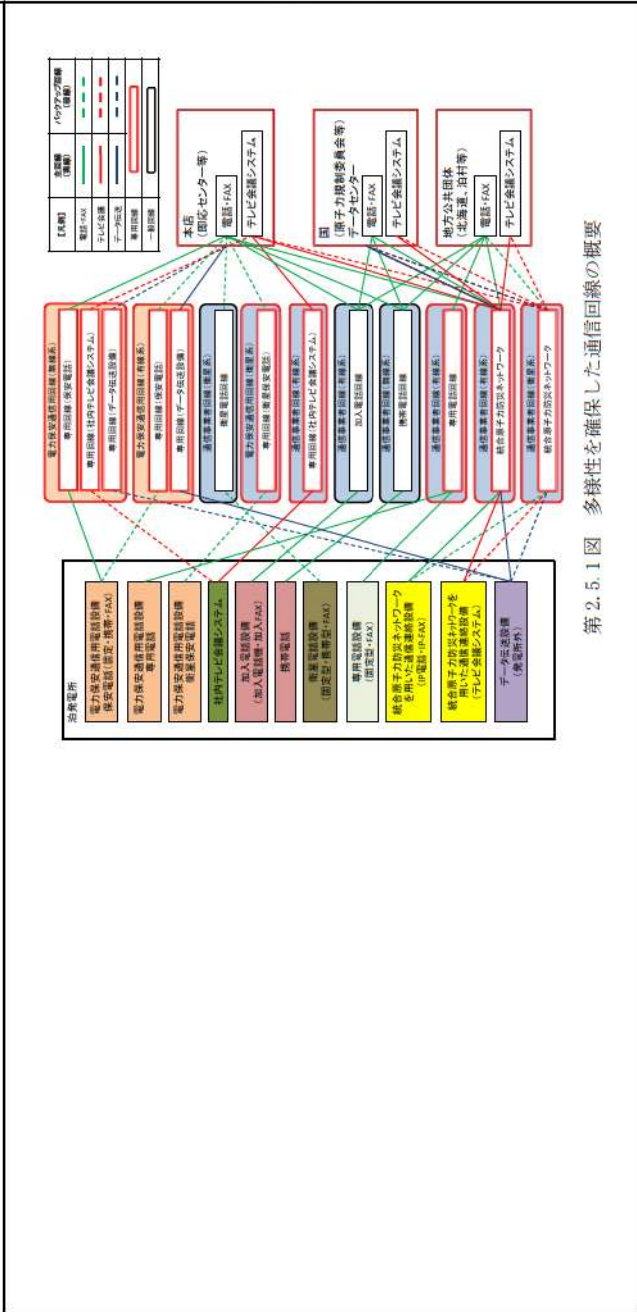
図7 多様性を確保した専用通信回線概要

女川原子力発電所2号炉



第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要

泊発電所3号炉



第2.5.1図 多様性を確保した通信回線の概要

相違理由
 DBに係る内容（当ペー
 ジ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p> <p>図8は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源供給系統を示している。図には、非常用所内電源（4-2D2, 4-4D2, 4-3A, 4-4A）、常用所内電源（4-3C2, 4-4C2）から供給される電力が、3A, 4A, 3C, 4Cの各母線を経由して、保安電話、通信用非常用電源装置、航行計連絡装置、衛星電話（固定）などの通信設備に供給されていることが確認できる。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-1図は、中央制御室における通信連絡設備の電源供給系統を示している。図には、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、ガスタービン発電機、電源車などの設備が、通信連絡設備に電力を供給していることが確認できる。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6.1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表及び第表2.6.2表に示す。</p> <p>第2.6.1図は、中央制御室における通信連絡設備の電源供給系統を示している。図には、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、代替非常用発電機、可搬型代替電源車などの設備が、通信連絡設備に電力を供給していることが確認できる。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）・女川・泊ともに、大飯と同様DBの通信連絡設備の電源にくわえ、SA時の通信連絡設備の電源についても記載している（実質同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能な設計とする。概要を図2.6-3に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を表2.6-1、表2.6-2、表2.6-3及び表2.6-4に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6.2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表及び第2.6.3表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

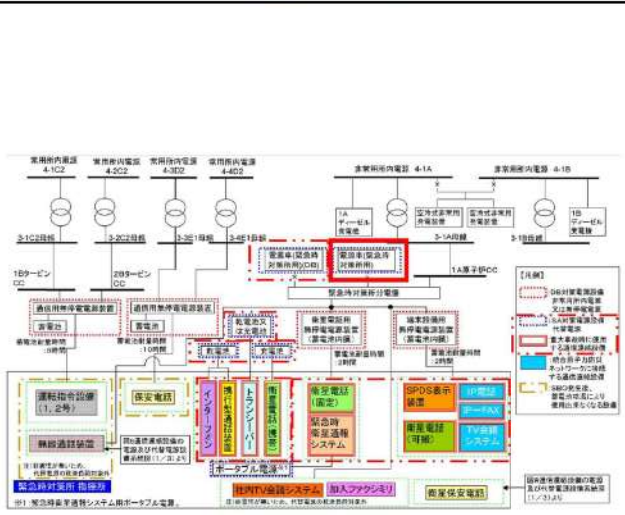


図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

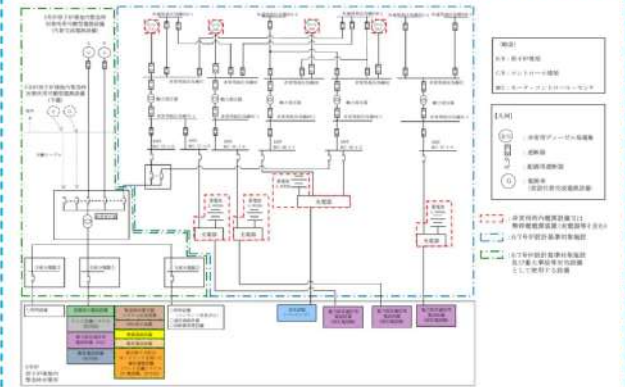
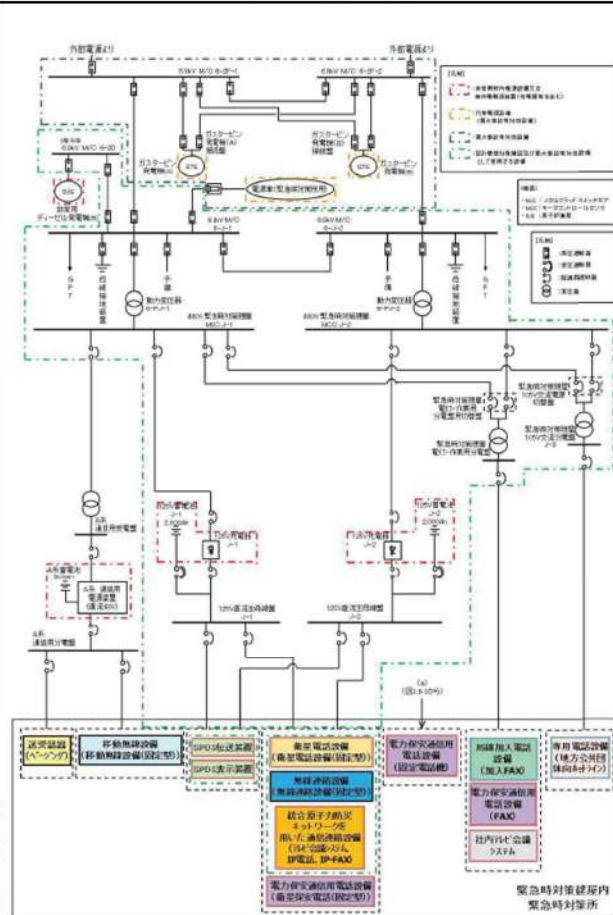


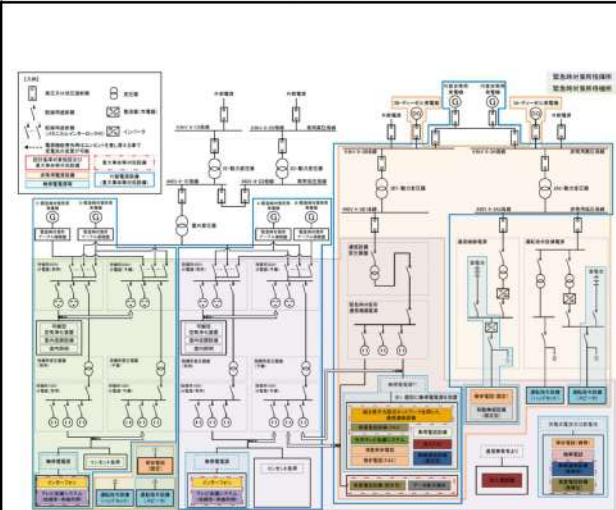
図2.6-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成

女川原子力発電所2号炉



第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成

泊発電所3号炉



第2.6.2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成

相違理由

【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第2.6.3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表、第2.6.3表及び第2.6.4表に示す。</p> <p>第2.6.3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【大飯】設計方針の相違（女川審査実績を反映）・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表2 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(1/2)

運用種別	主要設備	電源	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送装置	事故一斉放送装置	なし
	遠転指令設備	1号及び2号炉送受設備 3号及び4号炉送受設備	定常用内電源、遠転用無停電電源装置**
通信設備 (発電所内)	電力保安設備用電話	保安電話	固定・非常用内電源、遠転用無停電電源装置** 蓄電池
	機内直通設備	機内直通設備	乾電池
	インターフォン	固定・非常用内電源、蓄電池**、後継電話機用停電電源装置**、電源車(緊急時対策用)(DB)	固定・非常用内電源装置 蓄電池
	無線通信装置	機内直通設備	乾電池
データ伝送設備 (発電所内)	安全システム表示システム(SPS)	定常用内電源	定常・非常用内電源装置
	SPS表示装置	定常用内電源	定常・非常用内電源装置

注1) 警報装置の運用種別については、運用中の警報装置の運用種別を記載する。
 注2) 警報装置は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注3) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注4) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注5) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注6) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注7) 警報装置の運用種別については、運用中の警報装置の運用種別を記載する。
 注8) 警報装置は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注9) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注10) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注11) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.4-1 通信連絡設備(発電所内)の電源設備(その1)

運用種別	主要設備	電源	代替電源設備
警報装置	警報装置(非常用)	4号炉1号炉 中継電源	乾電池*
	警報装置(非常用)	3号炉1号炉 中継電源	乾電池*
遠転設備 (警報装置を含む)	遠転設備	4号炉1号炉 中継電源	非常用ディーゼル発電機 (保安用)
	遠転設備	3号炉1号炉 中継電源	非常用ディーゼル発電機 (保安用)
無線通信設備	無線通信設備(機内)	4号炉1号炉 中継電源	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置
	無線通信設備(機外)	3号炉1号炉 中継電源	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置
データ伝送設備	データ伝送設備(機内)	4号炉1号炉 中継電源	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置
	データ伝送設備(機外)	3号炉1号炉 中継電源	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置

注1) 発電所より1号炉の遠転設備は、保安、非常用中継電源を必要とし、中継電源を必要とすることにより遠転設備としての機能が実現する。
 注2) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注3) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注4) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注5) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注6) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注7) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注8) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注9) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注10) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注11) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。

注1) 設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注2) 重大事故等対策設備

女川原子力発電所2号炉

第2.6-1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備

運用種別	主要設備	電源	代替電源設備
警報装置	警報装置(非常用)	非常用電源	非常用電源
	警報装置(非常用)	非常用電源	非常用電源
遠転設備 (警報装置を含む)	遠転設備	非常用電源	非常用電源
	遠転設備	非常用電源	非常用電源
無線通信設備	無線通信設備(機内)	非常用電源	非常用電源
	無線通信設備(機外)	非常用電源	非常用電源
データ伝送設備	データ伝送設備(機内)	非常用電源	非常用電源
	データ伝送設備(機外)	非常用電源	非常用電源

注1) 発電所より1号炉の遠転設備は、保安、非常用中継電源を必要とし、中継電源を必要とすることにより遠転設備としての機能が実現する。
 注2) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注3) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注4) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注5) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注6) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注7) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注8) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注9) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注10) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注11) 本表は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。

注1) 設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注2) 重大事故等対策設備

泊発電所3号炉

第2.6.1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備

運用種別	主要設備	非常用内電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備
警報装置	警報装置(非常用)	非常用電源	非常用電源
	警報装置(非常用)	非常用電源	非常用電源
遠転設備 (警報装置を含む)	遠転設備	非常用電源	非常用電源
	遠転設備	非常用電源	非常用電源
無線通信設備	無線通信設備(機内)	非常用電源	非常用電源
	無線通信設備(機外)	非常用電源	非常用電源
データ伝送設備	データ伝送設備(機内)	非常用電源	非常用電源
	データ伝送設備(機外)	非常用電源	非常用電源

注1) 発電所内にて自備として通信可能な数値の予備乾電池を配備する。
 注2) 乾電池は、緊急時対策用設備(保安)を必要とする場合があるため、運用中の警報装置は、運用中の警報装置である。
 注3) 遠転設備(蓄電池)にて約2時間使用可能。
 注4) 無線機用電源(蓄電池)にて約36時間使用可能。
 注5) 放射能検測車の車載型電源により連続通話可能

注1) 設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注2) 重大事故等対策設備

相違理由
 DB/SAに係る内容(当ページ)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備	
通信種別 (発電所外)	加入電話	不審(遠征事業者文機機内設置)	なし	
	加入ファクシマ	電源系(緊急時対策用)(0)	なし	
	検察電話	発電車	なし	
	電力保安設備用電話設備	保安電話	認定: 常用所内電源、遠征用無停電電源装置 ^{※1} 、機内: 常用所内電源、遠征用無停電電源装置 ^{※1} 、発電車	認定: GL、機内: GL
		保安保安電話	認定: 非常用内電源、予一予二広域送電線路切替装置用無停電電源装置 ^{※2}	認定: 空冷式非常用発電機
	緊急電話	認定: 機内	認定: 非常用内電源、発電機 ^{※3} 、機内電話用無停電電源装置 ^{※4} 、定額機(緊急時対策用)(0)	認定: 空冷式非常用発電機 ^{※5} 、機内: 発電車
		可動	認定: 非常用内電源、遠征用無停電電源装置 ^{※1} 、機内電話用無停電電源装置 ^{※4} 、定額機(緊急時対策用)(0)	認定: 空冷式非常用発電機 ^{※5}
	社内TV会議システム	電源系(緊急時対策用)(0)	なし	
	無線連絡装置	認定: 非常用内電源、遠征用無停電電源装置 ^{※1} 、機内電話用無停電電源装置 ^{※4} 、定額機(緊急時対策用)(0)	なし	
	統合電子防犯ネットワークに接続する画像連絡設備	TV会議システム、IP電話、IP-FAX	電源系(緊急時対策用)(0)、機内電話用無停電電源装置	電源車(緊急時対策用)
緊急時衛星連絡システム	緊急時衛星連絡システム	電源系(緊急時対策用)(0)、機内電話用無停電電源装置 ^{※6}	電源車(緊急時対策用)、ポータブル電源 ^{※7}	
予一予二広域送電設備(発電所外)	安全パラメータ表示システム(SPOS)認定パラメータ表示システム	非常用内電源、予一予二広域送電線路切替装置用無停電電源装置 ^{※2}	空冷式非常用発電機	

※1: 非常用内電源: 緊急時対策用代替電源、電源系(緊急時対策用)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※2: 予一予二広域送電線路切替装置: 予一予二広域送電線路切替装置から発電可能であり、非常用電源である。
 ※3: 機内電話用無停電電源装置: 機内電話用無停電電源装置から発電可能であり、非常用電源である。
 ※4: 定額機(緊急時対策用): 定額機(緊急時対策用)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※5: 空冷式非常用発電機: 空冷式非常用発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※6: 機内電話用無停電電源装置: 機内電話用無停電電源装置から発電可能であり、非常用電源である。
 ※7: 定額機(緊急時対策用): 定額機(緊急時対策用)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※8: 機内電話用無停電電源装置: 機内電話用無停電電源装置から発電可能であり、非常用電源である。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.6-2 通信連絡設備(発電所内)の電源設備(その2)

通信種別	主要設備	非常用内電源設備 (非常用内電源装置)	代替電源設備
発電所内 電力保安設備用 電話設備	保安電話設備	8号炉予1号炉 非常用内電源 非常用ディーゼル発電機 定額機(緊急時対策用)	第一0号炉(非常用内電源装置) 電源車(可動型代替電源装置) (非常用内電源装置)
	FAS 機内	8号炉予2号炉 非常用内電源 非常用ディーゼル発電機	第一0号炉(非常用内電源装置) 電源車(可動型代替電源装置) (非常用内電源装置)
		8号炉予3号炉 非常用内電源 非常用ディーゼル発電機	第一0号炉(非常用内電源装置) 電源車(可動型代替電源装置) (非常用内電源装置)
	FAS 機外	8号炉予1号炉 非常用内電源 非常用ディーゼル発電機	第一0号炉(非常用内電源装置) 電源車(可動型代替電源装置) (非常用内電源装置)
		8号炉予2号炉 非常用内電源 非常用ディーゼル発電機	第一0号炉(非常用内電源装置) 電源車(可動型代替電源装置) (非常用内電源装置)

※1: 非常用内電源: 8号炉予1号炉、予2号炉、予3号炉の非常用内電源装置と発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※2: 非常用ディーゼル発電機: 非常用ディーゼル発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※3: 定額機(緊急時対策用): 定額機(緊急時対策用)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※4: 第一0号炉(非常用内電源装置): 第一0号炉の非常用内電源装置から発電可能であり、非常用電源である。
 ※5: 電源車(可動型代替電源装置): 電源車(可動型代替電源装置)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※6: 非常用内電源装置: 非常用内電源装置から発電可能であり、非常用電源である。

■: 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備
 ■: 重大事故等対処設備として使用する設備

女川原子力発電所2号炉

第2.6-2表 通信連絡設備(発電所内及び発電所外)の電源設備(その1)

通信種別	主要設備	非常用内電源設備 (非常用内電源装置)	代替電源設備
発電所外 電力保安設備用電話設備	保安電話	非常用内電源	非常用ディーゼル発電機 定額機(緊急時対策用)
		非常用内電源	非常用ディーゼル発電機 定額機(緊急時対策用)
	緊急電話	非常用内電源	非常用ディーゼル発電機 定額機(緊急時対策用)
		非常用内電源	非常用ディーゼル発電機 定額機(緊急時対策用)

※1: 非常用内電源: 8号炉予1号炉、予2号炉、予3号炉の非常用内電源装置と発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※2: 非常用ディーゼル発電機: 非常用ディーゼル発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※3: 定額機(緊急時対策用): 定額機(緊急時対策用)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※4: 第一0号炉(非常用内電源装置): 第一0号炉の非常用内電源装置から発電可能であり、非常用電源である。
 ※5: 電源車(可動型代替電源装置): 電源車(可動型代替電源装置)から発電可能であり、非常用電源である。

■: 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備
 ■: 重大事故等対処設備として使用する設備

泊発電所3号炉

第2.6.2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内電源設備 (非常用内電源装置)	代替電源設備
加入電話設備	加入電話機	認定事業者の認定からの給電	—
	加入FAX	認定事業者の認定からの給電 ディーゼル発電機 無停電電源	代替非常用内電源(高圧代替交流電源設備) 緊急時対策用内電源 (緊急時対策用内電源装置)
電力保安設備用電話設備	保安電話	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	保安電話(機内)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	保安電話(機外)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	非常用保安電話	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	専用電話	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
専用電話設備	専用電話設備(固定型)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	専用電話設備(OAX)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
緊急電話設備	緊急電話設備(固定型)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	緊急電話設備(OAX)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	緊急電話設備(機内)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	緊急電話設備(機外)	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
統合電子防犯ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	IP-FAX	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
	テレビ会議システム	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}
社内テレビ会議システム	認定: 非常用内電源 ^{※1}	非常用内電源 ^{※1}	

※1: 非常用内電源: 8号炉予1号炉、予2号炉、予3号炉の非常用内電源装置と発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※2: 非常用ディーゼル発電機: 非常用ディーゼル発電機から発電可能であり、非常用電源である。
 ※3: 定額機(緊急時対策用): 定額機(緊急時対策用)から発電可能であり、非常用電源である。
 ※4: 第一0号炉(非常用内電源装置): 第一0号炉の非常用内電源装置から発電可能であり、非常用電源である。
 ※5: 電源車(可動型代替電源装置): 電源車(可動型代替電源装置)から発電可能であり、非常用電源である。

■: 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備
 ■: 重大事故等対処設備として使用する設備

相違理由

【女川】記載方針の相違・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備(発電所内・外)、データ伝送設備(発電所内・外)で整理している。

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-3 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用所内電源設備 又は無停電電源設備	代替電源設備
安全システム (安全システム内用)	データ収録装置	1号炉 プログラム記録機	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	データ収録装置	2号炉 プログラム記録機	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
発電所内用	緊急時対応用安全システム電源装置	1号炉 緊急時対応用安全システム電源装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	緊急時対応用安全システム電源装置	2号炉 緊急時対応用安全システム電源装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
緊急時対応用	緊急時対応用電源装置 (可動)	1号炉 緊急時対応用電源装置 (可動)	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	緊急時対応用電源装置 (可動)	2号炉 緊急時対応用電源装置 (可動)	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)

注1：1号炉、2号炉の電源設備
 注2：緊急時対応用安全システム電源装置は、緊急時対応用電源装置と同様に、1号炉、2号炉の電源設備と同等の信頼性を確保している。
 注3：緊急時対応用安全システム電源装置は、緊急時対応用電源装置と同様に、1号炉、2号炉の電源設備と同等の信頼性を確保している。

注4：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注5：重大事故等対策設備

女川原子力発電所2号炉

第2.6-3表 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備（その2）

通信種別	主要設備	非常用所内電源設備 又は無停電電源設備	代替電源設備
データ収録装置	データ収録装置	1号炉 プログラム記録機	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	データ収録装置	2号炉 プログラム記録機	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
緊急時対応用	緊急時対応用電源装置 (可動)	1号炉 緊急時対応用電源装置 (可動)	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	緊急時対応用電源装置 (可動)	2号炉 緊急時対応用電源装置 (可動)	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)

注1：充電式電池による約1時間使用可能。また、1号炉用電源として1号炉の緊急時対応用電源設備と同等の信頼性を確保している。
 注2：無停電電源にて約1時間使用可能。

注3：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注4：重大事故等対策設備

第2.6-4表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用所内電源設備 又は無停電電源設備	代替電源設備
遠隔監視装置	遠隔監視装置	1号炉 遠隔監視装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	遠隔監視装置	2号炉 遠隔監視装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
緊急時対応用安全システム電源装置	緊急時対応用安全システム電源装置	1号炉 緊急時対応用安全システム電源装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	緊急時対応用安全システム電源装置	2号炉 緊急時対応用安全システム電源装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
緊急時対応用電源装置 (可動)	緊急時対応用電源装置 (可動)	1号炉 緊急時対応用電源装置 (可動)	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	緊急時対応用電源装置 (可動)	2号炉 緊急時対応用電源装置 (可動)	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)

注1：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注2：重大事故等対策設備

泊発電所3号炉

第2.6.3表 データ伝送設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用所内電源設備 又は無停電電源設備	代替電源設備
データ伝送設備 (発電所内)	データ表示端末	データ伝送装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	データ収集計算機	データ伝送装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)

注1：充電式電池は、代替非常用発電機又は緊急時対応用電源設備から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 注2：無停電電源にて約1時間使用可能。

注3：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注4：重大事故等対策設備

第2.6.4表 データ伝送設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用所内電源設備 又は無停電電源設備	代替電源設備
データ伝送設備 (発電所外)	データ収集計算機	データ伝送装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)
	BSS伝送サーバ	データ伝送装置	代替非常用発電機 (常設代替交流電源設備) 緊急時対応用発電機 (緊急時対応用代替交流電源設備)

注1：無停電電源にて約1時間使用可能。

注2：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 注3：重大事故等対策設備

相違理由
 DB/SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している。
 【柏崎】記載方針の相違2-3㉔のとおり

【女川】記載方針の相違・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>		<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7.1図に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】記載方針の相違（大阪審査実績の反映） ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大阪審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカー設計が同様である大阪の耐震性確保の範囲は泊と同様である。 （女川に記載がないため、大阪との相違識別）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・大阪：SPDSデータ、泊：SPDSパラメータ</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【大阪】記載方針の相違 大阪ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

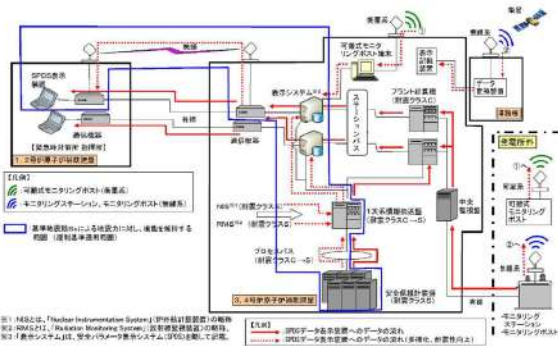


図11 緊急時対策所のSPDSデータ表示概要図

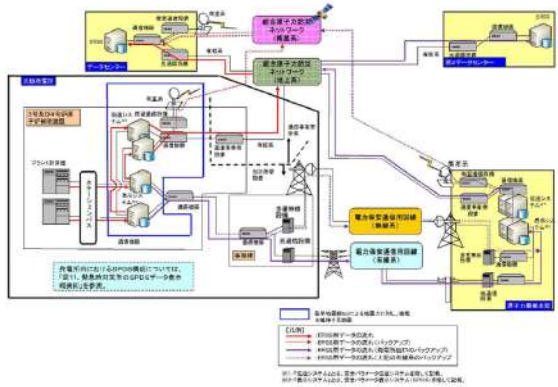
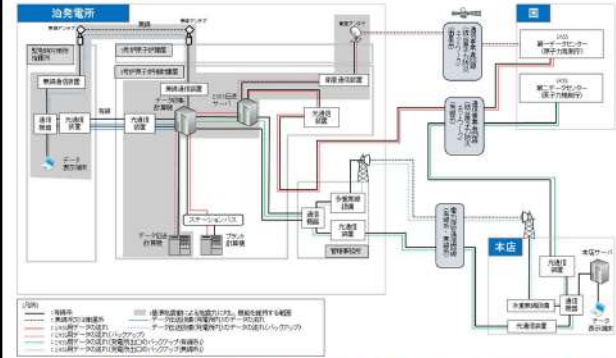


図12 緊急時対策支援システム(ERSS)等へ伝送できる設備概要



第2.7.1図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震性の概要

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉			
参考1. 通信連絡設備の一覧 発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1~7に記載する。			
表1 警報装置			
主要設備	台数・設置場所	新規別置形式 既存/新設	写真
事故一斉放送装置	1式	○	 運転指令設備のスピーカーを使用

表2 発電所内の通信設備（発電所内）（1/2）			
主要設備	台数・設置場所	新規別置形式 既存/新設	写真
運転指令設備	1、2号炉 送受信機 全体台数：200台 緊急時対策用 指播所：1台 事務所等：199台	○	
	3、4号炉 送受信機 全体台数：270台 中央制御室：14台 事務所等：256台	○	
電力保安運用 電話設備*	保安電話 (固定) 全体台数：約680台 緊急時対策用 指播所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○	
	保安電話 (携帯) 全体台数：約680台 緊急時対策用 指播所：10台 緊急時対策用 指播場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：668台	○	
トランシーバー	全体台数：33台（予備3台含む） 緊急時対策用 指播所：33台（予備3台）	○	
機軸連絡装置	全体台数：2台** 緊急時対策用 指播所：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台	△	

* 1：固定型専用機を含む。
 ** 2：緊急時対策用指播所が固定型、移動式放射能測定装置（モニタ車）は半固定型である。
 △：機軸連絡装置は、機軸連絡専用機でなく、机上型に改造したVTR設備。

女川原子力発電所2号炉				
参考1. 通信連絡設備の一覧 発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。 通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。 重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。 保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				
参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内）） 通信連絡設備（発電所内）（1/4）				
主要設備	台数・保管場所	新規別置形式		写真
		既存	新設	
送受信機 (バーゼンダ) (警報装置を含む)	927台 ・中央制御室：17台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：908台	○		
	935台 ・中央制御室：11台 ・緊急時対策所：2台 ・事務建屋等：922台	○		

* 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）（2/4）			
主要設備	台数・保管場所	新規別置形式 既存/新設	写真
固定電話機	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○	
電力保安通信用 電話設備*	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○	
	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○	

*：発電所内用と発電所外用で共有
 *：台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉				相違理由
参考1. 通信連絡設備の一覧 発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。 通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。 重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。 保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				DB/SAに係る内容（当ページ）
参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内）） 通信連絡設備（発電所内）				
主要設備	台数・保管場所	新規別置形式 既存/新設	写真	
運転指令設備 (警報装置を含む)	122台 ・緊急時対策用指播所：1台 ・緊急時対策用指播所：1台 ・中央制御室：40台 ・事務所：81台	○		
	1式	○		
電力保安通信用 電話設備**	保安電話(固定) 約400台 ・中央制御室：100台	○		
	保安電話(携帯) 約1,600台 ・発電所内：約1,400台 ・全電機：約2,000台	○		
	2台 ・緊急時対策用指播所：1台 ・中央制御室：1台	○		
機軸連絡装置	機軸連絡装置 24台(予備12台含む) ・中央制御室：12台 ・事務所：12台	○		
機軸連絡装置**	機軸連絡装置** 28台 ・機軸連絡装置：28台	○		
保安電話設備**	保安電話設備(固定型) 4台 ・緊急時対策用指播所：3台 ・中央制御室：1台	○		
	保安電話設備(携帯型) 28台 ・緊急時対策用指播所：15台 ・中央制御室：3台 ・機軸連絡装置：10台 ・支機庫：20台	○		
機軸連絡装置**	機軸連絡装置(固定型) 2台 ・緊急時対策用指播所：1台 ・中央制御室：1台	○		
	機軸連絡装置(携帯型) 27台 ・緊急時対策用指播所：4台 ・中央制御室：4台 ・機軸連絡装置：19台 ・支機庫：27台	○		
機軸連絡装置	機軸連絡装置(固定型) 1台 ・緊急時対策用指播所：1台	○		
	機軸連絡装置(携帯型) 1台 ・機軸連絡装置：1台	○		

(注1)：機軸連絡装置は機軸連絡専用機
 (注2)：機軸連絡装置は機軸連絡専用機及び機軸連絡専用機ともに使用する。
 *：台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)
 ・大飯は警報装置を独立して表に記載
 ・表構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉

表3 発電所内の通信設備（発電所内）（2/2）

主要設備	台数・設置場所	新規格基準表示		写真
		既存	新規	
携行型通話装置	本体台数：38台（予備9台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：18台 事務棟等：16台	○		
通話装置用ケーブル	本体台数：20台 原子炉補助建屋：11台 事務棟等：9台	○		
衛星電話 ^{※1}	固定 本体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：5台（予備5台） 中央制御室：5台（予備5台）	○		
	携帯 本体台数：36台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：10台（予備10台） 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置（モニター車）：1台 電源車等：16台	○		
インターフォン	本体台数：6台（予備2台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台（予備1台） 緊急時対策所 待機場所：2台（予備1台）	○		

※1：発電所内用のみ。

女川原子力発電所2号炉

通信連絡設備（発電所内）（3/4）

主要設備	台数・保管場所	新規格基準表示		写真
		既存	新規	
携行型通話装置	30台 ・中央制御室：10台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：10台	○		
中継用ケーブルドラム	5台 ・中央制御室：3台 ・緊急時対策所：2台	○		
移動無線設備	5台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：3台	○		
	1台 ・放射能測定車	○		
無線連絡設備	7台 ・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台	○		 無線連絡設備用 固定装置 無線連絡設備用 アンテナ 【イメージ】
	43台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：38台	○		 【イメージ】

*台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）（4/4）

主要設備	台数・保管場所	新規格基準表示		写真
		既存	新規	
衛星電話設備 [※]	7台 ・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務棟等：1台	○		 衛星電話設備用 固定装置  衛星電話設備用 アンテナ 【イメージ】
	16台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務棟等：3台	○		 【イメージ】

※：発電所内と発電所外で共用

*台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉

相違理由

【大阪】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表4 発電所外の通信設備（発電所外）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真
		社内	社外	既存	新規	
電力保安 責任用電話 設備	全体台数：約580台 緊急時対策用 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○	○	○		
保安電話 （携帯）	全体台数：約890台 緊急時対策用 指揮所：10台 緊急時対策用 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：868台	○	○	○		
衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策用 指揮所：2台 事務所等：1台	○	○	○		
衛星電話 （携帯）	全体台数：2台（予備1台含む） 緊急時対策用 指揮所：1台 （予備1台）	○			△	
加入電話	全体台数：23台（110台） 緊急時対策用 指揮所：5台（5台） 中央制御室：1台（1台） 事務所等：17台（4台）	○	○	○		
加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策用 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○	○	△		

注1：発電所内用を意味。
 注2：災害時保安電話の台数を再掲。
 ○：凡例
 △：規制基準でなく、自主的に設置している設備。

表5 発電所外の通信設備（発電所外）（2/3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真
		社内	社外	既存	新規	
携帯電話	全体台数：83台（15台） ^{注1}	○	○	○		
統合原子力 防災ネット ワークに 接続する 通信連絡設備	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策用 指揮所：1台 事務所：1台		○	○		
通信連絡設備	IP電話 全体台数：9台 緊急時対策用 指揮所：3台 事務所：6台		○	○		
	IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策用 指揮所：2台 事務所：3台		○	○		
衛星電話 ^{注1}	固定 全体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策用 指揮所：5台（予備5台） 中央制御室：5台（予備5台）	○	○	○		
	携帯 全体台数：38台（予備10台含む） 緊急時対策用 指揮所：10台（予備10台） 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台 事務所等：16台	○	○	○		

注1：発電所内用を意味。
 注2：災害時保安電話の台数を再掲。

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））
 通信連絡設備（発電所外）（1/3）

主要設備	台数・保管場所	新規制基準適合性		写真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備 ^注	固定電話機 329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○		
	PHS端末 507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○		
	FAX 12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○		
	衛星保安電話 （固定型） 2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋：1台	○		

注：発電所内と発電所外で共用
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉

参考第1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））
 通信連絡設備（発電所外）（1/2）

主要設備	台数・保管場所	新規制基準適合性		写真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） ^{注1} 約400台 ・発電所内 約5400台	○		
	保安電話（携帯） ^{注1} 約1,800台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,600台	○		
	保安電話（FAX） ^{注1} 2台 ・緊急時対策所指揮所 1台 ・中央制御室 1台	○		
	衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○		
	専用電話 1台 ・中央制御室 1台	○		
加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所指揮所 2台	○		
	加入FAX 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○		
携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○		
	衛星電話設備（固定型） ^{注1} 4台 ・緊急時対策所指揮所 3台 ・中央制御室 1台	○		
衛星電話設備 ^{注2}	衛星電話設備（FAX） 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○		
	衛星電話設備（携帯型） ^{注1} 29台 ・緊急時対策所指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・消防車庫、守衛等 12台 充電器 29台	○		

注1：発電所内と発電所外で共用
 注2：設計基準事故時及び重大事故等時にも使用する。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表6 発電所外の通信設備（発電所外）（3/3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規設置状況		写真
		社内	社外	既設	新規	
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策用 指図書：1台 事務用等：3台	○		△	△	
緊急時衛星通報システム	全体台数：2台（予備1台含む） 緊急時対策用 指図書：1台（予備1台）		○		○	
無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策用 指図書：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台		○※2		△	

※1：緊急時対策用指図書は固定型、移動式放射能測定装置（モニタ車）には無線型を設置。
 ※2：無線通信装置は、緊急時対策用指図書と移動式放射能測定装置（モニタ車）の運用に異なる。
 △：既設ままでなく、自主的に設置している機器。

女川原子力発電所2号炉

通信連絡設備（発電所外）（2/3）

主要設備	台数・保管場所	新規設置状況		写真
		既設	新規	
社内テレビ会議システム	7台 （緊急時対策用：1台 ・事務用等：6台）	○		
テレビ会議システム	1式 （緊急時対策用：1台 ・事務用等）		○	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡装置	14台 （緊急時対策用：6台 ・事務用等：8台）		○	
1F電話	7台 （緊急時対策用：3台 ・事務用等：4台）		○	
1F-FAX	7台 （緊急時対策用：3台 ・事務用等：4台）		○	
組織加入電話設備	47台（19台）※ （中央制御室：1台（1台） ・緊急時対策用：12台（1台） ・事務用等：34台（18台））		○	
加入FAX	12台（4台）※ （中央制御室：1台（0台） ・緊急時対策用：1台（1台） ・事務用等：10台（3台））		○	

※：災害時優先電話の台数を再掲
 ・台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。

通信連絡設備（発電所外）（3/3）

主要設備	台数・保管場所	新規設置状況		写真
		既設	新規	
専用電話設備（地方公共団体用ネットワーク用）	20台 （緊急時対策用：10台 ・事務用等：10台）		○	
衛星電話設備（固定型）	7台 （中央制御室：2台 ・緊急時対策用：4台 ・事務用等：1台）		○	
衛星電話設備*（携帯型）	18台 （中央制御室：5台 ・緊急時対策用：10台 ・事務用等：3台）		○	

※：発電所内と発電所外で共用
 ・台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。

泊発電所3号炉

通信連絡設備（発電所外）（2/2）

主要設備	台数・保管場所	新規設置状況		写真
		既設	新規	
社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム 1台 （緊急時対策用指図書 1台）	○		
専用電話設備（固定型）	7台 （緊急時対策用指図書 7台）		○	
専用電話設備（FAX）	7台 （緊急時対策用指図書 7台）		○	
IP電話	6台 （緊急時対策用指図書 6台 （地上系 4台、衛星系 2台））		○	
IP-FAX	3台 （緊急時対策用指図書 3台 （地上系 2台、衛星系 1台））		○	
テレビ会議システム	1台 （緊急時対策用指図書 1台）		○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用
 （注2）：既設基準事故時及び重大事故等時にも使用する。
 ・台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違
 DB/SAに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送設備 （発電所内）	SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） 【緊急時対策用：2台（予備1台）】	○	
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○	 安全パラメータ表示システム（SPDS）
データ伝送設備 （発電所外）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○	 安全パラメータ表示システム（SPDS）
	安全パラメータ伝送システム	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○	 安全パラメータ伝送システム

表7 データ伝送設備

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-1 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））

通信連絡設備（発電所内）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
送受設備 （ケーブル） （警報装置を含む）	ハンドセット	約370台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各11台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約330台 屋外：約20台	○	 ハンドセット
	スピーカ	約1000台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：4台 ・中央制御室：21台(6号炉)、18台(7号炉) ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約920台 屋外：約40台	○	 スピーカ

*台数については、今後、詳細を確認して見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ収集装置	1式 ・制御棟 プロセス計算機室		○	 【イメージ】
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1式 ・緊急時対策所	○	 【イメージ】
SPDS表示装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
データ伝送設備 （発電所外）	SPDS伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○	 【イメージ】

泊発電所3号炉

参考第1-3表 通信連絡設備の一覧
 （データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外））

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送設備 （発電所内）	データ表示端末	4台（予備3台を含む） ・緊急時対策所指揮所：4台	○	
	データ収集計算機 ^(注1)	1式 ・原子炉補助建屋：1式	○	
データ伝送設備 （発電所外）	データ収集計算機 ^(注1)	1式 ・原子炉補助建屋：1式	○	
	ERSS伝送サーバ	1式 ・原子炉補助建屋：1式	○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ページ）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

通信連絡設備（発電所内）（2/3）

主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：19台 ・6号及び7号炉中央制御室：14台（共用） ・事務建屋・原子炉建屋ほか：約280台	○		
	約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：30台 ・6号及び7号炉中央制御室：17台（共用） ・発電所員移動備分：約200台	○		
	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台	○		

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）（3/3）

主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真
		既存	新規	
携帯型音声 呼出電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室：各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：6台		○	
	12台 ・6号及び7号炉中央制御室：各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台		○	
衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：9台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）		○	
	39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：15台 ・警備地点（刈羽要、柏崎エネルギーホール）：24台		○	
無線連絡設備	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）		○	
	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：90台 ・事務建屋ほか：90台		○	

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-2 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））

通信連絡設備（発電所外）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
テレビ会議システム	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○		
専用電話設備（ボットライン）	7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：7台	○		
衛星電話設備（社内用）	テレビ会議システム（社内用）	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	
	衛星社内電話機	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台	○	

*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。

通信連絡設備（発電所外）（2/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
IP-電話機	6台（有線系：4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台（有線系）、2台（衛星系）		○	
統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	2台（有線系：1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：1台（有線系）、1台（衛星系）		○	
テレビ会議システム	1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	

*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。

通信連絡設備（発電所外）（3/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：9台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台		○	 衛星電話機 衛星電話用端末装置 アンテナ
	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：15台 ・参集地点（刈羽、柏崎エネルギホール）：24台		○	

*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-3 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送装置	1式 ・6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 ・7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室		○	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	緊急時対策支援システム 伝送装置	1式 ・6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	
	SPDS表示装置	1式 ・6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	
データ伝送設備（発電所外）	緊急時対策支援システム 伝送装置	1式 ・6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	

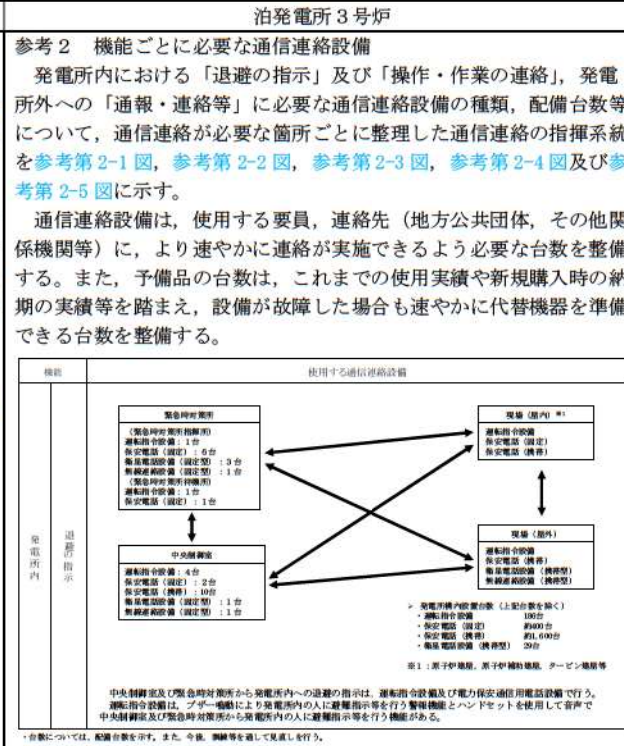
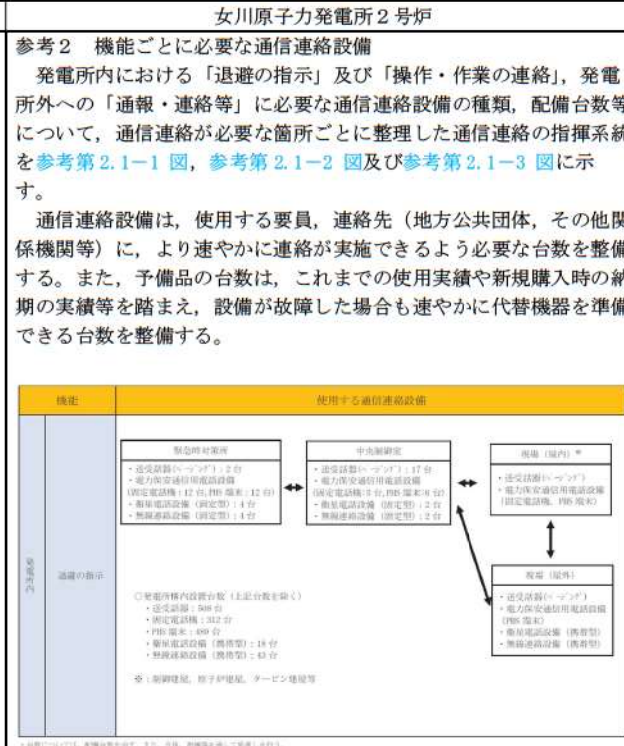
*台数については、今後、訂正等を通じて見直しを行う。

※イメージ写真

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）



【大飯】記載表現の相違
 DB/SAに係る内容（当ページ）

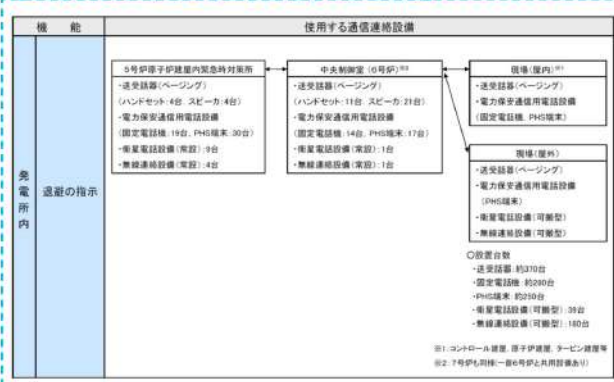
【大飯】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）

【大飯】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）

【大飯】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

【柏崎利羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>場所及び使用する通信連絡設備</p> <p>○保安電話及び運転協働設備等が使用できる場合</p> <p>○発電所構内設置台数（上記台数を除く） ・運転指令設備：約450台 ・保安電話：約1400台</p> <p>※1 保安電話には、固定、携帯を含む ※2 電子交換機等、電子交換機、タービン建屋等</p>	<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○送受話器（ハンドセット）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末）が使用できる場合</p> <p>○発電所構内設置台数（上記台数を除く） ・送受話器：500台 ・固定電話機：312台 ・PHS端末：400台</p> <p>※1 運転室、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2 モニタリングに係る作業を含む</p>	<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○運転指令設備及び電力保安通信用電話設備等が使用できる場合</p> <p>○発電所構内設置台数（上記台数を除く） ・運転指令設備：100台 ・保安電話：約400台 ・保安電話（携帯）：約1,000台</p> <p>※1：原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋等 ※2：モニタリングに係る作業を含む</p>	<p>相違理由</p>
<p>図2 「操作、作業の連絡」における指揮系統図（1/2）</p>	<p>参考第2.1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（1/2）</p>	<p>参考第2-2図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（1/2）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>			
<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○送受話器及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末）が使用できる場合</p> <p>○設置台数 ・送受話器：約570台 ・固定電話機：約240台 ・PHS端末：約250台</p> <p>※1 コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2 7号炉用（約100台伊予川用設備あり） ※3 モニタリングに係る作業を含む</p>	<p>参考図 2.1-2 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（1/2）</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

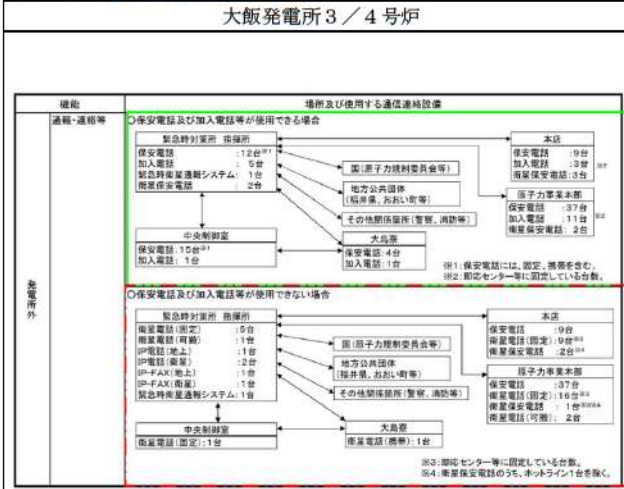
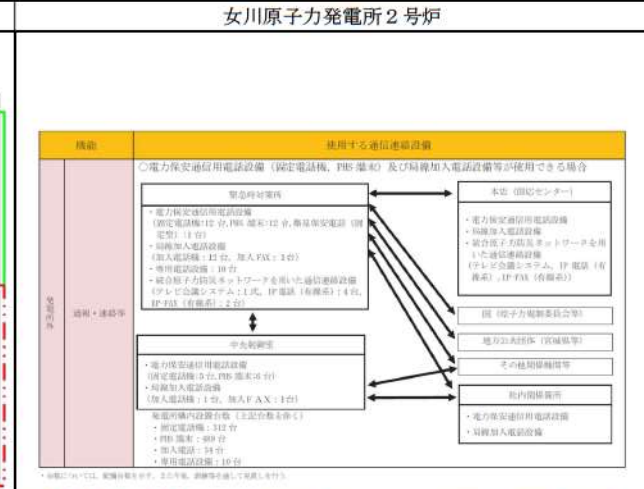
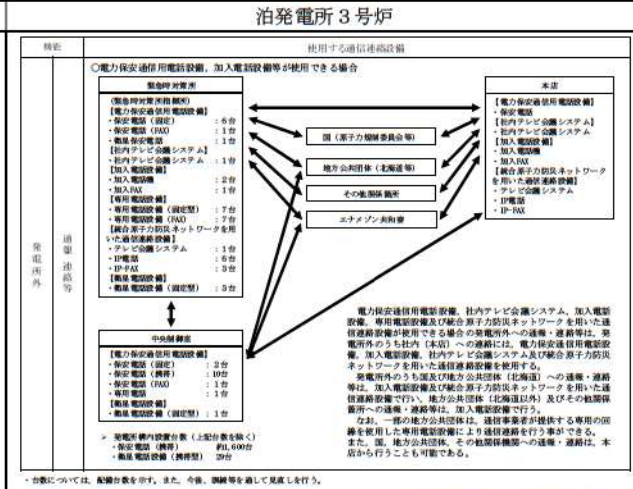


図4 「通報、連絡等」における指揮系統図

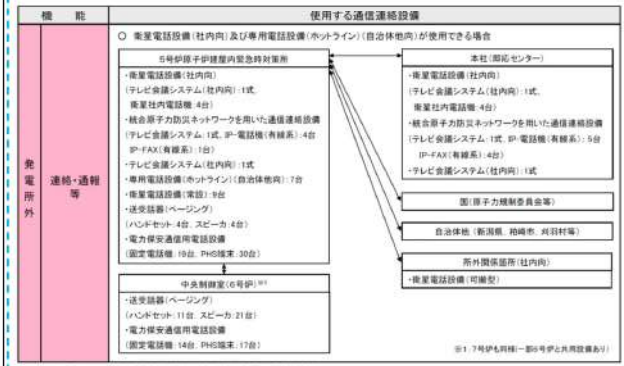


参考第2.1-3図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)



参考第2-4図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

相違理由

【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>機能 通信・連絡等</p> <p>使用する通信連絡設備 ○ 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FAX端末) 及び無線加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策室 ・衛星電話設備 (専用) : 3台 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、PC・IP電話機 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台)</p> <p>本社 (固定センター) ・衛星電話設備 (専用) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話機 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台) ・無線加入電話設備</p> <p>国 (原子力規制委員会等) 自治体 (新潟県、静岡県、浜崎村等) 所外関係箇所 (社内用) ・衛星電話設備 (携帯型)</p> <p>中央制御室 (4号炉) ・衛星電話設備 (専用) : 1台 ※1: 7号炉も同様</p> <p>※: 台数については、今後、調整等を通じて見直しを行う。</p> <p>参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>機能 通信・連絡等</p> <p>使用する通信連絡設備 ○ 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FAX端末) 及び無線加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対策室 ・衛星電話設備 (固定型) : 1台 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) : 1式、IP電話 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台</p> <p>本社 (固定センター) ・衛星電話設備 (携帯型) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台)</p> <p>国 (原子力規制委員会等) 電力公共団体 (宮城県等) その他関係箇所等 社内関係箇所 ・衛星電話設備 (携帯型) *</p> <p>中央制御室 ・衛星電話設備 (固定型) : 2台</p> <p>※: 台数については、今後、調整等を通じて見直しを行う。</p> <p>参考第 2.1-3 図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>機能 通信・連絡等</p> <p>使用する通信連絡設備 ○ 電力保安通信用電話設備、加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対策室 ・衛星電話設備 (固定型) : 3台 ・衛星電話設備 (携帯型) : 1台 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) : 1式、IP電話 (衛星系) : 2台、IP-FAX : 1台</p> <p>本社 ・衛星電話設備 (固定型) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX</p> <p>国 (原子力規制委員会等) 地方公共団体 (北海道等) その他関係箇所 エコメゾン事務所 衛星電話設備 (衛星電話機 (携帯型) : 1台)</p> <p>中央制御室 ・衛星電話設備 (固定型) : 1台</p> <p>電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない場合の発電所外への連絡・連絡等は、発電所内のうち社内 (本社) への連絡には、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。 発電所外 (社外) のうち国及び地方公共団体 (北海道) への連絡・連絡等は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備で行い、地方公共団体 (北海道以外) 及びその他関係箇所への連絡・連絡等は、衛星電話設備で行う。また、国、地方公共団体、その他関係箇所への連絡・連絡は、本社から行うことも可能である。</p> <p>※: 台数については、配線台数を示す。また、今後、調整等を通じて見直しを行う。</p> <p>参考第 2-5 図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>DB/SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・協力会社との通信連絡については参考 13 に記載</p>
<p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p><協力会社を含めた通信連絡の整理> 発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員 (協力会社含む)、および召集要員 (社員) にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p>	<p>参考 13 にて比較</p>	<p>参考 13 にて比較</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シナシナで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーバー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。</p> <p>また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違 ・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シナシナグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シナシナグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

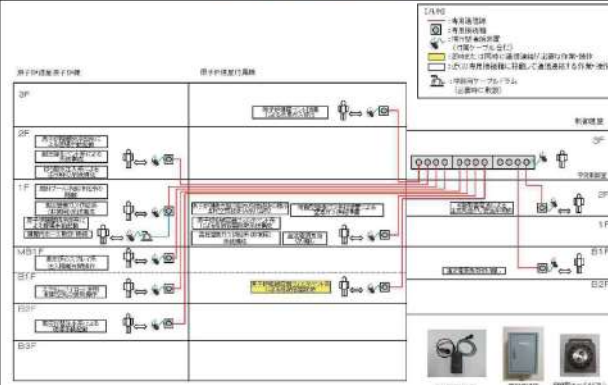
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉



図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図

女川原子力発電所2号炉

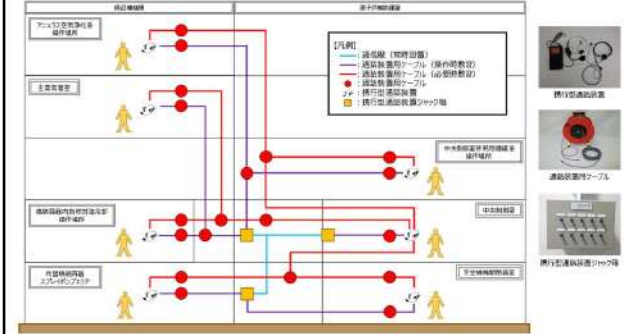


参考第3.1-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3.1-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業・操作内容	作業・操作場所	作業・操作場所
燃料プール冷却浄化系の隔離	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
高圧代替注水系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 B2F	CUW配管・バルブ室
高圧炉心スプレイ系 注入隔離弁開閉操作	原子炉建屋原子炉棟 MB1F	CRD補給室上部
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き（A系）	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機（A）室
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き（B系）	原子炉建屋付属棟 1F	（屋外）2T-5トレンチ
可搬型変電所ガス供給装置による変電所ガス供給準備	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機（A）室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱系統構成	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機（B）室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	原子炉建屋付属棟 B1F	区分II非常用電気品室
直流電源負荷切り離し	制御建屋 B1F	制御室（B）室
	原子炉建屋付属棟 1F	RW計算機室（廃棄物処理エリア）
高圧変電所ガス供給系（非常用）系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機（B）室
スクラムパイロット弁用制御空気の排気操作	原子炉建屋原子炉棟 B1F	CRD水圧制御ユニット（B）エリア
ほう酸水注入系による注水時の系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	S.L.Cポンプエリア
可搬型蓄電池による主蒸気過熱がし安全弁開放	制御建屋 2F	北側通路
原子炉建屋ベント設備による水素ガス排出	原子炉建屋付属棟 3F	R-07階段室
耐圧強化ベント系による系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	SGTSエリア
原子炉隔離時冷却系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	大物搬入口間
建屋内ホース敷設・接続	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路

泊発電所3号炉



参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業内容	携行型通話装置使用台数	使用箇所（操作箇所）	最寄りの中継点	中継点設置時	
				最寄りの中継点からの使用距離	中央制御室からの使用距離
各種作時の連絡手段確保	1	中央制御室	中央制御室	約30m	-
主蒸気過熱弁開閉調整操作	1	主蒸気管室	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	約170m	約260m
非常用発電機受電準備及び受電（シム断開操作）	1	安全機械制御室	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	約50m	約120m
代替格納容器スプレイポンプ起動操作	1	代替格納容器スプレイポンプエリア	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	約60m	約140m
アニュウス空気浄化設備タンク空気供給操作及び手動開閉操作	1	周辺補機棟	原子炉補助建屋 T.P. 40.3m	約200m	約180m
中央制御室非常用蓄電池ダンク開閉操作	1	原子炉補助建屋 T.P. 24.8m	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	約140m	約120m
格納容器内自然対流冷却系統構成操作	1	周辺補機棟 T.P. 17.8m	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	約110m	約200m

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

DB/SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載表現の相違・図表名称の相違

【女川】記載方針の相違・泊は携行型通話装置を使用する際に必要となる通話装置用ケーブルの使用距離を記載（大飯と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉

表8 各重大事故シナシで使用する携帯型通話装置の台数

事故シナシグループ	中央制御室	安全確認 制御室	保守等 作業用電源 監視室(機材)	原子炉 周辺監視	主系統 配管室	補助給水系統 監視室	合計
① 炉心損傷防止	2	2	—	—	—	—	4
② 炉心溶融防止	2	2	—	—	—	—	4
③ 炉心溶融防止	2	2	2	2	2	2	10
④ 炉心溶融防止	2	—	—	—	—	—	2
⑤ 炉心溶融防止	—	—	—	—	—	—	0
⑥ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑦ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑧ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑨ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑩ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑪ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑫ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑬ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑭ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑮ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑯ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑰ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑱ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑲ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
⑳ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉑ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉒ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉓ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉔ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉕ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉖ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉗ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉘ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉙ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉚ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉛ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉜ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉝ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉞ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㉟ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊱ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊲ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊳ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊴ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊵ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊶ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊷ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊸ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊹ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊺ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊻ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊼ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊽ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊾ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8
㊿ 炉心溶融防止	2	2	—	4	—	—	8

※1：原子炉補助建屋等へ現場用（中央制御室必要分含め）として38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-2表 各事故シナシグループ等で使用する携帯型通話装置の台数

事故シナシグループ等	中央 制御室	原子炉建屋 原子炉側	原子炉建屋 付属棟	制御棟	合計
【炉心損傷防止】					
高圧・低圧注水機能喪失	1	—	1	—	2
高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失 (T B U)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B U)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B D)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B P)	1	1*	(1)*	(1)*	2
融断熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	1	—	1	—	2
融断熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	1	—	1	—	2
原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
LOCA時注水機能喪失（中小破断）	1	—	1	—	2
格納容器パイパス（コネクト/LOCA）	1	1	—	—	2
【格納容器破損防止】					
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過熱破損) (代替循環冷却系を使用する場合)	1	—	1	—	2
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過熱破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)	1	—	1	—	2
高圧原熱物放出/格納容器蒸気直接加熱	1	—	1	—	2
原子炉压力容器内の原熱燃料-冷却剤相互作用	1	—	1	—	2
水素燃焼	1	—	1	—	2
融断炉心・コンタクト相互作用	1	—	1	—	2
【運転停止中炉心内の燃料損傷防止】					
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	1	1	—	—	2
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による 小規模漏えい)	1	1	—	—	2
【運転停止中炉心内の燃料損傷防止】					
融断熱除去機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失	1	—	1	—	2
原子炉冷却材の流出	1	1	—	—	2
反応度の誤投入	—	—	—	—	—

※：() は再掲、移動して使用する台数を示す。
 * 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・携帯型通話装置は、中央制御室に計10台を保管している。

泊発電所3号炉

参考第3-2表 各事故シナシグループ等で使用する携帯型通話装置の台数

事故シナシグループ等	中央制御室	安全確認 制御室	保守等 作業用電源 監視室(機材)	原子炉 周辺監視	主系統 配管室	補助給水系統 監視室	合計
① 炉心損傷防止	1	—	—	—	—	—	1
② 炉心溶融防止	1	1	1	3	3	1	—
③ 炉心溶融防止	1	1	1	3	3	1	—
④ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑤ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑥ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑦ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑧ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑨ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑩ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑪ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑫ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑬ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑭ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑮ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑯ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑰ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑱ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑲ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
⑳ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉑ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉒ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉓ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉔ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉕ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉖ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉗ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉘ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉙ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉚ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉛ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉜ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉝ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉞ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㉟ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊱ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊲ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊳ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊴ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊵ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊶ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊷ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊸ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊹ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊺ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊻ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊼ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊽ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊾ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—
㊿ 炉心溶融防止	1	—	—	—	—	—	—

※ 中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用（中央制御室必要分含め）として24台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違
 （大阪審査実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表9 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話（固定・携帯）の台数

事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))
【炉心保護防止】			
① 炉心異常からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	-	-	-
② 炉心異常からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統+LOCA)	1	5	7
③ 炉心異常からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	7
④ 炉心異常からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	-	-	-
⑤ 炉心異常からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	-	-	-
⑥ ECCS注水機能喪失(中圧LOCA+高圧注水失敗)	-	-	-
⑦ ECCS注水機能喪失(中圧LOCA+高圧注水失敗)	-	-	-
⑧ ECCS注水機能喪失(中圧LOCA+高圧注水失敗)	-	-	-
⑨ ECCS注水機能喪失(中圧LOCA+高圧注水失敗)	-	-	-
⑩ ECCS注水機能喪失(中圧LOCA+高圧注水失敗)	-	-	-
⑪ 炉心異常からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	-	-	-
【炉心異常監視防止】			
⑫ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	9 ^{※1}
⑬ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	9 ^{※1}
⑭ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	9 ^{※1}
⑮ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	9 ^{※1}
⑯ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	9 ^{※1}
【GPPの資料集積防止】			
⑰ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	5
⑱ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	5
【炉心異常監視防止】			
⑲ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	1	5	7
⑳ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	-	-	-
㉑ 炉心異常監視機能喪失 (主燃料冷却系+補助給水系統)	-	-	-
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)

※1: 緊急時対策所 指揮所等へ現場用として、38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）の台数

事故シーケンスグループ	衛星電話設備(固定型)		衛星電話設備(携帯型)	
	台数	台数(予備含む)	台数	台数(予備含む)
【炉心保護防止】				
①	0	0	0	0
②	1	5	7	7
③	1	5	7	7
④	0	0	0	0
⑤	0	0	0	0
⑥	0	0	0	0
⑦	0	0	0	0
⑧	0	0	0	0
⑨	0	0	0	0
⑩	0	0	0	0
⑪	0	0	0	0
【炉心異常監視防止】				
⑫	1	5	9	9
⑬	1	5	9	9
⑭	1	5	9	9
⑮	1	5	9	9
⑯	1	5	9	9
【GPPの資料集積防止】				
⑰	1	5	5	5
⑱	1	5	5	5
⑲	1	5	7	7
⑳	0	0	0	0
㉑	0	0	0	0

※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所指揮所に専用に15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に専用に2台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 *台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。

SAに係る内容(当ページ)

【女川】記載方針の相違(大飯審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表10 各重大事故シナシスで使用使用するトランシーバーの台数

事故シナシスグループ	屋外
【炉心損傷防止】	
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA +原子炉格納炉冷却機能喪失	19
③ 全交流動力電源喪失 +RCPシールドLOCA断絶	19
④ 格納炉の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納炉スプレイ失敗)	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-
⑥ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(6インチ断絶)	-
⑦ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(4インチ断絶)	-
⑧ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(2インチ断絶)	-
⑨ ECCS高圧再循環機能喪失 +ECCS高圧再循環失敗+低圧再循環失敗	-
⑩ 格納炉器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-
⑪ 格納炉器バイパス (緊急発生器伝動管破損)	-
【格納炉器破損防止】	
⑫ 格納炉器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	29※1
⑬ 格納炉器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
⑭ 格納炉器過熱破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
⑮ 炉心の冷却管-コンクリート相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑯ 炉心の冷却管-コンクリート相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	29※1
【SFPの燃料損傷防止】	
⑰ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	11
⑱ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	11
【停止中原子炉の燃料損傷防止】	
⑲ 炉心熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失 及び全交流電源喪失)	19
⑳ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-
㉑ 反応度の挿入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-3表 各事故シナシスグループ等で使用使用する無線連絡設備等の台数

事故シナシスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心損傷防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	4	17	
高圧注水・減圧機能喪失	4	—	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B D)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	19	
炉心熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	4	18	
炉心熱除去機能喪失 (格納炉冷却系が故障した場合)	4	17	
原子炉停止機能喪失	4	17	
LOCA 時注水機能喪失 (中級断)	4	18	
格納炉器バイパス (シフト/スリッパLOCA)	4	17	
【格納炉器破損防止】			
格納炉器過圧・過温破損 (代替循環冷却系を使用する場合)	4	18	
格納炉器過熱・過温破損 (代替循環冷却系を使用できない場合)	4	18	
高圧溶融物放出/格納炉器過熱・過温破損	4	18	
原子炉圧力容器内の溶融燃料-冷却材相互作用	4	18	
水素燃焼	4	18	
溶融炉心・コンクリート相互作用	4	18	
【使用済燃料プールの燃料損傷防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17	
【運転停止中原子炉内の燃料損傷防止】			
炉心熱除去機能喪失	4	—	
全交流動力電源喪失	4	18	
原子炉冷却材の流出	4	—	
反応度の挿入	4	—	

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

泊発電所3号炉

参考第3-4表 各事故シナシスグループ等で使用使用する無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) の台数

事故シナシスグループ	屋内 (緊急時対策所)		屋外
	無線連絡設備 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心損傷防止】			
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-	-	
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA +原子炉格納炉冷却機能喪失	2	9	
③ 全交流動力電源喪失 +RCPシールドLOCA断絶	2	9	
④ 格納炉の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納炉スプレイ失敗)	-	-	
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-	-	
⑥ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(6インチ断絶)	-	-	
⑦ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(4インチ断絶)	-	-	
⑧ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(2インチ断絶)	-	-	
⑨ ECCS高圧再循環機能喪失 +ECCS高圧再循環失敗+低圧再循環失敗	-	-	
⑩ 格納炉器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	
⑪ 格納炉器バイパス (緊急発生器伝動管破損)	-	-	
【格納炉器破損防止】			
⑫ 格納炉器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	2	9	
⑬ 格納炉器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	2	9	
⑭ 格納炉器過熱破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	2	9	
⑮ 炉心の冷却管-コンクリート相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗)	2	9	
⑯ 炉心の冷却管-コンクリート相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	2	9	
【SFPの燃料損傷防止】			
⑰ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	2	5	
⑱ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	2	5	

※ 無線連絡設備 (携帯型) は、緊急時対策所待機所に備用として4台、中央制御室に備用として16台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容 (当ページ)
 【女川】記載方針の相違 (大阪審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため順番を変更して記載】

参考7. 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を図10に示す。

参考4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。

参考4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を参考第4-1図に示す。

【大阪】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・大阪は参考7に記載

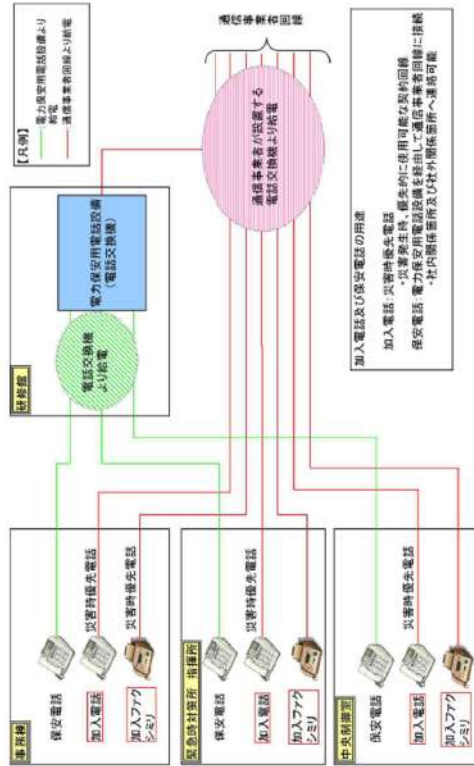
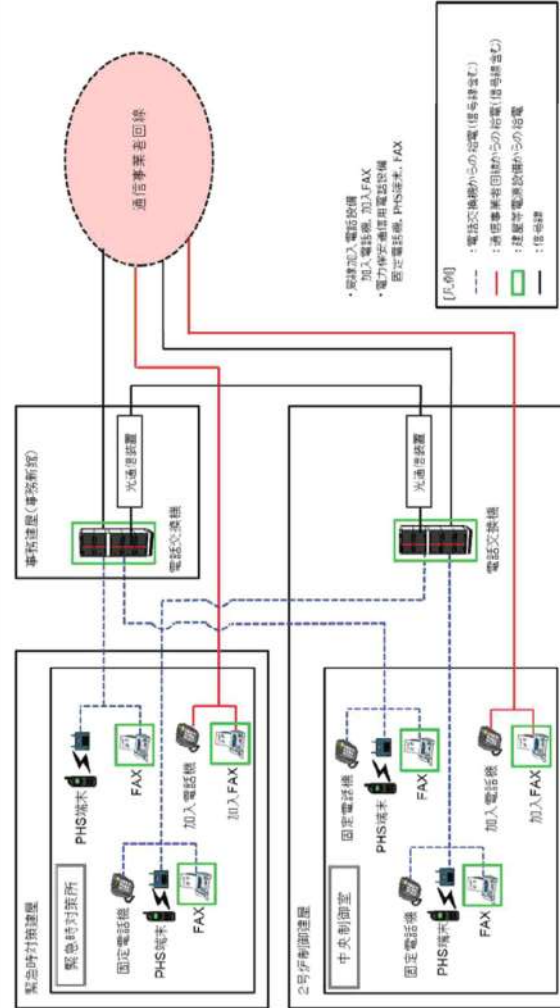
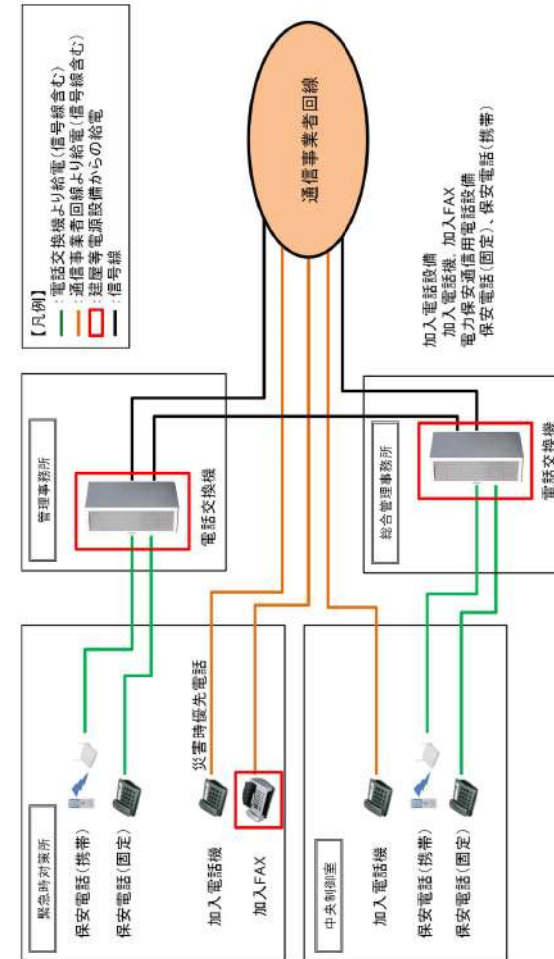


図10 加入電話システムの構成概要図



参考第4.1-1図 加入電話システムの構成概要図



参考第4-1図 加入電話システムの構成概要図

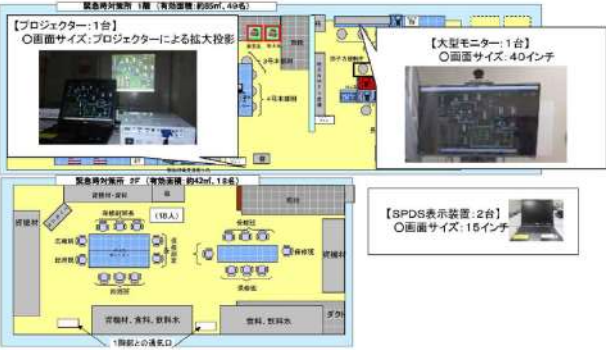
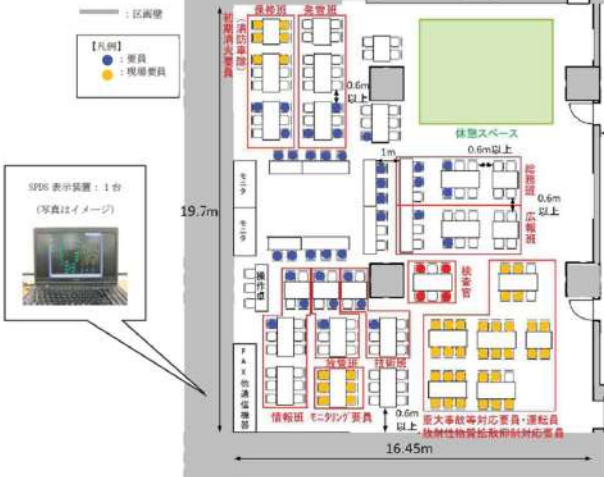

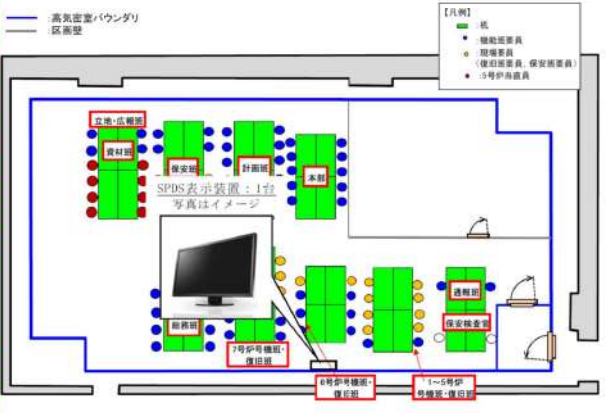
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能としている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・名称の相違 女川：SPDS データ 泊：SPDS パラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>緊急時対策所 1階（有効面積：約85㎡、40名）</p> <p>【プロジェクター：1台】 ○画面サイズ：プロジェクターによる拡大投影</p> <p>【大型モニター：1台】 ○画面サイズ：40インチ</p> <p>緊急時対策所 2F（有効面積：約42㎡、18名）</p> <p>【SPDS表示装置：2台】 ○画面サイズ：15インチ</p> <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p>	 <p>SPDS 表示装置：1台 (写真はイメージ)</p> <p>参考第 5.1-1 図 緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p>	 <p>【データ表示端末：1台(予備3台)】</p> <p>【大型モニター：1台(予備2台)】</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>参考第 5-1 図 緊急時対策所における SPDS パラメータ表示の概要</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・設備の相違 泊は、プロジェクターを 備えていないものの、 データ表示端末を予備含 め4台・大型モニタを予 備含め3台配備しており 緊急時対策所内でのデー タ共有の視認性に相違は ない</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3㉓のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

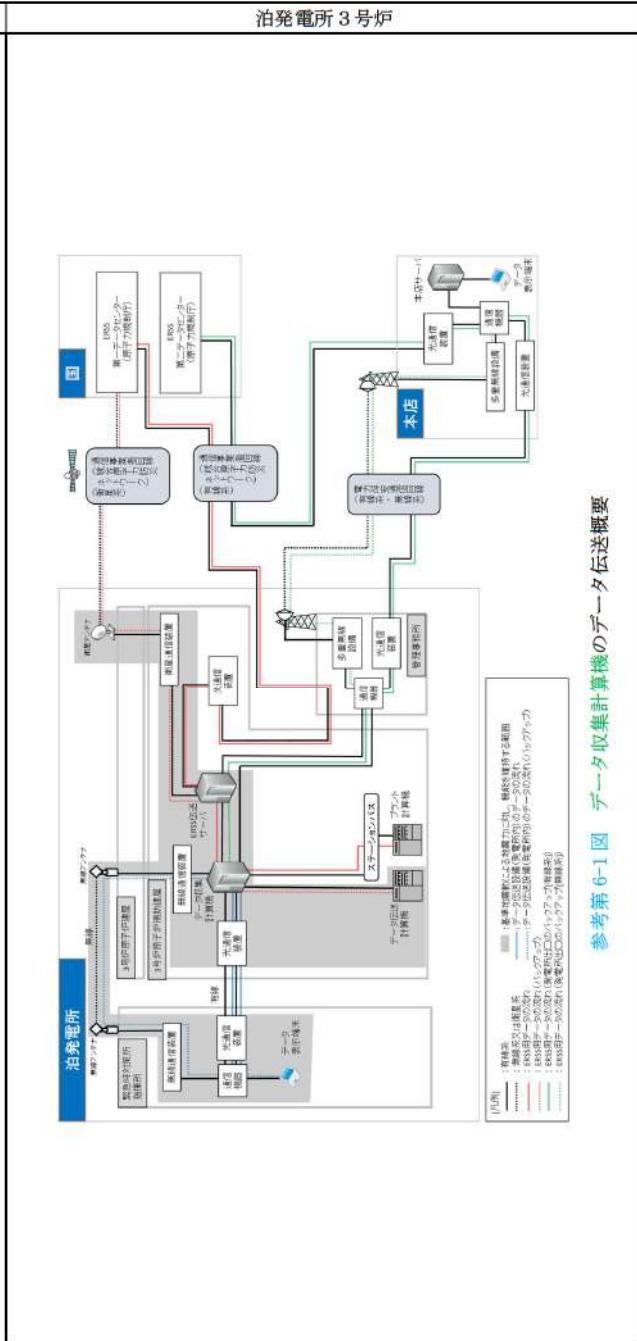
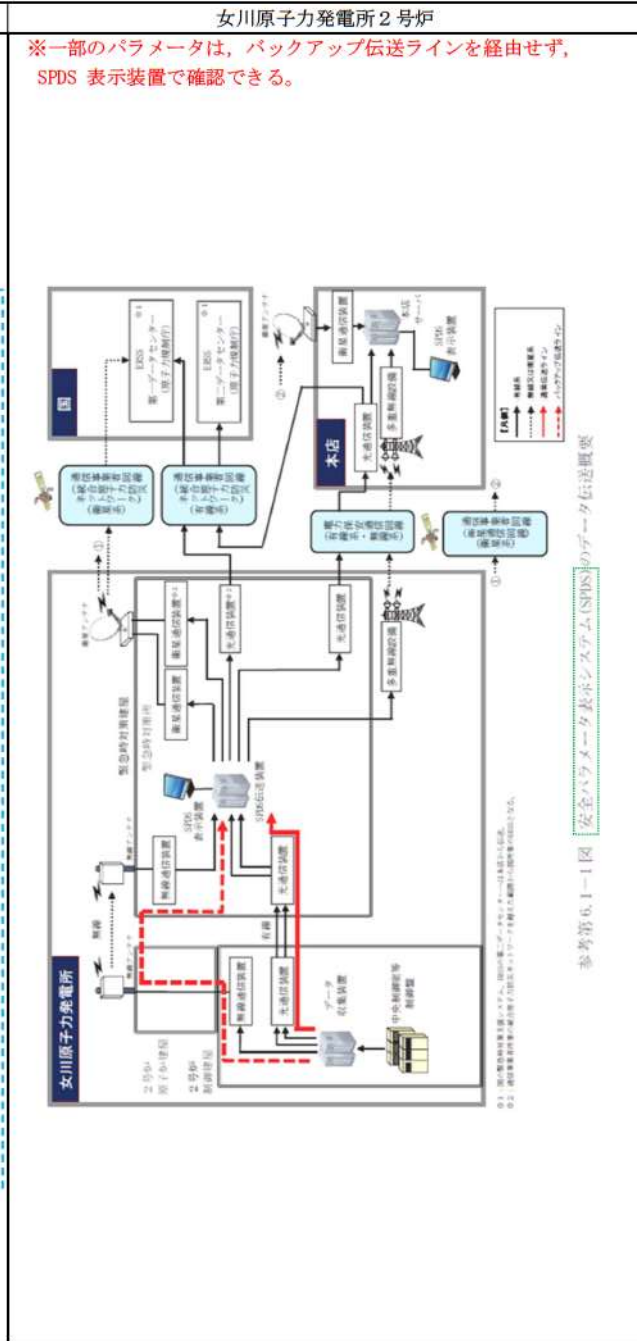
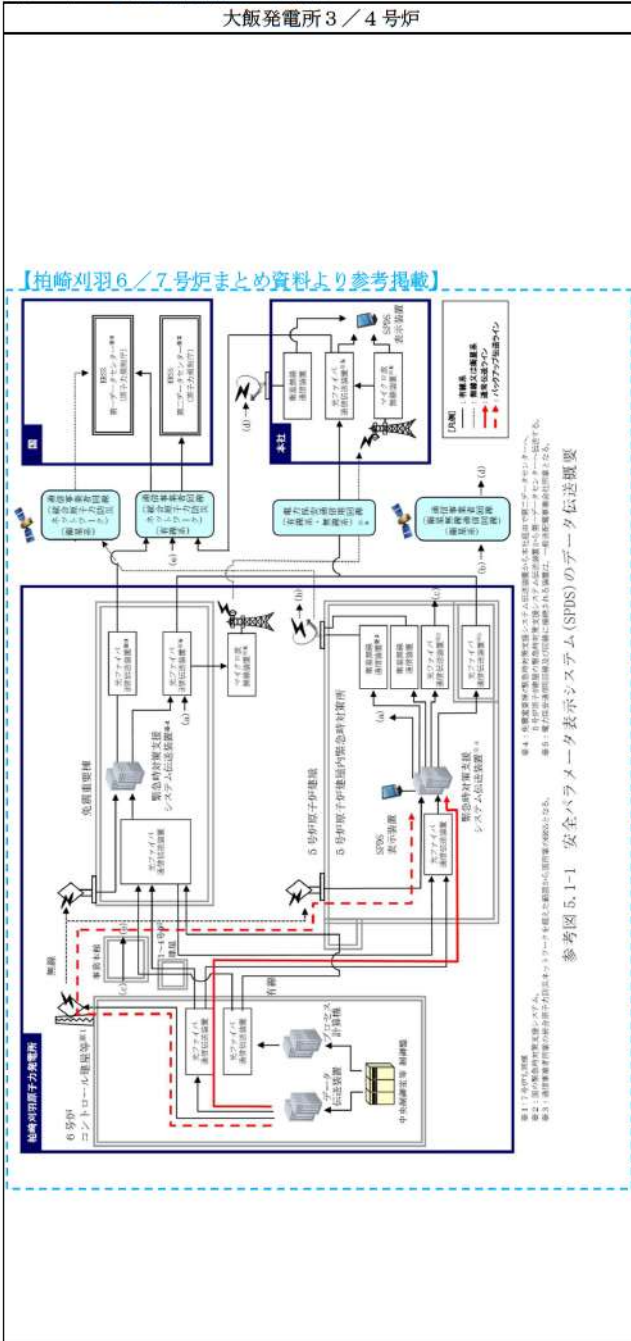
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS^{*1}盤、RMS^{*2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末は、バックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により、原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実(大阪参照)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末へデータ収集計算機間で行っている。なお、大阪と同一の設備構成である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所 指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS 伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違・2-2@記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



相違理由

【女川】・設備の相違
 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。

【女川】設計の相違
 ・2-2⑥及び⑩記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト（1/5）

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子游領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○
	Bループ1次冷却材圧力	○	○	○
	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Dループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Aループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Bループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Cループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Dループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト（2/5）

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	
	B主蒸気圧力	○	○	○	
	C主蒸気圧力	○	○	○	
	D主蒸気圧力	○	○	○	
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○	
	B高圧注入流量	○	○	○	
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○	
	D余熱除去流量	○	○	○	
燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	充てん水	○	○	○	
	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
	2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
		B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
		C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
D蒸気発生器補助給水流量		○	○	○	
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	○	
	4-3 A E G遮断器	○	○	○	
	4-3 B E G遮断器	○	○	○	
1次冷却材 サブクール度	1次冷却材サブクール度 (T/C)	○	○	○	

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ（1/10）

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A PRMレベル(深部)	○	○	○
	A PRM (A) レベル	○	—	○
	A PRM (B) レベル	○	—	○
	A PRM (C) レベル	○	—	○
	A PRM (D) レベル	○	—	○
	A PRM (E) レベル	○	—	○
	A PRM (F) レベル	○	—	○
	S RNM (A) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (B) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (C) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (D) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (E) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (F) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (G) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (H) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (A) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (B) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (C) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (D) 計数率高減	○	○	○
	S RNM (E) 計数率高減	○	○	○
S RNM (F) 計数率高減	○	○	○	
S RNM (G) 計数率高減	○	○	○	
S RNM (H) 計数率高減	○	○	○	
S RNM (A) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (B) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (C) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (D) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (E) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (F) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (G) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (H) 線形%出力	○	○	○	
全副制御全降入		○	○	○

泊発電所3号炉

参考第6.1-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ（1/5）

目的	対象パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	データ表示 端末で表示 している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	中性子游領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	A-ほう線タンク水位	○	○	○
	B-ほう線タンク水位	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	Aループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	主蒸気ライン圧力	○	○	○
	炉心冷却の 状態確認	高圧注入流量	○	○
余熱除去流量		○	○	○
燃料取替用水ピット水位		○	○	○
A-蒸気発生器水位(広域)		○	○	○
B-蒸気発生器水位(広域)		○	○	○
C-蒸気発生器水位(広域)		○	○	○
D-蒸気発生器水位(広域)		○	○	○
A蒸気発生器補助給水流量		○	○	○
B蒸気発生器補助給水流量		○	○	○
C蒸気発生器補助給水流量		○	○	○

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目
 的」は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報
 を把握できることに相
 違はない。
 【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。